大藏省預り金の制度に就ては明治二十六年に於ける改革の後は、殆ど何等著しき變化もなくして永く行はれ來りしが、大正十一年四月に至り我國會計制度の根本的改正行はれ、國庫出納制度に就ては從來の金庫制度を廢して、日本銀行預入の制度採用せられし結果、國庫金は總て日本銀行に對する政府預金として取扱はるることとなり、大藏省預金部に於ける各種預り金も亦、國庫金の一部として日本銀行に預入せらるることとなれり。茲に於てか同年二月新に左の如く預金部預金取扱規程を制定して預り金受拂の手續を規定し、同時に從來の預金取扱規程を廢止したり。

預金部預金取扱規程（大正十一年二月一日大藏省令第六號）

第一章　總則

第一條　預金規則、明治二十三年法律第七十五號其ノ他法律勅令ノ規定ニ依ル大藏省預金部預金及預金購入有價證券ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂ヲ爲スヘシ

第二條　預ケ人ハ明治三十九年勅令第二百十一號ニ依ル預金ノ預ケ人ヲ除クノ外左ノ者ヲ擔當者ト爲シ其ノ資格、氏名及住所ヲ日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ニ届出ツヘシ

一　官廳ニ係ルモノハ當該官廳ニ於ケル取扱主任官

二　社寺、教會、會社其ノ他法人ニ係ルモノハ其ノ理事者又ハ人民ノ共有ニ係ルモノハ其ノ總代二人

預金部預金及預金購入有價證券ノ受拂ニ關シ預ケ人ヨリ提出スル書類ニハ預ケ人（擔當者アル場合ニ於テハ其ノ擔當者）ノ印鑑ヲ日本銀行ニ提出スヘシ但シ必要アル場合ニ於テハ別ニ定ムル所ニ依リ特ニ指定シタル者ヲシテ證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第三條　預ケ人（擔當者アル場合ニ於テハ其ノ擔當者）及證明ヲ爲ス者ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第二章　預金ノ拂込

第四條　預ケ人預金ノ拂込ヲ爲サムトスルトキハ第一號書式ノ預金部預金拂込書ヲ添ヘ現金ヲ日本銀行ニ拂込ミ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ預ケ人カ官廳ナル場合ニ於テハ小切手用紙及預金部預金帳ノ交付ヲ受クヘシ但シ預金部預金帳ハ官廳以外ノ預ケ人ト雖之カ交付ヲ受クルコトヲ得

第五條　預ケ人保管金ノ取扱官廳ナル場合ニ於テハ保管金ヲ提出スヘキ者ヲシテ第二號書式ノ保管金振込書ヲ添ヘ現金ヲ日本銀行ニ於テ預ケ人ノ預金ニ振込マシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ振込ヲ爲サシメタル場合ニ於テハ振込濟通知書ノ交付ヲ受ケシムヘシ

第六條　預ケ人日本銀行本店ヨリ預金購入有價證券利子受入通知書又ハ預金購入有價證券償還金受入通知書ヲ受ケタルトキハ該通知書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ提出シ元加利子額又ハ償還金額ノ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

第七條　預金規則第一條第一號ノ預金ノ預ケ人ハ其ノ預金ヲ以テ購入保管ニ係ル有價證券ノ利子支拂期到來シタルモノアルトキハ第三號書式ノ有價證券利子預金組入請求書ニ、其ノ償

還ヲ受クヘキモノアルトキハ第四號書式ノ有價證券償還金預金組入請求書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ提出シ預金組入金額ノ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

第八條　預ケ人保管金ノ取扱官廳ナル場合ニ於テ日本銀行政府有價證券取扱規程第十二條ノ規定ニ依リ遺失物法ニ依ル政府保管有價證券ノ元利金受入ノ通知書ヲ受ケタルトキハ之ニ受領ノ旨ヲ記入シテ日本銀行ニ提出シ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

第三章　預金ノ拂戻

第九條　預ケ人預金ノ拂戻ヲ受ケムトスルトキハ第五號書式ノ預金部預金拂戻請求書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第十條　前條ノ場合ニ於テ第四條第二項ノ規定ニ依リ小切手用紙ノ交付ヲ受ケタル預ケ人ハ預金額ヲ限度トシテ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出スヘシ

第十一條　預ケ人保管金ノ取扱官廳ナル場合ニ於テ保管金取扱規程第十三條又ハ第十五條ノ規定ニ依リ保管替ヲ爲サムトスルトキハ第六號書式ノ預金部預金預入替請求書ヲ添ヘ保管替ヲ爲スヘキ金額ヲ券面金額トセル小切手ヲ日本銀行ニ交付スヘシ

第十二條　預ケ人保管金ノ取扱官廳又ハ供託局ナル場合ニ於テ保管金取扱規程第八條又ハ供託物取扱規則第八條ノ規定ニ依リ日本銀行ヲシテ保管金又ハ供託金ノ他店拂ヲ爲サシメムトスルトキハ他店拂ヲ爲スヘキ金額ヲ券面金額トセル小切手ノ裏面ニ保管金又ハ供託金ヲ受取ル權利ヲ有スル者ノ氏名、住所及支拂店名ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ交付スヘシ

第四章　預金ノ利子

第十三條　預金ノ利子ハ第十五條乃至第十七條ニ規定スル場合ヲ除クノ外毎年三月三十一日ヲ期トシテ計算シ之ヲ其ノ元金ニ組入ルルモノトス但シ預金全額ノ拂戻ニ係ル利子ハ預金ノ拂戻ヲ爲ストキ計算シ之ヲ其ノ元金ニ組入ルルモノトス

前項ノ規定ニ依リ利子ヲ元金ニ組入ルル預金ニ付テハ預金拂込ノ月及拂戻ノ月ハ其ノ金額ニ對シテ利子ヲ付セス預金ノ一圓未滿ノ端數ニ對シ亦同シ

第十四條　預ケ人毎年四月日本銀行ヨリ預金利子元加通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ承認ノ旨ヲ記入シ日本銀行ニ提出スヘシ

前條第一項但書及前項ノ場合ニ於テ預ケ人ハ日本銀行ニ對シ元加利子額ニ相當スル金額ノ預金部預金領收證書ヲ請求スルコトヲ得

第十五條　預金規則第一條第一號ノ預金ノ預ケ人郵便貯金規則第二十四條ノ規定ニ依リ郵便貯金ニ對スル利子ノ元加ヲ要スルトキハ第七號書式ノ預金部預金利子元加請求書ヲ、郵便貯金規則第七十九條ノ規定ニ依リ隨時郵便貯金ニ對スル利子ノ支拂ヲ要スルモノアルトキハ第八號書式ノ預金部預金利子支拂請求書ヲ大藏省預金部ニ提出スヘシ

第十六條　大藏省預金部前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ調査ノ上元加又ハ支拂ヲ爲スヘキ旨ヲ該請求書ニ記入シ之ヲ日本銀行本店ニ送付シ利子元加又ハ支拂ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第十七條　預ケ人保管金ノ取扱官廳又ハ供託局ナル場合ニ於テ保管金又ハ供託金ノ利子ヲ受取ル權利ヲ有スル者ニ對シテ利子ノ支拂ヲ要スルトキハ第九號書式ノ預金部預金利子支拂請求書ニ依リ其ノ利子額ニ相當スル預金利子額ノ支拂ヲ日本銀行ニ請求スヘシ但シ保管金

又ハ供託金ノ利子ヲ受取ル權利ヲ有スル者ノ提出シタル利子請求書ニ證明ヲ爲シタルモノヲ以テ預金部預金利子支拂請求書ニ代フルコトヲ得

第五章　預金購入有價證券

第十八條　預ケ人預金ヲ以テ有價證券ノ購入ヲ請求セムトスルトキハ第十號書式ノ有價證券購入請求書ヲ日本銀行ヲ經テ大藏省預金部ニ提出スヘシ

預金規則第一條第一號ノ預金ノ預ケ人預金ヲ以テ有價證券ノ購入ヲ請求セムトスルトキハ有價證券購入請求書ヲ大藏省預金部ニ提出スヘシ

預ケ人前二項ノ請求ヲ爲シタルトキハ有價證券購入前ト雖其ノ購入代金見積額ニ相當スル預金ハ之カ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ス

第十九條　大藏省預金部前條第一項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ該請求書ニ記載ノ購入日附ニ於ケル時價ヲ以テ日本銀行本店ヲシテ指定ノ有價證券ヲ購入保管セシムヘシ

第二十條　大藏省預金部明治二十三年法律第七十五號第二條ノ規定ニ依リ國債證券ヲ購入スル場合ニ於テハ日本銀行本店ニ對シ購入スヘキ國債證券ヲ指定シ時價ヲ以テ購入保管セシムヘシ

第二十一條　大藏省預金部日本銀行本店ヨリ購入有價證券ノ額面金額及購入代價ノ通知ヲ受ケタルトキハ第十一號書式ノ有價證券購入濟通知書ヲ日本銀行ヲ經テ預ケ人ニ送付スヘシ

第二十二條　預ケ人前條ノ通知書ヲ受ケタルトキハ該通知書ノ裏面ニ有價證券購入代價ニ相當スル金額ノ預金ヲ領收セル旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ提出シ預金購入有價證券保管通知書ノ交付ヲ受クヘシ

第二十三條　預ケ人預金購入有價證券ノ拂戻ヲ受ケムトスルトキハ第十二號書式ノ預金購入有價證券拂戻請求書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第二十四條　預ケ人日本銀行ヨリ預金購入有價證券ノ拂戻ヲ受ケタルトキハ第十三號書式ノ預金購入有價證券受領證書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第六章　證明

第二十五條　預ケ人官廳ナル場合ニ於テ日本銀行ヨリ預金部預金月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ證憑書類ト對照シ證明ノ上五日內ニ之ヲ日本銀行ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ハ大藏大臣ノ指定シタル官吏日本銀行ヨリ預金部受拂計算表ノ送付ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第七章　雜則

第二十六條　日本銀行甲店ヲ預金取扱店トスルトキハ第十四號書式ノ預金取扱店變更申込書ヲ日本銀行甲店ニ提出シ預金部預金現在額證明書ノ交付ヲ受クヘシ

預ケ人ハ前項ノ證明書ヲ日本銀行乙店ニ提出シ承認ノ旨ノ記入ヲ受クヘシ

第二十七條　預ケ人預金部預金領收證書、預金部預金振込濟通知書又ハ預金購入有價證券保管

通知書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得第五條第二項ノ振込人預金部預金振込済通知書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ亦同シ

第二十八條　第二十五條ノ規定ニ依リ預ケ人又ハ大藏大臣ノ指定シタル官吏預金部預金月計突合表又ハ預金部受拂計算表ニ證明ヲ爲シタル後其ノ證明ニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ證明ヲ爲シ之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第二十九條　預金部預金帳ノ交付ヲ受ケタル預ケ人ハ隨時之ヲ日本銀行ニ提出シ預金ノ受拂額ノ記入ヲ受クヘシ

第三十條　預金規則第一條第一號ノ預金ノ預ケ人ハ日本銀行ヨリ預金購入有價證券保管帳ノ交付ヲ受ケ隨時之ヲ日本銀行ニ提出シ預金購入有價證券ノ受拂額ノ記入ヲ受クヘシ

附　則

第三十一條　本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二條　預金取扱規程ハ之ヲ廢止ス

第三十三條　本令施行前大藏省預金部ニ預入ヲ爲シタル預ケ人ハ從前ノ規定ニ依ル總代人、擔當者又ハ取扱主任官ヲ以テ本令ニ規定スル擔當者ト爲シタルモノト看做ス

保管金取扱規程第二十三條ノ規定ニ依ル預金部預金ノ預ケ人ハ保管物取扱規程ニ依ル取扱主任官ヲ以テ本令ニ規定スル擔當者ト爲シタルモノト看做ス

第三十四條　本令施行前預ケ人カ金庫ヨリ交付ヲ受ケタル預金通帳ハ本令ニ依リ日本銀行ヨリ交付ヲ受ケタル預金部預金帳ト看做ス

（書式省略）

而して國庫預金制度採用と共に、國庫金の出納は日本銀行をして取扱はしむることとなりしを以て、同年二月大藏省令第十號を以て新に日本銀行國庫金取扱規程を制定し、同行に於ける國庫金出納事務の手續を規定したり。右規程の全文は既に本編第一章第三節中に之を掲載せしを以て、左に其の中預金部預金に關係ある部分を抄錄すべし。

日本銀行國庫金取扱規程（大正十一年二月一日大藏省令第十號）（抄錄）

第一章　總　則

第一條　日本銀行ハ本令ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ出納竝政府預金ニ關スル事務ヲ取扱フヘシ

第二條　日本銀行ハ其ノ本店、支店及代理店ヲシテ國庫金ノ出納ヲ取扱ハシムヘシ

前項ノ代理店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第三條　日本銀行ハ地方ニ統轄店ヲ設ケ其ノ所屬店ニ於ケル國庫金出納ノ事務ヲ統轄スヘシ

前項ノ統轄店及其ノ所屬店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第四條　日本銀行ハ左ノ區分ニ依リ國庫金ノ出納ヲ取扱フヘシ

一　歳入金

二　歳出金

三　預託金

四　預金部預金

五・其ノ他ノ國庫金

第五條　日本銀行ハ其ノ本店ニ當座預金勘定、別口預金勘定及指定預金勘定ヲ置キ政府預金ヲ區分整理スヘシ

第六條　當座預金勘定ハ日本銀行ニ於テ取扱フ國庫金ノ受拂ヲ整理スヘキ勘定トス

第七條　別口預金勘定ハ大藏大臣ノ定ムル種別ニ屬スル現金ノ受入ニ依ル預金ノ受拂ヲ整理スヘキ勘定トス

第八條　指定預金勘定ハ大藏大臣ニ於テ特別ノ條件ヲ指定シタル預金ノ受拂ヲ整理スヘキ勘定トス

第九條　前二條ノ預金ノ受拂及其ノ預金相互間ノ組替ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外總テ當座預金勘定ヲ經由スヘシ

第十條　當座預金勘定ニ屬スル預金ニハ政府ノ爲ニスル支拂ノ準備ニ必要ナル金額ヲ除クノ外相當ノ利子ヲ附スヘシ

別口預金勘定ニ屬スル預金ハ無利子トス

指定預金勘定ニ屬スル預金ニハ大藏大臣ノ指定スル條件中ニ定ムル利子ヲ附スヘシ

第十一條　日本銀行ハ國庫金ノ出納ニ關シ臨時至急ヲ要スルトキハ各廳ノ請求ニ依リ營業時間外ト雖之カ取扱ヲ爲スヘシ

第十二條　日本銀行ノ取扱フ國庫金ニシテ各店間ニ振替受拂ヲ要スルモノノ取扱手續ニ付テハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第五章　預金部預金

第五十二條　日本銀行預金部預金取扱規程第四條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金拂込書ヲ添ヘ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ第五號書式ノ預金部預金領收證書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

前項ノ預ケ人ニシテ供託局ナル場合ニ於テハ日本銀行ハ前項ノ手續ヲ爲スノ外其ノ提出ヲ受ケタル供託書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付スヘシ

第五十三條　日本銀行預金部預金取扱規程第六條又ハ第七條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金購入有價證券償還金受入通知書、有價證券利子預金組入請求書又ハ有價證券償還金預金組入請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ預金部預金領收證書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ預金部預金取扱規程第八條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ通知書ノ送付ヲ受ケタルトキ亦同シ

第五十四條　日本銀行預金部預金取扱規程第五條ノ規定ニ依リ保管金ヲ提出スヘキ者ヨリ預ケ人ノ預金ニ振込ヲ受ケタルトキハ第六號書式ノ預金部預金振込濟通知書ヲ振込人ニ交付スヘシ

第五十五條　日本銀行預金部預金取扱規程第九條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金拂戻請求書ノ提出ヲ受ケタルトキ又ハ預金部預金取扱規程第十條ノ規定ニ依リ振出シタル小切手ノ呈示ヲ受ケタルトキハ預ケ人ノ預金額ヲ限度トシテ之カ支拂ヲ爲スヘシ

第四十六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ小切手ノ呈示ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十六條　日本銀行ハ日本銀行政府有價證券取扱規程第二十三條第二項ノ手續ヲ爲スモノニ付テハ預ケ人ノ預金中ヨリ有價證券購入代價ニ相當スル金額ヲ拂出スヘシ

第五十七條　日本銀行預金部預金取扱規程第十一條ノ規定ニ依リ甲預ケ人ヨリ乙預ケ人ノ預金ニ預入替ノ請求ヲ受ケタルトキハ甲預ケ人ニ領收證書ヲ交付シ自店カ乙預ケ人ノ預金取扱店ナル場合ニ於テハ預入替ノ手續ヲ爲シ預金部預金領收證書ヲ乙預ケ人ニ交付シ、他店カ乙預ケ人ノ預金ニ受入ノ手續ヲ爲シ預金部預金領收證書ヲ乙預ケ人ニ交付スヘシ

第五十八條　日本銀行預金部預金取扱規程第十二條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ他店拂ノ請求ヲ受ケタルトキハ領收證書ヲ交付シ支拂店タル日本銀行ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行保管金支拂通知書又ハ供託金支拂通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ受取人ヨリ領收證書ヲ徵シ支拂ヲ爲スヘシ

第五十九條　日本銀行ハ毎年四月十日迄ニ預金部預金取扱規程第十三條第一項本文ノ規定ニ依リ預金ノ利子ヲ元金ニ組入レ第七號書式ノ預金利子元加通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

預金全額拂戻ニ係ル利子ハ預金部預金取扱規程第十三條第一項但書ノ規定ニ依リ之ヲ元金ニ組入レ拂戻ノ手續ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ預ケ人ヨリ預金部預金領收證書ヲ交付スヘシ

當スル金額ノ預金部預金領收證書ヲ交付スヘシ

第六十條　日本銀行預金部預金取扱規程第十六條ノ規定ニ依リ預金部預金利子元加請求書又ハ預金部預金利子支拂請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ利子元加又ハ支拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十一條　日本銀行預金部預金取扱規程第十七條ノ規定ニ依リ預金部預金利子支拂ノ請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ受取人ヲシテ之ニ領收ノ旨ヲ記入セシメ支拂ヲ爲スヘシ

第六十二條　日本銀行ハ前二條ノ規定ニ依リ支拂フヘキ利子額ヲ預ケ人ノ預金ニ組入ルヘシ

第六十三條　日本銀行甲店預金部預金取扱規程第二十六條第一項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金取扱店變更申込書ヲ受ケタルトキハ預ケ人ノ預金ヲ拂出シ第八號書式ノ預金部預金現在額證明書ヲ預ケ人ニ交付シ日本銀行乙店ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行乙店ハ其ノ通知金額ヲ預ケ人ノ預金トシテ受入レ預金部預金取扱規程第二十六條第二項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金現在額證明書ノ提出ヲ受ケタルトキハ該證明書ニ承認ノ旨ヲ記入シ之ヲ預ケ人ニ返付スヘシ

第六十四條　日本銀行預金部預金取扱規程第四條第二項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金帳交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ第九號書式ノ預金部預金帳ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第六十五條　日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル預金部預金拂込書、保管金振込書、預金部預金利子元加請求書、預金部預金拂戻請求書、支拂濟ノ小切手、預金部預金利子支拂請求書、預金取扱店變更申込書其ノ他ノ證憑書類ヲ受拂ニ區別シ預金ノ種別、預ケ人別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證憑書類ト共ニ所轄統轄店ニ於テ保存スルモノトス

第七章　帳簿

第七十條(抄錄)　日本銀行ハ會計規則第百六十條第一號、第二號及第五號ノ帳簿トシテ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

十三　預金部内譯帳

前項ノ帳簿中(中略)第八號乃至第十五號ノ帳簿ハ日本銀行各店ニ之ヲ備フヘシ

第八十一條　預金部内譯帳ニハ左ノ種別及口座ヲ設ケ預金部ノ受拂額ヲ記入スヘシ

一　預金規則第一條第一號及第二號ノ預金ハ取扱廳、取扱主任官別ノ口座

二　預金規則第一條第三號ノ預金、貯蓄債券法第七條ノ預金及明治三十九年勅令第二百十一號ノ預金ハ預ケ入別ノ口座

三　會計規則第百二十一條ノ規定ニ依ル預金ハ保管金、供託金ノ種別及取扱廳、取扱主任官別ノ口座

四　各特別會計資金ノ預金ハ大藏大臣ノ定ムル種別及口座

日本銀行本店ニ備フル預金部内譯帳ニハ前項ニ規定スルモノノ外大藏大臣ノ定ムル口座ヲ設ケ預金部資金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第八十二條(抄錄)　第七十條第一號乃至第十三號ノ帳簿ニハ之ヲ備フル日本銀行ニ於テ左記各號ニ依リ受拂額ヲ記入スヘシ

六　第八號乃至第十三號ノ帳簿ニハ各店ニ於ケル受拂額

第八十四條　本章ニ規定スル帳簿ノ樣式及記入ノ方法ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第八十五條　日本銀行各店間ノ振替受拂ヲ記入スヘキ帳簿ノ種類、樣式及記入ノ方法ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第八章　計算報告

第八十六條(抄錄)　日本銀行ハ國庫金ノ出納ニ關シ左ノ計算報告表ヲ調製スヘシ

九　預金部預金月計突合表　第十八號書式

十　預金部受拂計算表　第十九號書式

第九十二條　預金部預金月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル預金部預金ノ受拂額中預金規則第一條第三號、貯蓄債券法第七條及明治三十九年勅令第二百十一號ノ預金ノ受拂額ヲ除キタルモノヲ揭ケ每月之ヲ調製シ預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書、支拂濟ノ小切手其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十三條　預金部受拂計算表ハ各統轄店ニ於テ其ノ取扱ヒタル預金部預金ノ受拂額及所屬代理店ノ取扱ヒタル預金部預金ノ受拂額中前條ノ月計突合表ニ揭ケサルモノヲ揭ケ每月之ヲ調製シ預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書其ノ他ノ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ大藏大臣ノ指定スル官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ送附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第十章　雜則

第九十八條　日本銀行歲入徵收官、出納官吏、預金部預金ノ預ケ人又ハ振込人ヨリ領收濟通知書、領收證書、預託金領收證書、預金部預金振込濟通知書又ハ預金購入有價證券保管通知書ノ證明請求書ノ提出アリタル場合ニ於テハ之ヲ調査シ正當ナリト認メタルトキハ該請求書ノ餘白ニ證明ノ上之ヲ歲入徵收官、出納官吏、預ケ人又ハ振込人ニ交付スヘシ但シ振込人ニ對シ證明ヲ爲シタル場合ニ於テハ預ケ人ニ對シテ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

前項ノ規定ハ收納事務ヲ取扱フ市町村、銀行、會社其ノ他ノ者ヨリ拂込濟證明ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ帳簿又ハ證憑書類ニ記入シ置クヘシ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙從來金庫制度の下に在りては、法令の規定に依り政府自ら所有し、又は私人所有に係るものの寄託又は供託を受けて政府の保管する各種有價證券は、總て之を大藏省預金部の保管に屬せしめ、更に金庫をして之が受拂及保管事務を取扱はしめしものなるが、會計制度改正の結果、此等政府所有及保管有價證券は預金部の保管を離れて、直接之を日本銀行に寄託し、同行をして之が受拂及保管に當らしむることとなれり。茲に於て從來預金部に於て保管し來りし諸證券中、對支文化事業及賠償金等特別會計成立の基礎となれるもの、預金部を始め各種特別會計に於て其の資金運用の爲に購入所有せるもの、竝に政府が銀行、會社等に投資して得たるもの等は、之を政府所有有價證券と稱し、又法令の規定に依り政府の保管に屬する私有の有價證券、及法令の規定に依り政府に供託せらるる有價證券は、之を政府保管有價證券と稱し、更に此等兩種の有價證券を包括して政府有價證券と總稱して、之を日本銀行直接の取扱に委ぬることとなれり。而して從來預金部に於て、預金者の請求に依り預り金を以て購入保管に當りし有價證券は、右改正に依り當然政府保管有價證券の一部として取扱はるるに至りしものとす。以上政府有價證券の取扱に關しては、大正十一年二月大藏省令第八號・日本銀行政府有價證券取扱規程（省令第十一號）等の諸規程を設けて其の手續を定むる所ありしが、此等の諸規程は便宜上次節に於て其の全文を掲載すべきを以て、茲には之を省略す。

既に述べたる所の如く大藏省預金に關する制度の根幹たる預金規則及預金特別會計に關する法律は、明治十八年及二十三年の制定以後、共に何等の變更をも加へらるることなくして、永く行はれ來りしが、此等の法令は其の規定極めて不備不完全にして、預金の取扱又は其の運用利殖の方法竝に預金部資金の收支經理の方法等に關して、何等明確なる規定を存することなく、遺憾の點尠からざるものあり。更に又其の事務取扱の機關に就ては、既述の如く從來理財局國庫課をして之に當らしめ來りしと雖も、預金の額年々膨脹し、之が運用經理の事務も著しく複雜となるに及びては、從來の組織を以てしては之が處理は到底不充分なるを免れず。斯くて預金に關する制度改善の必要は夙に一般に認められし所にして、世上之が論議を爲すもの少からざりき。政府亦其の必要を認め、大正十四年三月行政財政の整理刷新を行ふに際して、大に預金制度に改革を加へたり。卽ち從來の預金規則及預金特別會計に關する法律を廢止して、新に預金部預金法及大藏省預金部特別會計法を制定し、更に大藏省官制を改正して、新に大藏省中に預金部なる機關を設置したり。今右改革の主要なる點を述

ぶれば、先づ預金部預金法に於ては預金部預金と預金部資金との觀念を區別し、郵便貯金竝に法律勅令に依り大藏省預金部に預入るる現金は之を預金部預金と爲し、右預金部預金に預金部特別會計の積立金及支拂餘裕金を合したるものを預金部資金と稱して、之を運用利殖することと爲したり。而して同法は右預金部資金の運用上の方針を明確に規定して、有利且確實なる方法を以て國家公共の利益の爲に運用すべきものと爲し、且其の運用に當りては、特に設置せられたる預金部資金運用委員會に諮問することと爲し、以て資金濫用の弊を防がんことを圖れり。尙從來預金規則第一條第三號の規定に依り、預金部に於て社寺教會會社竝に人民共有積立金を預り來りしも、預金制度改革の結果預金部に於ては郵便貯金官廳關係の預金及其の他法令を以て特に規定したる現金以外は預らざることとなりしを以て、預金部預金法は民間よりの預入に係る預金の處理に就て規定を設け、此等民間よりの預金にして同法施行の際現存するものは、預け人之が拂戻を請求せざる限り、總て之を郵便貯金に振替ふることと爲したり。隨て明治二十三年法律第七十五號に基き、預け人の請求に依り其の預金を以て有價證券を購入保管するの制度も之を廢止し、從來の有價證券は預け人拂戻の請求なき限り、郵便貯金を以て購入したるものと看做して、之を保管することとせり。更に又從來預金部は明治三十九年勅令第二百十一號の規定に基き、明治三十七八年戰役に關し下賜せられたる公債證書及現金を預り來りしが、預金制度改革の結果、民間預金及其の購入有價證券の取扱に關する方針を右の如く決定せしを以て、此等一時賜金及下賜公債に對しても、右と同樣の處置を採ることと爲したり。次に大藏省預金部特別會計に於ては、從來の預金特別會計に代へて大藏省預金部特別會計を設置することと爲し、預金部資金の運用利殖金及預金部預金の利子の外、運用手數料、一般會計繰入金、事務

取扱費、運用損失金等をも、其の歳入歳出中に包含せしむることと爲すと共に、預金部資金に屬する運用資産にして價格の減損を生じたる場合は、之が償却を行はしむることとし、以て收支經理の明確を期せんことを圖れり。次に預金に關する事務は、既述の如く從來大藏省理財局に於て之を管掌せしが、預金制度の改革を機として新に大藏省中に預金部を設置し、上述預金部預金の管理及預金部資金の運用竝に預金部特別會計の經由等、預金部に關する一切の事務を管掌せしむることと爲したり。茲に於て預金部なる名稱は始めて國家の一機關を指すものとなれり。今上述の預金部預金法及大藏省預金部特別會計法の全文を揭ぐれば左の如し。

預金部預金法（大正十四年三月三十日法律第二十五號）

第一條　法律勅令ニ依リ大藏省預金部ニ預入ルル現金ハ預金部預金トシ大藏大臣之ヲ管理スヘシ

第二條　郵便貯金トシテ受入レタル現金ハ之ヲ大藏省預金部ニ預入レ其ノ利子ヲ以テ貯金利子ノ支拂ニ充ツヘシ

第三條　預金部預金ノ種類、利子及取扱ニ關シテハ大藏大臣之ヲ定ム

第四條　預金部預金竝大藏省預金部特別會計ノ積立金及支拂上ノ餘裕金ハ之ヲ預金部資金トシ預金部資金運用委員會ニ諮問シ有利且確實ナル方法ヲ以テ國家公共ノ利益ノ爲ニ之ヲ運用スヘシ

預金部資金運用委員會ノ組織權限及預金部資金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　預金部資金ノ運用ニ關スル事務ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

附　則

本法ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

預金規則、明治二十三年法律第七十五號及明治三十九年勅令第二百十一號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前大藏省預金部ニ於テ受入レタル預金ハ之ヲ預金部預金トス

預金規則第一條第三號ノ規定ニ依ル預金及其ノ預金ヲ以テ購入保管シタル國債證券竝明治三十九年勅令第二百十一號ニ依ル預金及預託ノ國債證券ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノニ付本法施行後三月內ニ預ケ人之カ拂戻ノ請求ヲ爲ササルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ預金ハ之ヲ郵便貯金ニ振替ヘ國債證券ハ之ヲ郵便貯金法第九條ノ規定ニ依リ購入シタルモノト看做シテ保管ス

大藏省預金部特別會計法（大正十四年三月三十日法律第十三號）

第一條　大藏省預金部ノ會計ハ之ヲ特別トシ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條　本會計ニ於テハ預金部資金ノ運用利殖金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ預金部預金ノ利子運用手數料、每年度豫算ノ定ムル所ニ依リ他ノ會計ヘ繰入ルル金額、事務取扱費、附屬諸費及運用損失金ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條　預金部資金ニ屬スル運用資產ニシテ價格ノ減損ヲ生シタルモノアルトキハ本會計ノ決算上生シタル剩餘又ハ積立金ヲ以テ之ヲ償却スヘシ

第四條　本會計ノ決算上剩餘ヲ生シタルトキハ前條ノ償却ニ充テ殘餘アルトキハ之ヲ積立ツヘシ

本會計ノ決算上不足ヲ生シタルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スヘシ

第五條　所管大臣ハ日本銀行ニ命シ預金部預金ノ利子ノ支拂ヲ爲サシムルヲ爲之カ資金ヲ日本銀行ニ交付スルコトヲ得

第六條　政府ハ每年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第七條　本會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

明治二十三年法律第二十一號ハ之ヲ廢止ス但シ大正十三年度分預金特別會計ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

預金特別會計ニ屬スル積立金ハ之ヲ本會計ニ歸屬セシム

右兩法律の制定に伴ひ同年四月勅令第五十五號を以て預金部資金運用規則を制定して、資金運用方法竝に運用委員會の組織等に關して規定し、更に勅令第五十四號を以て大藏省預金部特別會計規則を制定して、右特別會計の收入支出に關する詳細の手續を定めたり。今其の全文を示せば左の如し。

預金部資金運用規則（大正十四年四月一日勅令第五十五號）

第一條　預金部資金ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ運用スヘシ

一　國債又ハ地方債ノ應募、引受又ハ買入

二　一般會計又ハ特別會計ニ對スル貸付

三　特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ノ發行ニ係ル社債又ハ產業債券ノ應募、引受又ハ買入

四　特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル銀行ニシテ社債ヲ發行セサルモノニ對スル貸付

五　外國政府ノ發行ニ係ル國債ノ應募又ハ買入

六　日本銀行ニ對スル在外指定預金

第二條　大藏大臣ハ毎年度預金部資金ノ運用ニ關シ必要ナル計畫ヲ定メ豫メ之ヲ預金部資金運用委員會ニ付議スヘシ其ノ計畫ニ付追加又ハ變更ヲ爲サムトスルトキ亦同シ

第三條　大藏大臣ハ毎年度預金部資金運用報告書ヲ調製シ年度經過後四月內ニ之ヲ預金部資金運用委員會ニ提出スヘシ

前項ノ報告書ニハ當該年度ニ於ケル預金部資金運用ノ狀況及運用資產ノ異動ニ關スル重要ナル事項ヲ記載スヘシ

第四條　本令ニ定ムルモノヲ除クノ外預金部資金ノ運用ノ爲必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第五條　預金部資金運用委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ大藏大臣ノ諮問ニ應シ預金部資金ノ運用ニ關スル事項ヲ調查審議ス

第六條　預金部資金運用委員會ハ預金部資金ノ運用ニ關シ大藏大臣ニ建議スルコトヲ得

第七條　預金部資金運用委員會ハ會長一人及委員十五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第八條　會長ハ大藏大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第九條　委員ハ左ニ揭クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　大藏政務次官

二　大藏次官

三　關係各廳高等官

四　會計檢查院部長

五　日本銀行總裁

六　學識經驗アル者

前項第三號第四號及第六號ニ揭クル者ヲ以テ充ツル委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第十條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ其ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第十一條　預金部資金運用委員會ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ大藏部內高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十二條　預金部資金運用委員會ニ書記ヲ置ク

書記ハ大藏部内判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ運用中ノ預金部資金ニシテ其ノ運用方法カ第一條ノ規定ニ該當セサルモノニ付テハ同條ノ規定ニ拘ラス仍其ノ運用方法ニ依ルコトヲ得

大藏省預金部特別會計規則（大正十四年四月一日勅令第五十四號）

第一條　歳入歳出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ收支計算表及貸借對照表竝其ノ年三月三十一日ニ於ケル運用資産明細表ヲ添附スヘシ

第二條　毎年度出納ノ完結迄ニ收入濟又ハ支出濟ト爲ラサルモノハ現ニ其ノ收支ヲ爲シタル年度ノ歳入又ハ歳出トス

第三條　預金部資金ニ屬スル運用資産ノ保有價格ハ毎年三月三十一日ニ於テ時價ニ準據シテ之ヲ改定スヘシ但シ時價ヲ超エサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　預金部資金ニ屬スル運用資産ニシテ價格ノ減損ヲ生シタルモノアルトキハ本會計ノ歳入ノ收入濟額ヨリ歳出ノ支出濟額ヲ控除シタル剩餘額ヲ以テ之ヲ償却シ尚不足アルトキハ積立金ヲ以テ之ヲ償却スヘシ

第五條　毎年度ニ於ケル歳入ノ收入濟額ヨリ歳出ノ支出濟額ヲ控除シ剩餘アルトキハ前條ノ償却ニ充テ殘餘アルトキハ之ヲ積立金ニ組入ルヘシ

毎年度ニ於テ歳入ノ收入濟額カ歳出ノ支出濟額ニ對シ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スヘシ

第六條　歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第七條　運用金ノ出納ニ關スル手續ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第八條　大藏省預金部ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ預金部資金ノ受拂及運用竝本會計ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スヘシ

第九條　所管大臣ハ毎月末ニ於ケル收支計算表、貸借對照表及運用資産明細表ヲ調製スヘシ

收支計算表、貸借對照表及運用資産明細表ノ樣式ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第十條　本令ニ規定セサルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

前揭預金部預金法は其の附則第四項に於て、民間よりの預託に係る現金及有價證券は、命令の定むる所に依り之を郵便貯金に振替ふべき旨を定めしを以て、右規定に從ひ同年六月大藏・遞信省令を以て左の如く右振替に關する手續を定めたり。

大藏遞信省令（大正十四年六月二十四日）

第一條　預金規則第一條第三號ノ規定ニ依ル預金及明治三十九年勅令第二百十一號ニ依ル預金ニシテ預金部預金法施行後三月内ニ預ケ人之カ拂戻ノ請求ヲ爲サヽルトキハ大正十四年六月三十日ヲ以テ之ヲ郵便貯金ニ振替ヘ預ケ人ニ對シ郵便貯金通帳ヲ交付ス但預ケ人既ニ他ノ郵便貯金通帳ヲ所持スル場合ニハ貯金轉記ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依リ郵便貯金ニ振替ヘタル預金ノ利子ニ付テハ大正十四年六月分迄ノ利子ヲ從前ノ規定ニ依リ計算シ郵便貯金ノ全部拂戻又ハ利子元加ノ際其ノ支拂又ハ元加ヲ爲スヘシ

第三條　預金規則第一條第三號ノ規定ニ依ル預金ヲ以テ購入保管シタル國債證券及明治三十九年勅令第二百十一號ニ依ル預託ノ國債證券ニシテ預金部預金法施行後三月内ニ預ケ人之カ拂戻ノ請求ヲ爲サヽルトキハ大正十四年六月三十日ヲ以テ之ヲ貯金局保管ニ組替ヘ預ケ人ニ對シ證券保管通帳ヲ交付ス

第四條　從前ノ預金部預金又ハ預金購入保管國債證券ノ拂戻ニ關シ特ニ定メタル者ノ證明ヲ要スル場合ニ於テ其ノ證明ヲ爲スヘキ者ハ大正十四年七月一日以後之ヲ郵便貯金ノ加入者トス

第五條　第一條及第三條ノ規定ニ依リ郵便貯金通帳又ハ證券保管通帳ノ交付ヲ受ケタル者從前ノ規定ニ依リ日本銀行ヨリ交付ヲ受ケタル預金部預金帳又ハ證券保管證書ヲ所持スルトキハ之ヲ日本銀行ニ返還スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の如く預金制度に大改正を加へし結果、預金部預金の取扱に關する手續規程にも改正を施す必要あるを以て、同年四月大藏省令第五號及第六號を以て左の如く夫々預金部預金取扱規程及日本銀行國庫金取扱規程の一部に改正を加へたり。

大藏省令第五號（大正十四年四月一日）

預金部預金取扱規程中左ノ通改正ス

第一條中「預金規則明治二十三年法律第七十五號其ノ他法律勅令ノ規定ニ依ル大藏省預金部預金」ヲ「預金部預金」ニ改ム

第二條　預ケ人ハ左ノ者ヲ擔當者ト爲シ其ノ資格氏名及住所ヲ日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ニ屆出ッヘシ

一　官廳ニ係ルモノハ當該官廳ニ於ケル取扱主任官

二　法人ニ係ルモノハ其ノ理事者

預金部預金及購入有價證券ノ受拂ニ關シ預ケ人ヨリ提出スル書類ニハ擔當者之ニ記名捺印スヘシ

第三條　「預ケ人（擔當者アル場合ニ於テハ其ノ擔當者）及證明ヲ爲ス者」ヲ「前條ノ擔當者」ニ改ム

第四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ預ケ人ハ預金ノ拂戻ニ使用スル小切手用紙ノ交付ヲ受クヘシ

預ケ人ハ前項小切手用紙ノ外必要アル場合ニ於テハ預金部預金帳ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第六條　削除

第七條中「預金規則第一條第一號ノ」ヲ「預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル」ニ改ム

第九條　預ケ人預金ノ拂戻ヲ受ケムトスルトキハ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出スヘシ

第十條　削除

第十五條中「預金規則第一條第一號ノ」ヲ「預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル」ニ改ム

第十八條　預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金ノ預ケ人預金ヲ以テ有價證券ノ購入ヲ請求セムトスルトキハ第十號書式ノ有價證券購入請求書ヲ大藏省預金部ニ提出スヘシ

第十九條　大藏省預金部前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ該請求書ニ記載ノ購入日附ニ於ケル時價ヲ以テ日本銀行本店ヲシテ指定ノ有價證券ヲ購入セシムヘシ

第二十條　削除

第三十條中「預金規則第一條第一號ノ」ヲ「預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル」ニ改ム

（書式改正省略）

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

預金部預金法附則第四項ニ規定スル預金及國債證券ニシテ本令施行後三月內ニ受拂ヲ爲スモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

大藏省令第六號（大正十四年四月一日）

日本銀行國庫金取扱規程中左ノ通改正ス

第五十三條中「第六條又ハ」及「預金購入有價證券利子受入通知書、預金購入有價證券償還金受入通知書」ヲ削ル

第五十五條中「預ケ人ヨリ預金部預金拂戻請求書ノ提出ヲ受ケタルトキ又ハ預金部預金取扱規程第十條ノ規定ニ依リ」ヲ削ル

第八十一條　預金部內譯帳ニハ左ノ種別及口座ヲ設ケ預金部ノ受拂額ヲ記入スヘシ

一　預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金及官廳ノ預金ハ取扱廳取扱主任官別ノ口座

二　會計規則第百二十一條ノ規定ニ依ル預金ハ保管金、供託金ノ種別及取扱廳取扱主任官別ノ口座

三　各特別會計資金ノ預金ハ大藏大臣ノ定ムル種別及口座

四　其ノ他ノ預金ハ預ケ人別ノ口座

日本銀行本店ニ備フル預金部內譯帳ニハ前項ニ規定スルモノノ外大藏大臣ノ定ムル口座ヲ設ケ預金部資金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第九十二條中「預金規則第一條第三號貯蓄債券法第七條及明治三十九年勅令第二百十一號」ヲ「官廳」ニ改メ「除キタルモノヲ」ヲ削ル

（書式改正省略）

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

預金部預金法附則第四項ニ規定スル預金ニシテ本令施行後三月内ニ受拂ヲ爲スモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

整大正十五年三月に至り更に右兩規程の一部に改正を加へたり。其の中預金部預金取扱規程に關する改正の主なる點は(一)郵便貯金竝に保管及供託金を除く他の預金に就き、普通預金及定期預金の二種を設けしこと(二)從來大藏省告示を以て定め來りし預金利子割合を本規程中に規定せしこと(三)日本銀行特扱代理店設置に伴ひ預金取扱手續を改正せしこと等にして、日本銀行國庫金取扱規程に關する改正は、日本銀行特扱代理店制度の新設竝に上述預金部預金取扱規程の改正に伴ふものなりとす。今預金部預金取扱規程改正法令の全文、竝に日本銀行國庫金取扱規程の改正法文中預金に關する部分を掲載すれば左の如し。

大藏省令第九號(大正十五年三月二十九日)

預金部預金取扱規程中左ノ通改正ス

第一章ノ次ニ左ノ一章ヲ加フ

第二章　預金ノ種類

第三條ノ二　預金部預金中預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金及會計規則第百二十一條ノ規定ニ依ル預金以外ノモノハ之ヲ普通預金及定期預金ノ二種トス

第三條ノ三　普通預金ハ預ケ人ノ請求アルトキハ何時ニテモ之カ拂戻ヲ爲スモノトス

定期預金ハ預入ノ日ヨリ六月以上ノ約定期間之カ拂戻ヲ爲ササルモノトス但シ約定期間内ト雖預ケ人ノ要求アルトキハ事情ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

「第二章」ヲ「第三章」ニ改ム

第四條　預ケ人預金ノ拂込ヲ爲サムトスルトキハ定期預金ニ在リテハ第一號書式ノ預金部預金拂込書ヲ其ノ他ノ預金ニ在リテハ第一號ノ二書式ノ預金部預金拂込書ヲ添ヘ現金ヲ日本銀行ニ拂込ミ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

定期預金以外ノ預金ノ預ケ入ハ預金ノ拂戻ニ使用スル小切手用紙ノ交付ヲ受クヘシ

預ケ入ハ必要アル場合ニ於テハ預金部預金帳ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第七條中「第四號書式ノ有價證券償還金預金組入請求書ニ受領ノ旨ヲ記入シ」ノ下ニ「當該有價證券ノ記番號内譯表ヲ添附シテ」ヲ加フ

第八條ノ二　預ケ入定期預金ノ更新ヲ爲サムトスルトキハ其ノ期限到來ノ日迄ニ第四號ノ二書式ノ預金部定期預金更新通知書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

預ケ入前項ノ手續ヲ爲ササルトキハ定期預金ノ期限到來ノ日ヨリ普通預金ニ預入替ヲ爲シタルモノト看做ス

「第三章」ヲ「第四章」ニ改ム

第九條　預ケ入預金ノ拂戻ヲ受ケムトスルトキハ定期預金ニ在リテハ第五號書式ノ預金部預金拂戻請求書ヲ日本銀行ニ提出シ其ノ他ノ預金ニ在リテハ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出スヘシ

「第四章」ヲ「第五章」ニ改ム

第十二條ノ二　普通預金及定期預金ニ對シテハ拂込ノ翌日ヨリ拂戻ノ日迄日割計算ヲ以テ左

ノ區分ニ依リ利子ヲ付スヘシ但シ一圓未滿ノ端數ニ對シテハ利子ヲ付セス

一、普通預金　　年二分五厘

二、定期預金　　年五分

第三條ノ三第二項但書ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲シタル定期預金ノ額ニ對シテハ利子ヲ付セス但シ事情ニ依リ普通預金ニ付スヘキ利子ト同額以下ノ利子ヲ付スルコトヲ得

第十三條　普通預金ノ利子ハ毎年三月三十一日ヲ期トシテ計算シ之ヲ其ノ元金ニ組入ルルモノトス但シ預金全額ノ拂戻ニ係ル利子ハ預金ノ拂戻ヲ爲ストキ計算シ之ヲ其ノ元金ニ組入ルルモノトス

第十三條ノ二　預ケ人定期預金ノ利子ノ支拂ヲ受ケムトスルトキハ定期預金期限到來ノ日ニ於テ第六號ノ二書式ノ預金部預金利子支拂請求書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

預ケ人前項ノ手續ヲ爲ササルトキハ前項ノ利子ハ期限到來ノ日ニ普通預金トシテ拂込マレタルモノト看做ス

第十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

第十三條但書及前項ノ場合ニ於テ預ケ人ハ日本銀行ニ對シ元加利子額ニ相當スル金額ノ預金部預金領收證書ヲ請求スルコトヲ得

第十四條ノ二　預ケ人日本銀行ヨリ預金部豫金利子組入通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ承認ノ旨ヲ記入シ日本銀行ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ預ケ人ハ日本銀行ニ對シ定期預金利子ノ普通預金組入額ニ相當スル金額ノ預金部預金領收證書ヲ請求スルコトヲ得

第十五條　預ケ人官廳ナル場合ニ於テ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ヨリ預金部預金ノ受入及拂渡ノ請求書竝支拂小切手ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ預金部預金月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ證明ノ上五日內ニ之ヲ日本銀行ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ返付スル場合ニ於テハ預金取扱店ヲ經由スヘシ

第一項ノ規定ハ大藏大臣ノ指定シタル官吏統轄店ヨリ預金部受拂計算表ノ送付ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

「第七章」ヲ「第八章」ニ改ム

第二十八條中「之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ」ヲ「之ヲ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ニ送付スヘシ」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ送付スル場合ニ於テハ預金取扱店ヲ經由スヘシ

（書式改正省略）

附　則

ノ預金部預金領收證書ヲ請求スルコトヲ得

「第五章」ヲ「第六章」ニ改ム

第二十三條中「第十二號書式ノ預金購入有價證券拂戻請求書」ノ下ニ「ニ當該有價證券ノ記番號內譯表ヲ添附シ之」ヲ加フ

「第六章」ヲ「第七章」ニ改ム

第二十五條　預ケ人官廳ナル場合ニ於テ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ヨリ預金部預金ノ受入及拂渡ノ請求書竝支拂小切手ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ預金部預金月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ證明ノ上五日內ニ之ヲ日本銀行ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ返付スル場合ニ於テハ預金取扱店ヲ經由スヘシ

第一項ノ規定ハ大藏大臣ノ指定シタル官吏統轄店ヨリ預金部受拂計算表ノ送付ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

「第七章」ヲ「第八章」ニ改ム

第二十八條中「之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ」ヲ「之ヲ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ニ送付スヘシ」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ送付スル場合ニ於テハ預金取扱店ヲ經由スヘシ

（書式改正省略）

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金及會計規則第百二十一條ノ規定ニ依ル預金以外ノ預金ニシテ本令施行前預入ニ係ルモノニ付テハ其ノ預ケ人ハ本令施行後一月内ニ預金ノ種類ヲ定メ之ヲ日本銀行ニ通知スルコトヲ要ス

預ケ人前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ本令施行ノ日ニ於テ當該預金ニ預入替ヲ爲シタルモノト看做シ其ノ通知ヲ爲ササルトキハ本令施行ノ日ニ於テ普通預金ニ預入替ヲ爲シタルモノト看做ス

大正九年九月大藏省告示第百六十五號ハ之ヲ廢止ス

大藏省令第十二號（大正十五年三月二十九日）（抄錄）

日本銀行國庫金取扱規程中左ノ通改正ス

第三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

日本銀行ハ前項ノ所屬店中特ニ必要アルモノヲ特扱店ト爲スコトヲ得

第一項ノ統轄店及其ノ所屬店竝前項ノ特扱店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第五十二條第一項ヲ左ノ如ク改ム

日本銀行預金部預金取扱規程第四條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金拂込書ヲ添ヘ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ定期預金ニ在リテハ第五號書式ノ預金部預金領收證書ヲ、其ノ他ノ預金ニ在リテハ大藏省預金部ノ指揮ヲ受ケ日本銀行預金部預金取扱規程第八條ノ二第一項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部定期預金更新通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ當該定期預金更新ノ手續ヲ爲スヘシ

期限到來ノ日迄前項通知書ノ送付ナキトキハ其ノ金額ヲ普通預金ニ組入レ第六號ノ二書式ノ預金部普通預金組入通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第五十六條中「第二十三條第二項」ヲ「第二十三條」ニ改ム

第五十八條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第四十八條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ隔地ノ受取人ニ對シ送金支拂ノ手續ヲ爲シタルモノニ付之ヲ準用ス

第五十九條　日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ハ毎年四月十日迄ニ預金部預金取扱規程第十三條本文ノ規定ニ依リ普通預金ノ利子ヲ元金ニ組入レ第七號書式ノ預金利子元加通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ統轄店カ預金利子元加通知書ヲ交付スル場合ニ於テ自店カ預金取扱店ニ非サルトキハ其ノ預金取扱店ヲ經由スヘシ

日本銀行ハ預金部預金取扱規程第十三條但書ノ場合ニ於テハ利子ヲ元金ニ組入レ拂戻ノ手續ヲ爲スヘシ

第一項及前項ノ場合ニ於テ預ケ人ヨリ預金部領收證書ノ請求ヲ受ケタルトキハ元加利子ニ相當スル金額ノ預金部預金領收證書ヲ交付スヘシ

第五十九條ノ二　日本銀行ハ預金部預金取扱規程第十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ預金部預金利子支拂請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ當該預金ノ利子ヲ預ケ人ニ支拂フヘシ

預金部預金取扱規程第十三條ノ二第二項ノ場合ニ於テハ日本銀行ハ當該定期預金ノ利子ヲ預ケ人ノ普通預金ニ組入レ第七號ノ二書式ノ預金部預金利子組入通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條中「日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ハ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ニ係ル」ヲ「日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル」ニ改メ但書中「代理店」ヲ「特扱代理店」ニ改ム

第七十條第二項中「日本銀行統轄店」ニ、第六號及第八號乃至第十五號ノ帳簿ハ日本銀行統轄店ニ」ヲ「第六號及第八號乃至第十三號ノ帳簿ハ日本銀行特扱代理店ニ、第十四號及第十六號第八號、第九號及第十一號乃至第十三號ノ帳簿ハ日本銀行各店ニ」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

日本銀行ハ支拂元受高ヲ要スル特別會計、預金部預金及預託金ノ受拂殘額ヲ明瞭ナラシムル爲適宜ノ帳簿ヲ設クヘシ

第八十一條第一項第一號乃至第四號ヲ左ノ如ク改ム

一　預金部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金ハ預ケ人ノ口座

二　會計規則第百二十一條ノ規定ニ依ル預金ハ保管金、供託金ノ種別及預ケ人、取扱主任官別ノ口座

三　其ノ他ノ預金ハ大藏大臣ノ定ムル種別及口座

第九十二條　預金部預金月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル預金部預金中官廳ノ預金ノ越高、受拂額及殘額ヲ揭ケ毎月之ヲ調製シ預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書竝支拂濟小切手ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十二條ノ二　特扱代理店ハ其ノ取扱ヒタル歲出金、歲出支拂未濟繰越金、預託金及預金部預金ノ月計突合表ヲ調製シ其ノ證明ヲ受クヘシ

前四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十三條　預金部受拂計算表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ヒタル預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書及支拂濟小切手ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ大藏大臣ノ指定スル官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

（書式改正省略）

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

預金制度に關する諸規程は爾後何等の變更なくして、大正末年に至れるものとす。

最後に預金部預金の種類及其の利子に就て概說すべし。既述の如く大藏省預金制度の創設當時に在りては驛遞局貯金の預り金の外、準備金中預金・印刷局据置金・保晃金等種々雜多の預り金の種目を存し、其の利子割合及支拂方法等も、其の種類に從ひ時々の契約又は請願に依りて決定せられ、何等一定する所なかりしが、明治十八年五月預金規則の制定せらるるに及びて、此等各種の預金を㈠驛遞局貯金（後に郵便貯金）㈡各官廳の成規に從ひたる積立金㈢社寺・敎會・會社其の他人民の共有に係る積立金の三種に統一し、其の利子割合の如きも、第一種の預金に就ては從前大藏・遞信兩省間に締結せられたる定率を繼承して、預り高千圓未滿に對しては年六分、同千圓以上に對しては年四分八厘とし、第三種の預金卽ち社寺・敎會・會社・人民共有積立金に就ては、之を通常預金と定期預金とに分ち、前者に對しては預り高千圓未滿は年六分、同千圓以上は年四分八厘とし、後者に對しては年六分と定めたり。而して第二種の預金卽ち各官廳積立金に就ては、大體に於て右第三種預金と同一の取扱を爲すことせり。然れども當時此等官廳竝に社寺・會社等の預託に係る各種預金中には、特別の事情に基き、以前より引續き特別の利率を繼承せしものあり、或は又新に請願に依り特別を以て、一般の定率以外の利率を定めしもの等ありて、其の取扱千差萬別にして、頗る煩雜を極めたり。然るに爾後一般經濟界の情勢に應じて驛遞局貯金及普通預金の利子は、翌十九年五月及九月の兩度に於て低減せられ、又上

述の如き特別の利子を附したる預金も、其の間に於て漸次其の利率を右の普通預金と同一に改定せられ、斯くて明治二十三年六月に至りて、大藏省預金の利子割合は全部郵便貯金・通常預金・定期預金の三種に統一せられたり。而して普通預金に於ける通常・定期の區別も、翌二十四年一月以降廢止せられしを以て、爾後大藏省預金の利率は、郵便貯金及通常預金の二種に就き、各千圓以上と以下とを區別するのみとなれり。而も右郵便貯金の利率と通常預金の利率とは、其の之を規定する根據を異にするに止まり、實際の率は兩者相異る所なきものにして、爾後經濟社會の狀況に伴ひ、此等兩者の利率は屢〻改定せられしと雖も、其の率は常に同一を保ち、以て大正十五年三月の改正の時に及べり。

以上は預金規則に基き預金部に於て預託を受くる一般の預金なるが、此等一般の預金の外、尙預金部に於ては各種の特別法令の規定に從ひ預託を受くる特殊の預金あり。其の第一は各特別會計法規に基き預金部に預け入れらるるものにして、卽ち明治二十三年特別會計制度の創設と共に、先づ中央備荒儲蓄金・官立學校及圖書館資金は之を預金局に寄託すべきものと定められ、尋いで明治三十二年に至り更に敎育基金・災害準備基金・軍艦水雷艇補充基金の三基金も之を預金部に寄託することとなれり。爾後特別會計の數の增加するに伴ひ、法令の規定を以て其の基金・資金・支拂餘裕金・積立金等を預金部へ寄託すべきことを命ぜられ、又は寄託することを許さるるもの漸次增加したり。而して此等特別會計の預金に對する利子に就ては夫々個別的に規定せられ、其の利率の如きも一定せざれども、大體三分六厘乃至五分の間に決定せられ、斯かる特別の規定なき分に對してのみ通常預金の利子を附せらるるものとす。特殊預金の第二は右特別會計の預金以外に、特別の法令を以て公共團體又は銀行會社等の所有に屬する預金の寄託を命じ又は許せるものにして、罹災救助基金・貯蓄債券賣

却代金・小學校教員恩給基金・日本勸業銀行資金・東洋拓殖株式會社資金等は卽ち之なり。此等の預金も亦其の利率は一定せず、個々の場合に就て決定せらるるものとす。以上一般及特殊預金の外、更に明治二十三年保管及供託の制度設けらるるに及びて、此等の現金も亦大藏省預金局に於て保管すべきものとせられしが、其の利率は保管金(有利子の分)に在りては通常預金の利率を附するものとし、供託金に對しては三分六厘と定められたり。

以上の如くにして預金部預金の種類は、預金制度創設以來種々の變遷を經、大正十四年四月預金制度改革當時に在りては、預金規則に依りて預金部に寄託せらるる郵便貯金及通常預金(官廳積立金・社寺教會會社人民共有積立金)、特別の法令に依り預金部に寄託せらるる特殊預金竝に保管及供託金等を存せしが、預金制度の改革に當り從來の預金規則を廢して新に預金部預金法制定の結果、社寺教會會社其他人民共有積立金の預託は將來之を廢止することとと爲し、從來存在せるものは之を郵便貯金に振替へたり。然るに翌大正十五年四月に至り預金部預金の取扱方法に改正を加へ、郵便貯金及政府保管金の預金を除く以外の各種預金は、之を普通預金及定期預金の二種に分ち、便宜一種又は二種を選擇して預入せしむることとせり。而して之と同時に其の利率を定めて前者を二分五厘、後者を五分と爲したり。茲に於てか預金部預金の種別は、郵便貯金・保管及供託金・復興貯蓄債券收入金預金等特別のものを除きては、總て普通預金及定期預金の兩種に統一せらるることとなり、從來區々に分れし利率も亦、此等兩種に對するものを存するのみとなれり。今預金部に預託せらるる各種預金の種別竝に其の利率の沿革を表示すれば左の如し。尙預金部預金の增減竝に資金運用の狀況等に關しては本書第九編中に於て詳說する所を參照すべし。

(一)　預金部預金種別竝預入根據法令一覽表

預金種別	根據法令	實施期	備考
郵便貯金	預金規則(明治一八年太政官布告第一三號)第一條	明治一八年七月	大正一四年預金部預金法を以て同年三月限廢止
保管金	預金部預金法(大正一四年法律第二五號)第二條	大正一四年四月	
	會計規則(大正一一年勅令第一號)第一二一條	明治二三年勅令第二號	大正一一年會計規則を以て同年三月限廢止
供託金	(供託規則(明治二三年勅令第一四五號)第一條 供託法(明治三二年法律第一五號)第一條 會計規則(大正一一年勅令第一號)第一二一條	大正一一年四月	明治三二年供託法を以て同年三月限廢止
中央備荒儲蓄金	明治二三年法律第二一號第二條	明治二三年四月	明治三二年罹災救助基金法を以て同年六月限廢止
教育基金	教育基金特別會計法(明治三二年法律第八〇號)第五條	同　三二年四月	
災害準備基金	災害準備基金特別會計法(明治三二年法律第八一號)第四條	同　三二年四月	
軍艦水雷艇補充基金	軍艦水雷艇補充基金特別會計法(明治三二年法律第七九號)第五條	同　上	明治四四年法律第一五號を以て四三年度限廢止
	(罹災救助基金法(明治三二年法律第七七號)第一七條	同　上	大正四年法律第一〇號を以て四年度限廢止
驛遞局貯金(郵便貯金)	官廳の成規に從ひたる積立金	明治三二年七月	
	社寺・教會・會社其他人民の共有に係る積立金		

＊罹災救助基金	北海道罹災救助基金法（明治三八年法律第三七號）第四條	明治三八年四月	同　四二年四月	
	沖繩縣罹災救助基金法（明治四二年法律第一九號）第四條	同	同　三三年一月	
	臺灣罹災救助基金規則施行規則（明治三二年總督府令第一三一號）第五條	同	同　三七年八月	
貯蓄債券賣却代金	貯蓄債券法（明治三七年法律第一八號）第七條	同	同　三九年八月	
＊日露戰役一時賜金	明治三九年勅令第二一一號	同	同　三九年九月	
癈兵院基金	癈兵院基金管理規則（明治三九年勅令第二三四號）第三條	同	同　二三年四月	
學校資金 圖書館資金	官立學校及圖書館特別會計規則（明治二三年勅令第五二號）第四條 學校及圖書館特別會計規則（明治四〇年勅令第六〇號）第三條	同 同	同　四〇年度	明治四〇年學校及圖書館特別會計規則を以て三九年度限廢止
帝國大學資金	帝國大學特別會計規則（明治四〇年勅令第五三號）第三條 大學特別會計規則（大正一〇年勅令第八一號）第三條	同 大正一〇年勅令	同　上	大正一〇年大學特別會計規則を以て九年度限廢止
官立大學資金	大學特別會計規則（大正一〇年勅令第八一號）第三條	同	同　上	
帝國鐵道特別會計餘裕金	帝國鐵道會計法（明治四二年法律第六號）第一三條	明治四二年	明治四二年度	
＊日本勸業銀行預り金及營業上餘裕金	日本勸業銀行法（明治二九年法律第八二號）第三一條	同	同　四三年四月	明治四三年法律改正の結果預金部預入の規定を設く（法律第三五號）
＊農工銀行預り金及營業上餘裕金	農工銀行法（明治二九年法律第八三號）第二三條	同	同　上	同上（法律第三六號）

＊東洋拓殖株式會社營業上餘裕金	東洋拓殖株式會社法（明治四一年法律第六三號）第二二條	同	上	同上（法律第四九號）
治水費資金特別會計餘裕金	治水費資金特別會計法（明治四四年法律第一四號）第八條	同	同　四四年度	大正四年法律第七號を以て四年度限廢止
朝鮮事業公債金特別會計餘裕金	朝鮮事業公債金特別會計法（明治四四年法律第一九號）第三條	同	上	大正八年法律第一五號を以て七年度限廢止
＊帝國學士院學術奬勵金特別會計餘裕金	帝國學士院學術奬勵金特別會計法（明治四四年法律第三八號）第四條	同	上	大正四年法律第一二號を以て四年度限廢止
＊簡易生命保險特別會計餘裕金	簡易生命保險特別會計法（大正五年法律第四三號）第三條の二	大正一〇年四月	大正四五年度	大正一四年法律第一九號を以て一三年度限廢止
＊簡易生命保險積立金	簡易生命保險特別會計規則（大正六年勅令第六八號）第四條	同	同　六年八月	大正一〇年法律改正の結果預金部預入の規定を設く（法律第四一號）
公債金特別會計餘裕金	公債金特別會計法（大正八年法律第一五號）第三條	同	同　八年度	大正九年七月「事業公債」を「公債金」に改む（法律第九號）
＊賠償金特別會計資金	賠償金特別會計法（大正九年法律第二五號）第二條	同	同　九年八月	
米穀需給調節特別會計餘裕金	米穀需給調節特別會計法（大正一〇年法律第三七號）第七條	同	同　一〇年度	
國有財產整理資金特別會計餘裕金	國有財產整理資金特別會計法（大正一一法律第六號）第五條	同	同　一一年度	
＊對支文化事業特別會計資金	對支文化事業特別會計法（大正一二年法律第三六號）第九條	同	同　一二年度	
＊產業組合中央金庫業務上餘裕金	產業組合中央金庫法（大正一二年法律第四二號）第一五條	同	同　一二年四月	

小學校教員恩給基金	小學校教員恩給基金管理規則（大正一二年勅令第五二一號）第三條	同一二年一二月
復興貯蓄債券收入金	復興貯蓄債券法（大正一三年法律第一五號）第七條	同　一三年七月
教育改善及農村振興基金	教育改善及農村振興基金特別會計法（大正一四年法律第一四號）第五條	同　一四年度
＊國債整理基金	（大正一四年勅令第一一八號	同　一四年四月
＊陸軍委任經理積立金	）	同　一四年四月
＊郵便年金特別會計餘裕金	郵便年金特別會計法（大正一五年法律第四〇號）第四條	同一五年一〇月
＊健康保險特別會計餘裕金	健康保險特別會計法（大正一五年法律第二六號）第六條	昭和　二年一月
製鐵所特別會計餘裕金	製鐵所特別會計法（大正一五年法律第四五號）第一四條	同　二年度

（備考）預金種別中＊印を附したるものは、法令に依り預金部に預入することを許さるるものにして、其の他は總て法令に依り預入を命ぜらるるものとす。

（二）預金部各種預金利率沿革一覽表

（イ）郵便貯金利率沿革表

根據規定	公布年月	實施年月	年利率	備考
驛遞局廣告	明治七年八月	明治八年五月一日	三分	
同上	同九、二	同九、三、一	四分	
同上	同九、一二	同一〇、一、一	五分	明治十一年五月驛遞局貯金を大藏省國債局へ預入の制度を設け、國債局より驛遞局に支拂ふ利息を年六分とす。同十二年七月一日以降右利率を七分とし、同十三年七月一日以降之を百萬圓迄八分五厘、殘餘八分と改め、同十四年七月一日以降更に之を九分と改む
同上	同一〇、一二	同一一、一、一	六分	
同上	同一四、四、一	同一四、四、一	七分二厘	
同上	同一七、五、一	同一七、七、一	七分二厘	千圓未滿
同上	同一七、五、一	同一八、一、一	〃	千圓以上
同上	同一九、一、一	同一九、五、一	〃	驛遞局貯金事業の經費は別に支出することとし、人民へ支拂ふべき利子は國債局より同額を驛遞局へ支拂ふものとす
同上	同一七、五、一	同一八、一、一	〃	
遞信省廣告	同一九、六	同一九、九、一	〃	
勅令第二七八條	同二三、一一	同二四、一、一	〃	一人の貯金最高額を定めて五百圓とし、明治二十三年以前の貯金にして一人の預金額千圓を超ゆるものに對しては其の利率を三分とす
同第七三號	同三一、四	同三一、四、一	〃	
同第一八九號	同三七、八	同三七、九、一	〃	
同一六六號	同三八、五	同三八、七、一	三分八厘四毛	千圓以上の預金に對しては省令を以て利率を低減することを得ることとす
同第一三號	同三九、一	同三九、三、一	五分四毛	振替貯金の制度を實施し其の利率を三分六厘とす
同上			同　上	

勅令第五號	明治四三、二、一	明治四三、四、一	四分二厘	朝鮮に於ける普通郵便貯金の利率を定めて五分四毛とす
同第五一號	大正元、一一	大正元、一二、一	同上	振替貯金現在高十萬圓を超ゆるものは其の超過部分に對しては無利子とす
同第三六號	同四、三	同四、四、一	四分八厘	臺灣及關東州に於ける普通郵便貯金の利率を定めて五分四毛とす
同第一五八號	同四、八	同四、九、一	同上	樺太・青島地方・南洋群島・支那に於ける普通郵便貯金の利率を定めて五分四毛とす
同第八三號	同九、三	同九、四、一	同上	省令を以て利率を低減し得る預金の限度を二千圓以上に改む
同第三八三號	同九、九	同九、一〇、一	同上	据置貯金の制度を設け、其の利率を内地は五分四毛、其他の地方は五分二厘八毛とす
同第三九〇號	同一一、八	同一一、九、一	同上	青島地方及支那に對する普通貯金利率の規定を削る
同第四號	同一二、一	同一二、一、一	同上	

（ロ）通常預金利率沿革表

根據規定	實施年月	年利率	備考
大藏省廣告	明治一八、六月	千圓未滿　六分 千圓以上　四分八厘	定期預金の利率は年六分
同	明治一八、七、一日	〃　五分四厘	
同上	同一九、一	〃　四分八厘	
同上	同一九、五、一	同　上　五分四厘	
同上	同一九、九、一	〃　四分二厘	
同上	同一九、一	同　上　三分六厘	
同上	同三一、九、一	〃　四分八厘 三分六厘	明治二十四年一月一日以降定期預金廢止
同	同三一、八		

大藏省告示第一〇八號	同三七、八	同三七、九、一	〃　五分四毛
同第一六號	同四三、二	同四三、四、一	〃　三分八厘四毛
同第二六號	大正四、三	大正四、四、一	〃　四分二厘
同第一六五號	同九、九	同九、一〇、一	〃　三分六厘
大藏省令第九號	同一五、三	同一五、四、一	〃　四分八厘 三分六厘

（ハ）主要特殊預金利率一覽表

預金種類	年利率	備考
大學・學校及圖書館資金預金	通常預金利子	
罹災救助基金預金	同上	
教育基金預金	四分五厘	明治四十四年度迄五分
軍艦水雷艇補充基金預金	同上	明治三十四年十一月以前一分五厘、大正四年度限廢止
災害準備基金預金	同上	明治四十三年度限廢止
治水〝費〟資金預金	同上	大正四年度限廢止
鐵道特別會計預金	四分二厘乃至五分	
臨時國庫證券收入金特別會計預金	五分	大正十三年度限廢止

簡易生命保險積立金預金	五　分
簡易生命保險餘裕金預金	三分六厘
公債金特別會計預金	五　分
國債整理基金特別會計預金	同　上
賠償金特別會計預金	三分六厘
米穀需給調節特別會計預金	同　上
對支文化事業特別會計預金	同
貯蓄債券賣却代預金	五分二厘四毛
小學校教員恩給基金預金	通常預金利子
陸軍委任經理積立金預金	同　上
復興貯蓄債券收入金預金	六分乃至六分五厘
保管金（有利子の分）	通常預金利子
供託金	三分六厘

（備考）大正十五年四月以降は郵便貯金及政府保管金を除く各種預金の利率を統一し、普通預金年二分五厘、定期預金年五分の二種とせり。又復興貯蓄債券收入金預金の利率は、六分乃至六分五厘の間に於て發行の都度之を定め、保管金の利率は通常預金と同樣普通二分五厘、定期五分とし、供託金の利率は從前通三分六厘とす。

利率は發行の都度之を定む

第二節　保管制度

保管金の制度は明治二十三年に於て始めて確立せられたり。之より以前に在りては法律規則の

結果に依り政府の保管に屬する金錢は、各官廳に於て行政事務に附帶して一般官吏適宜之が取扱を爲せしものなるが、此等保管金の取扱は官廳に依り區々として一定せざるのみならず、其の如何なる官廳に於て保管せらるるとも、所有權者に對する責任の歸する所は結局國庫に外ならざるを以て、之に關する適當なる方法を設くるに非ざれば、他日或は國庫に不測の損害を負擔せしむべき事態を生ずるの虞なしとせざりき。茲を以て政府は明治二十三年會計法及會計規則の實施を機として、保管金の制度をも確立するの必要を認め、卽ち同年一月法律第一號を以て保管金規則を公布し、保管金の失權期間・保管金の利子・保管金證書等に關する基本的の規定を設くると同時に、勅令第二號を公布して、政府保管金は總て之を大藏省預金局に寄託せしめ、同局をして一定の方法の下に之が取扱を爲さしむることとしたり。今此等法令の全文を揭ぐれば左の如し。

保管金規則（明治二十三年一月七日法律第一一號）

第一條　法律勅令又ハ從來ノ規則ニ依リ政府ニ於テ保管スル公有金私有金ハ左ノ計算法ニ從ヒ滿三十年ヲ過キテ拂戻ノ請求ナキトキハ政府ノ所得トス但別ニ法律ヲ以テ失權ノ期限ヲ定メタルモノハ各其定ムル所ニ依ル

第一　保管義務解除ノ期アルモノハ其義務ヲ解除シタル翌日ヨリ起算ス

第二　保管義務解除ノ期ナキモノハ保管ノ翌日ヨリ起算ス

第三　訴訟事件ノ爲ニ拂戻ヲ請求スル能ハサル場合ニ於テハ裁判確定ノ翌日ヨリ起算ス

第二條　保管金ハ法律勅令又ハ從來ノ規則若クハ契約ニ依ルノ外利子ヲ付セス

第三條　保管金ノ證書ハ賣買讓與又ハ書入質入スルコトヲ得ス

第四條　保管金ノ受渡ニ屬スル證書ハ證券印稅ヲ納ムルニ及ハス

勅令第二號(明治二十三年一月七日)

預金規則ニ定メタルモノヽ外法律勅令又ハ從來ノ規則ニ依リ政府ニ於テ保管ノ義務ヲ有スル公有金私有金ハ總テ大藏省預金局ニ寄托スヘシ

法律勅令又ハ從來ノ規則ニ依ルノ外政府ハ公有金私有金ヲ保管セス

右兩規定の中、前者は明治三十三年二月に至り第一條中の失權期限を滿五年に短縮せられしのみにて(法律第十八號)、引續き行はれて大正末年に至れるものにして、其の間に於て明治三十八年六月十四日臺灣に(勅令第百七十八號)、同四十四年四月一日朝鮮に(勅令第六十三號)、大正元年八月二十日樺太に施行せられたり(勅令第十四號)。而して後者は其の制定後何等の改正もなくして大正十一年に至りしが、後述の如く同年四月實施の改正會計規則中に於て、之と同樣の規定を設くるに及びて、同規則附則を以て廢止せられたり。

右の如く政府保管金は明治二十三年以後總て大藏省預金局に寄託せしむることとなりしが、政府は此等の保管公有金私有金の受渡事務は、預金と同じく東京市內は大藏省預金局、各地方は本支金庫をして取扱はしむることと爲し、明治二十三年三月大藏省令第八號保管金取扱規程を以て之が取扱手續を規定したり。

法律勅令等の結果政府に於て保管すべき金錢に就ては、右の如く統一的の制度を確立せられしが此の制度は未だ有價證券の保管に及ぼさるるに至らざりしを以て、政府所有の有價證券及政府に於て保管の義務を有する公有私有の有價證券は、從前の如く其の基く所の法令の規定に從ひ、或は各官廳の物品會計官吏に於て、或は金庫に於て、或は又國立銀行に於て保管せられたり。是を以て政府は更に此等の保管有價證券も亦、保管金と同じく之を大藏省預金局に寄託せしむることと爲し、明治二十六年七月勅令第七十號を以て左の如く公布したり。本勅令も爾後何等の改正もなくして大正十一年に至りしが、同年改正會計規則中に之と同樣の規定を設けらるるに及びて、廢止せられたり。

勅令第七十號(明治二十六年七月十日)

各官廳ニ於テ管理スル政府所有ノ有價證券ハ保管ノ爲メ大藏省預金局ニ寄託スヘシ

政府ニ於テ保管ノ義務ヲ有スル公有私有ノ有價證券ハ大藏省預金局ニ寄託スヘシ

而して右規定に依り大藏省預金局に寄託せらるべき有價證券の受拂保管は、總て保管金錢と同一の取扱を爲すものとし、同年七月省令第十六號を以て、保管金取扱規程に對し之に必要なる改正を加へたり。

斯くの如くにして明治二十六年以後は、有價證券の保管も大藏省預金局に於て之を取扱ふこととなりしが、法令の規定に依り政府の保管すべき有價證券の種類若くは範圍に就ては、多數の法令は之を限定することなきを以て、同年七月三十一日大藏省預金局長は省議の決定を經て金庫出納役に通牒を發し、前揭勅令第七十號に依り保管すべき有價證券の種類、及政府に於て保管すべき義務あるものなりや否やの區分は、各廳に於て相定むるに付き、金庫に於ては各廳よりの送付書又は通知書を添へ寄託するものは、之を領收すべき旨を達したり。後大正九年十二月に至り、各種の保證又は擔保として政府に提供せしむる有價證券を國債に限定するの政策を採用せし結果、右の通牒は殆ど其の要

を見ざることとなれり。

以上の如くにして大藏省預金局は保管金及保管有價證券に關する總轄的事務の外、東京市内に於ては之が受拂保管に關する實際的事務をも直接取扱ひ來りしが、明治二十六年に至り省費節減の必要上預金局は之を廢止することとなりし結果、同年九月大藏省令第二十二號を公布し、同年十月限り此等預金局直管の事務を中央金庫に引繼ぐことと爲したり。茲に於て保管金及保管有價證券の取扱は一切金庫に於て之を行ふこととなり、大藏省は唯之が管理又は監督等の總轄的事務を行ふに止まることとなれり。而して此の大藏省の事務に屬するものは、預金局廢止の結果同年十一月十日以後主計局に於て繼承することとなりしが、明治三十年四月理財局の設置せらるるに及びて之を其の管掌に移し、以て大正末年に至れり。右の如く明治二十六年十一月以降保管金及保管有價證券の受拂保管に關する事務を金庫出納役直接の取扱に移すこととせし結果、同年九月大藏省令第二十號を以て、從來の保管金取扱規程に代へて新に保管物取扱規程を制定し、同年十一月一日より之を實施したり。右規程は爾後必要に應じ數次に亙りて其の一部を改正せられしが（二十七年一月大藏省令第一號・同年四月第八號・同年九月第十六號・三十一年四月第四號・三十二年七月第三十八號・三十三年七月第二十八號）、明治三十三年七月以後は何等の改正をも加へらるることなくして永く實施せられ、以て大正十一年の廢止の時に及べり。今前記の諸改正を經たる保管物取扱規程の全文を掲ぐれば左の如し。

保管物取扱規程（明治二十六年九月二十日大藏省令第二十號）

第一條　明治二十三年勅令第二號明治二十六年勅令第七十號ニ依ル金錢有價證券ノ保管受渡ハ此規程ニ依リ金庫ニ於テ取扱フモノトス

第二條　現金又ハ有價證券ハ權利者ヨリ寄托スルモノト官廳ヨリ寄托スルモノトノ二種ニ分チ之ヲ取扱フヘシ

第三條　取扱官廳ニ於テ權利者ヨシテ現金又ハ有價證券ヲ寄托セシムルトキハ第一號書式ノ寄托通知書ヲ製シ之ヲ權利者ヘ交付スヘシ

第四條　權利者ハ現金又ハ有價證券ニ前條ノ寄托通知書ヲ添ヘ之ヲ金庫ヘ差出スヘシ

第五條　金庫ニ於テ前條ノ寄托ヲ受ケタルトキハ第二號書式ノ保管證書ヲ製シ之ヲ權利者ヘ交付スヘシ

第六條　官廳ニ於テ現金又ハ有價證券ヲ寄托スルトキハ第三號書式ノ送付書ヲ製シ之ヲ現金又ハ有價證券ニ添ヘ金庫ヘ送付スヘシ

第七條　金庫ニ於テ前條ノ寄托ヲ受ケタルトキハ第四號書式ノ領收證書ヲ製シ之ヲ寄托官廳ヘ交付スヘシ

第八條　官廳ニ於テ數人ノ權利者ニ屬スル現金ヲ取纏メ寄托スルトキハ其送付書ニ第五號書式ノ仕譯書ヲ添付スヘシ

但權利者不分明ナル者ハ其旨ヲ送付書又ハ仕譯書ニ記入スヘシ

第九條　取扱官廳ハ本規程ニ依リ現金又ハ有價證券等受渡ノ證明ニ供スル爲メ豫メ其廳及取扱主任官ノ印鑑ヲ金庫ヘ送付スヘシ廳印ノ更改主任官ノ改印又ハ主任官變更ノ場合ニ於テモ亦同シ

有價證券ニ屬スル利札交付ノトキ其受渡ヲ證明スル爲メ權利者ハ有價證券寄托ノ際印鑑ヲ

金庫ヘ差出シ置クヘシ

第十條　權利者ニ於テ其寄托シタル現金又ハ有價證券ノ拂戻ヲ受ケントスルトキハ取扱官廳ノ裏書ヲ爲シタル保管證書ヲ得テ金庫ヘ差出シ之カ拂戻ヲ請求スヘシ

第十一條　取扱官廳ノ裏書アル保管證書ヲ以テ現金又ハ有價證券ノ拂戻ヲ請求スル者アルトキハ金庫ハ取扱官廳及主任官ノ印鑑ニ照合シ相違ナキモノハ之ト引換ニ現金又ハ證券ヲ交付スヘシ

第十二條　權利者ニ於テ官廳ヨリ寄托シタル現金又ハ有價證券ノ拂戻ヲ受ケントスルトキハ其事由ヲ具シ其取扱官廳ニ請求スヘシ

取扱官廳ニ於テ前項ノ請求ヲ審査シ相當ト認ムルトキハ金庫ニ宛タル第六號書式ノ拂渡證書ヲ製シ之ヲ權利者ヘ交付スヘシ

權利者ニ於テ前項ノ拂渡證書ヲ受ケタルトキハ之ヲ金庫ヘ差出シ現金又ハ證券ノ拂渡ヲ受クヘシ

第十三條　金庫ハ前條ノ拂渡證書ヲ以テ現金又ハ有價證券ノ拂渡ヲ請求スル者アルトキハ取扱官廳及主任官ノ印鑑ニ照合シ相違ナキモノハ之ト引換ニ現金又ハ證券ヲ交付スヘシ

第十四條　政府ノ所有ニ歸シタル保管金ハ左ノ手續ニ依リ取扱フヘシ

一　保管證書ヲ發シタルモノハ取扱官廳ニ於テ該證書ノ裏面ニ事由ヲ記載シ收入官吏ヲシテ歲入トシテ金庫ヘ納付セシムヘシ

一　保管證書ヲ發セサルモノハ大藏大臣ノ令達ニ依リ金庫ニ於テ歲入ヘ編入スヘシ

第十五條　取扱官廳ニ於テ保管金ノ幾分ヲ歲入ト爲シ又ハ幾分ヲ權利者ニ拂戻スコトヲ要スルトキハ保管證書ニ事由書ヲ付シ保管證書ノ分割ヲ金庫ニ請求スヘシ

第十六條　金庫ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ新ニ保管證書ヲ製シ舊保管證書ト交換スヘシ

第十七條　保管金ノ利子ハ毎年三月三十一日ヲ期トシテ之レカ計算ヲ爲スヘシ（三十二年大藏省令第三十八號ヲ以テ改正）又元金悉皆拂戻ニ對スル利子ハ其元金拂戻シタルトキ計算ヲ爲スヘシ（同上）

權利者ニ於テ保管金利子ノ拂渡ヲ請求スルトキハ第七號書式ノ請求書ヲ取扱金庫ヘ差出スヘシ

第十八條　金庫ニ於テ前條第二項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ利子金額ヲ算出シ式ノ如ク之ヲ記入證明シ日本銀行又ハ其支店代理店ヘ之ヲ回付スヘシ（三十一年大藏省令第四號ヲ以テ改正）

日本銀行又ハ其支店代理店ニ於テ前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ利子受取人ヲシテ式ノ如ク受領ヲ證セシメ其現金ヲ交付スヘシ

第十九條　官廳又ハ權利者ニ於テ寄托シタル有價證券ニ屬スル利子ノ渡期ニ至リ之カ利札ノ交付ヲ受ケントスルトキハ第十號書式ノ領收證書ヲ金庫ニ差出スヘシ（三十一年大藏省令第四號ヲ以テ改正）

金庫ハ前項ノ領收證書ト引換ニ利札ヲ交付スヘシ

第二十條　保管證書又ハ領收證書ヲ亡失シタルカ爲メ官廳又ハ權利者ヨリ保管ノ證明方ヲ金庫ニ請求スルトキハ金庫ニ於テハ第十一號書式ノ證明書ヲ製シ之ヲ官廳又ハ權利者ヘ交付スヘシ

保管證書又ハ領收證書ヲ汚染毀傷シ證書ノ要點ヲ見認メ難キニ至リタルカ爲メ官廳又ハ權利者ヨリ之カ引換ヲ金庫ニ請求スルトキハ金庫ハ更ニ保管證書又ハ領收證書ヲ製シ舊證書ト交換スヘシ

第二十一條　官廳ニ於テ金庫ヘ寄托シタル保管金ニシテ權利移轉又ハ其他ノ事故ノ爲メ其送付書ニ記載シタル期滿失效ノ年月日（本文期滿失效ノ年月日トハ各其據ルヘキ法律規則ニ依リ算出シタルモノヲ云フ）ニ變更ヲ生スルトキハ卽日其旨ヲ金庫ヘ通知スヘシ（二十七年大藏省令第一號ヲ以テ本條追加）

前項保管金ニシテ權利者自ラ其權利ヲ拋棄シ又ハ其他ノ事故ノ爲メ保管ノ必要ナク歲入ヘ編入スヘキモノハ其旨ヲ金庫ヘ通知スヘシ（二十七年大藏省令第十六號ヲ以テ本項追加）

附　則（二十七年大藏省令第八號・三十一年同第四號・三十二年同第二十八號ヲ以テ書式中改正）

（書式省略）（明治二十七年大藏省令第三十八號ヲ以テ附則追加）

第二十二條　前條保管金ニシテ本令發布以前旣ニ其送付書ニ記載シタル期滿失效ノ年月日ニ變更ヲ生シタルモノハ明治二十七年二月二十八日迄ニ當該官廳ヨリ其旨ヲ金庫ヘ通知スヘシ

第二十三條　金庫ニ於テ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ調査シ全ク期滿失效トナリタルモノハ計算書ヲ作リ明治二十七年三月三十一日迄ニ當該官廳ニ送付シ其證明ヲ受ケ之ヲ整理スヘシ

上述の如く明治二十六年十一月以降保管金及保管有價證券の受拂・保管等の事務を金庫の擔任に移すことに決するや、同年九月二十一日大藏大臣は金庫出納役に對し、甲地金庫に於て保管する有價證券の高巨額に及び、其の金庫のみに保管するを危險と思惟するときは、之を一時乙金庫に移し保管せしむるも差支なし、但し供託物寄托者より拂戻の請求あるときは、甲金庫に於て差支なく拂戻を爲し得らるる樣取扱ふべき旨を令達したり。依て金庫に於ては右令達に從ひ、有價證券移送に關する手續を定めて之を實行し來りしが、明治三十四年五月に至り、更めて大藏省令を以て左の如く有價證券移送に關する規定を制定したり。

大藏省令第六號（明治三十四年五月四日）

明治二十六年大藏省令第二十號保管物取扱規程及明治三十二年大藏省令第六號供託物取扱規程ニ依リ各地金庫ニ於テ保管スル有價證券ハ左ノ金庫ヘ移送シテ保管ヲ爲スコトアルヘシ

前項ニ依リ保管ヲ移シタル有價證券又ハ之ニ屬スル利札賦札ノ拂戻ハ最初該證券ノ寄託ヲ受ケタル金庫ヘ速ニ返送ノ上其金庫ニ於テ拂渡ヲ爲スヘシ

京都本金庫——名古屋本金庫——札幌本金庫

大阪本金庫——函館本金庫——中央金庫門司派出所

右規定中の移送有價證券保管指定金庫は、爾後金庫の改廢及取扱店の變更に伴ひ屢〻加除訂正を行はれたり。卽ち同年五月之に中央金庫を加へ（大藏省令第七號）、三十八年九月廣島本金庫を追加すると共に、中央金庫門司派出所を門司本金庫に、中央金庫福島派出所を福島本金庫に改め（省令第四十四號）、翌三十九年九月函館本金庫及札幌本金庫を削除して、小樽本金庫及函館支金庫を加へ（省令第三十九號）、四十二年三月金澤本金庫を追加したり（省令第十三號）。大正三年六月更に之に新潟及松本の兩本金庫を加へ（省令第二十三號）、翌七年五月には更に松江本金庫を追加したり（省令第二十號）。後大正十一年四月會計制度を改正し、金庫制度を廢して國庫預金制度を

採用するに及びて、右規定は同年三月大藏省令第十九號を以て廢止せられたり。

次に明治三十六年三月大藏省令第九號を以て、保管金金庫換及振換拂竝に其の利子支拂に關する手續を規定したり。蓋し保管金の寄託金庫を變換し、又は其の寄託金庫以外の金庫より拂渡を爲す場合に對する手續に就ては、既に明治二十三年に於て大藏省訓令又は預金局長通達等を以て之が規定を設けられ、爾後保管金の取扱規程の改正に伴ひ變更せられしが、此の時に至りて此等の規定を統一して、更めて省令を以て之を規定せしなり。其の規定左の如し。

大藏省令第九號（明治三十六年三月十七日）

第一條　保管物取扱規程第四條ニ依リ甲地金庫ヘ寄托シタル保管金ヲ乙地金庫ヨリ拂渡ヲ受ケントスル者ハ其事由ヲ記載シタル請求書ヲ取扱官廳ヘ差出スヘシ

取扱官廳ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ保管證書ノ裏面ニ其事由（表書ノ金額振換拂ノ手續ヲ以テ何金庫ヨリ拂渡スコトヲ要ス）ヲ記載シ請求書ト共ニ甲地金庫ヘ送付シ其旨受取人ヘ通知スヘシ

第二條　保管物取扱規程第六條ニ依リ甲地金庫ヘ寄托シタル保管金ヲ乙地金庫ヨリ拂渡ヲ要スルトキハ取扱官廳ニ於テ受取人ヨリ前條第一項ノ請求書ヲ徵シ之ニ其事由（前書ノ金額振換拂ノ手續ニ依リ何金庫ヨリ拂渡スコトヲ要ス）ヲ記載シタル保管金拂渡證書ヲ添ヘ甲地金庫ヘ送付シ其旨受取人ヘ通知スヘシ

第三條　前二條ノ請求ヲ受ケタル甲地金庫ハ之ヲ調査シ其請求書ニ振換拂通知書ヲ添ヘ乙地金庫ヘ送付スヘシ

第四條　乙地金庫ニ於テ前條ノ書類ヲ受ケタル後受取人ヨリ拂渡ノ請求アリタルトキハ適宜ノ領收證書ヲ徵シ其印章ヲ請求書ノ印章ニ對査ノ上現金ヲ受取人ニ交付シ請求書ハ當該官廳ヘ返付スヘシ

第五條　保管物取扱規程第六條ニ依リ甲官廳ヨリ甲地金庫ヘ寄托シタル保管金ヲ乙官廳ノ取扱ニ移シ乙地金庫ヲシテ保管セシムルコトヲ要スルトキハ甲官廳ニ於テ第二條ノ保管金拂渡證書ヲ作リ之ヲ甲地金庫ニ送付シ乙地金庫宛振換拂通知書ヲ得テ之ヲ乙官廳ヘ送付スヘシ

乙官廳ニ於テ前項ノ通知書ヲ得タルトキハ其金額ニ對スル領收證書ヲ添ヘ當該金庫ヘ送付スルト同時ニ保管物取扱規程第六條ノ送付書ヲ作リ其現金ヲ寄托スヘシ

第六條　第一條ニ依リ甲地金庫ニ寄托シタル保管金ノ利子ヲ受取ルヘキ者カ乙地金庫所在ノ日本銀行本支書又ハ代理店ニ於テ仕拂ヲ受ケントスルトキハ保管物取扱規程ニ定メタル請求書ニ其事由（利子請求書中金何圓ニ對スル利子ノ下ニ「日本銀行又ハ日本銀行何地支店若クハ代理店ニ於テ仕拂相成度云々」ト記入スルコト）ヲ記載シ甲地金庫ヘ送付スヘシ

甲地金庫ニ於テ前項ノ利子請求書ヲ受ケタルトキハ式ノ如ク證明シ其請求書ニ指定ノ日本銀行本支店又ハ代理店ニ回付シ日本銀行本支店又ハ代理店ハ受取人ヲシテ式ノ如ク受領ヲ證セシメ其現金ヲ交付スヘシ但甲地金庫ハ本文ノ請求書ヲ回付スルト同時ニ其旨受取人ヘ通知スルコトヲ要ス

附　則

第七條　本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右規定は爾後何等の變更なくして行はれしが、大正十一年四月會計制度の改正に際し、新に制定せ

られたる保管金取扱規程中に於て保管金の保證に關する規定設けらるるに及びて、同規程附則を以て廢止せられたり。

法令の規定に依る金錢又は有價證券の保證に關する制度は、上述の如くにして明治二十三年及二十六年に於て確立せられ、爾後其の細目に就ては屢々改正を行はれしと雖も、制度の大綱に至りては敢て變革を加へらるることなくして大正十一年に至りしが、同年四月會計制度の根本的改正行はれるに及びて、保管制度も大改革を受くるに至れり。卽ち改正會計法は國庫金は總て日本銀行に對する政府の預金として、同行をして其の出納事務を取扱はしむることと爲すと共に（第五條）、更に政府は其の所有又は保管に係る有價證券の取扱をも日本銀行に命ずることを得るものとしたり（第四十條）。而して此の會計法の規定を承けて改正會計規則は、其の第八章に於て保管金及有價證券の規定を設け、政府は法律勅令の規定に依るに非ざれば公有又は私有の現金又は有價證券を保管せざることを明示すると共に（第百二十條）、政府の保管すべき現金は之を大藏省預金部に預入せしめ（第百二十一條）、又政府の所有又は保管に係る有價證券は、日本銀行をして之が取扱を爲さしむるものと定めたり（第百二十二條）。茲に於てか政府の保管金は大藏省預金部資金の一種として日本銀行に預入せられ、同行をして之が出納事務を取扱はしむることとなれり、又政府保管有價證券も政府所有有價證券と共に、同じく日本銀行に寄託せしむることとなれり。而して會計規則は又保管金及有價證券の取扱手續に關しては、大藏大臣の定むる所に依るものと爲せるを以て、大藏大臣は之に基き省令を以て各種の取扱規程を制定したり。卽ち保管金に關しては保管金取扱規程を、有價證券に關しては政府所有有價證券取扱規程及政府保管有價證券取扱規程を定め、更に此等有價證券の日本銀行に於ける取扱手續に關しては、日本銀行政府有價證券取扱規程に於て之を規定したり。尙保管金は前述の如く會計規則の規定に依り大藏省預金部に預入を命せられ、同部資金の一種たるべきものなるを以て、之が受拂の手續に就ては預金部預金取扱規程中に之を定めたり。同規程に就ては旣に前節に於て其の全文を掲載せるを以て茲には之を省略し、其の他の諸規程を左に揭ぐべし。

（一）保管金取扱規程（大正十一年二月一日大藏省令第五號）

第一章　總則

第一條　政府ノ保管ニ係ル現金ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

第二條　取扱官廳ハ保管金ヲ預金部預金取扱規程ノ定ムル所ニ依リ大藏省預金部ニ預入ルヘシ但シ數日內ニ拂渡ヲ爲ス必要アルモノ又ハ特殊ノ事由アルモノニ付テハ其ノ官廳ノ出納官吏ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得

第三條　前條ノ規定ニ依リ預入ヲ爲ス取扱官廳ハ所在地日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ヲ以テ其ノ預金取扱店ト爲スヘシ但シ其ノ地ニ日本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ヲ以テ其ノ預金取扱店ト爲スコトヲ得

第四條　本令中所管大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ行フ

第二章　保管金ノ提出

第五條　保管金ヲ提出スル者ハ保管金提出書ヲ添ヘ現金ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ保管金ヲ提出スル者ハ預金部預金取扱規程第五條ノ規定ニ依リ保管金振込書ヲ添ヘ豫メ現金ヲ取扱官廳ノ預金取扱店ニ振込ミ預金部預金振込濟通知書ノ交付ヲ受ケ之ニ保管金提出書ヲ添ヘ取扱官廳ニ提出スルコトヲ得

取扱官廳前二項ノ提出書ノ必要ナシト認メタル場合ニ於テハ之ヲ省略セシムルコトヲ得

第六條　取扱官廳前條ノ規定ニ依リ保管金ノ提出ヲ受ケタルトキハ第一號書式ノ保管金受領證書ヲ提出者ニ交付スヘシ

第三章　保管金ノ拂渡

第七條　保管金ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ保管金拂渡請求書又ハ前條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル保管金受領證書ヲ取扱官廳ニ提出シ其ノ拂渡ヲ請求スヘシ

取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ請求書又ハ受領證書ニ領收ノ旨ヲ記載セシメ之カ支拂ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ受取人特ニ現金ノ交付ヲ求メタル場合ヲ除クノ外預金部預金ニ預入ヲ爲シタル取扱官廳ハ現金ノ交付ニ代ヘ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出スヘシ

第八條　保管金ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者其ノ拂渡ヲ請求セムトスルニ當リ取扱官廳ノ預金取扱店所在地外ノ預金取扱店ニ於テ支拂ヲ受ケムトスルトキハ前條ノ請求書又ハ受領證書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該保管金ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絕シ、大歲省預金部ニ預入レタルモノナルトキハ預金部預金取扱規程第十二條ノ手續ヲ爲シ第二號書式ノ保管金支拂通知書ヲ請求者ニ交付シ指定ノ預金取扱店ヨリ之カ支拂ヲ受ケシムヘシ

第四章　保管金利子ノ拂渡

第九條　保管金ノ利子ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ毎年三月三十一日迄ニ生シタル利子ノ支拂ヲ請求スヘシ但シ保管金全額ノ拂渡ヲ受クル權利者ハ其ノ拂渡ヲ受クル時迄ニ生シタル利子ノ支拂ヲ請求スヘキモノトス

前項ノ利子ハ保管金提出ノ月及拂渡ノ月ハ其ノ金額ニ對シテ之ヲ付セス保管金ノ一圓未滿ノ端數ニ對シ亦同シ

第十條　前條ノ權利者保管金ノ利子拂渡ヲ請求セムトスルトキハ第三號書式ノ保管金利子請求書ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

第十一條　取扱官廳前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ預金部預金取扱規程第十七條ノ規定ニ依ル預金部預金利子支拂請求書ヲ請求者ニ交付シ預金取扱店ヨリ之カ支拂ヲ受ケシムヘシ但シ前條ノ請求書ニ證明ヲ爲シタルモノヲ以テ預金部預金利子支拂請求書ニ代フルコトヲ得

第五章　保管金ノ保管替

第十二條　甲官廳ニ保管金ヲ提出シタル者乙官廳ニ保管替ヲ請求セムトスルトキハ第四號書式ノ保管金保管替請求書二通ヲ甲官廳ニ提出スヘシ

第十三條　甲官廳前條ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該保管金ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絶シ、大藏省預金部ニ預入レタルモノニシテ保管替ノ理由アリト認メタルトキハ預金取扱規程第十一條ノ手續ヲ爲シ保管金保管替請求書ノ一通ニ承認ノ旨ヲ記入シ尚有利子ノモノハ第五號書式ノ保管金利子參考表ヲ添附シ之ヲ乙官廳ニ送付スヘシ

第十四條　乙官廳前條ノ請求書及其ノ預金取扱店ヨリ預金部預金領收證書ノ送付ヲ受ケタルトキハ保管金受領證書ヲ保管替請求者ニ交付スヘシ

第十五條　前二條ノ規定ハ甲官廳保管金ヲ提出シタル者ノ請求ニ依ラスシテ保管金ヲ乙官廳ニ保管替ヲ爲サムトスル場合ニ於ケル甲官廳及乙官廳ノ取扱手續ニ付之ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於テ甲官廳ハ第十三條ノ規定ニ依リ送付スル保管金保管替請求書ニ代ヘ保管金保管替通知書ヲ乙官廳ニ送付スルモノトス

第六章　政府ノ所得ニ歸シタル保管金

第十六條　保管金規則、遺失物法其ノ他ノ法令ニ定メタル期間ノ經過ニ依リ政府ノ所得ニ歸シタル保管金アルトキハ取扱官廳ハ一年度分ヲ取纏メ第六號書式ノ保管金政府所得調書ヲ調製シ翌年度四月三十日迄ニ之ヲ所管大臣ノ指定スル主務官廳ニ送付スヘシ

第十七條　主務官廳前條ノ調書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ取扱官廳毎ニ所得總額ヲ記載金額トセル納入告知書ヲ取扱官廳ニ送付スヘシ

取扱官廳前項ノ納入告知書ヲ受ケタルトキハ該告知書ニ依リ歲入納付ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條　第十六條ニ規定スルモノヲ除クノ外保管金ニシテ政府ノ所得ニ歸シタルモノアルトキハ取扱官廳ハ其ノ都度之ヲ歲入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ但シ特殊ノ資金ニ組入ヲ要スルモノニ付テハ當該資金ニ組入ノ手續ヲ爲スモノトス

第七章　雜則

第十九條　保管金ヲ提出シタル者其ノ交付ヲ受ケタル保管金受領證書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ取扱官廳ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得

取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケ其ノ理由アリト認メタルトキハ之カ證明ヲ爲スヘシ

第二十條　支出官事務規程中歲出金支拂通知書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ之ヲ準用スニ關スル規定ハ保管金支拂通知書ヲ亡失又ハ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス

附則

第二十一條　本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條　保管物取扱規程及明治三十六年大藏省令第九號ハ之ヲ廢止ス

第二十三條　本令施行前保管物取扱規程ニ依リ金庫ニ寄託シタル保管金ハ本令ニ依リ大藏省預金部ニ預入レタルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テ取扱官廳ハ當該金庫ノ國庫金出納ノ事務ヲ引繼キタル日本銀行ヲ其ノ預金取扱店ト爲スヘシ

第二十四條　前條ノ保管金ノ拂渡、他店拂、保管替、歲入納付、特殊資金ニ組入又ハ期滿失效年月日ノ變更ニ關スル通知ノ手續ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル但シ金庫ニ於テ領收證書ヲ發行シタ

ル保管金ニ付テハ第七條、第八條、第十二條乃至第十五條及第十八條ノ手續ヲ爲スモノトス

前項但書ノ場合ニ於テ取扱官廳ハ其ノ振出ス小切手ニ金庫ノ發行シタル領收證書ノ年月日及番號ヲ附記スヘシ

（書式省略）

(二)政府所有有價證券取扱規程（大正十一年二月一日大藏省令第七號）

第一條　各官廳ニ於ケル政府所有有價證券ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

第二條　各官廳ハ殊特ノ事由アルモノヲ除クノ外政府所有有價證券ヲ其ノ所在地日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ニ寄託スヘシ但シ其ノ地ニ日本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ニ之ヲ寄託スルモノトス

第三條　各官廳前條ノ寄託ヲ爲サムトスルトキハ第一號書式ノ政府所有有價證券受託證書ノ交付ヲ受クヘシ

ヘ有價證券ヲ日本銀行ニ送付シ政府所有有價證券ノ拂渡ヲ請求セムトスルトキハ第二號書式ノ政

第四條　各官廳日本銀行ニ寄託セル有價證券ノ拂渡ヲ請求セムトスルトキハ第三號書式ノ政府所有有價證券拂渡請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ

第五條　各官廳日本銀行ニ寄託セル有價證券附屬利札ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ第三號書式ノ政府所有有價證券利札請求書ヲ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ

第六條　各官廳日本銀行ヨリ政府所有有價證券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ證憑書類ト對照シ證明ノ上五日內ニ日本銀行ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

第七條　各官廳第三條ノ政府所有有價證券寄託書ノ記載事項ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキ又ハ其ノ變更ヲ要スルトキハ之カ訂正ヲ爲ス爲訂正請求書ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第八條　各官廳政府所有有價證券受託證書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得

第九條　各官廳政府所有有價證券月計突合表ニ證明ヲ爲シタル後其ノ證明ニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ證明ヲ爲シ之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第十條　各官廳ハ取扱主任官ノ職務及氏名ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

前項ノ取扱主任官ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

(三)政府保管有價證券取扱規程（大正十一年二月一日大藏省令第八號）

第一章　總　則

第一條　政府ノ保管ニ係ル有價證券ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

第二條　取扱官廳ハ政府保管有價證券ヲ其ノ所在地日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ニ又其ノ地ニ日本銀行ナキトキハ最寄ノ日本銀行ニ之ヲ寄託スヘシ但シ數日內ニ拂渡

ヲ爲ス必要アルモノ又ハ特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條　取扱官廳ハ取扱主任官ノ職務及氏名ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

前項ノ取扱主任官ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第四條　本令中所管大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ行フ

第二章　保管有價證券ノ提出及寄託

第五條　保管有價證券ヲ提出スル者ハ第一號書式ノ政府保管有價證券提出書及其ノ印鑑ヲ添ヘ有價證券ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

取扱官廳前項ノ提出書ノ必要ナシト認メタル場合ニ於テハ之ヲ省略セシムルコトヲ得

第六條　取扱官廳ハ保管有價證券ヲ提出スル者ニシテ豫メ有價證券ヲ日本銀行ニ於ケル取扱官廳ノ保管有價證券口座ニ振込マシムルコトヲ得

第七條　保管有價證券ヲ提出スル者前條ノ振込ヲ爲サムトスルトキハ第二號書式ノ政府保管有價證券振込書ヲ添ヘ有價證券ヲ日本銀行ニ提出シ政府保管有價證券振込濟通知書ノ交付ヲ受クヘシ

保管有價證券ヲ提出スル者前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ交付ヲ受ケタル政府保管有價證券振込濟通知書及其ノ印鑑ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

第八條　取扱官廳第五條又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ有價證券又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ノ提出ヲ受ケタルトキハ第三號書式ノ政府保管有價證券受領證書ヲ提出者ニ交付スヘシ

第九條　取扱官廳第五條ノ規定ニ依リ提出ヲ受ケタル政府保管有價證券ヲ日本銀行ニ寄託セムトスルトキハ政府保管有價證券提出書ヲ添ヘ之ヲ日本銀行ニ送付シ政府保管有價證券受託證書ノ交付ヲ受クヘシ但シ第五條第二項ノ規定ニ依リ政府保管有價證券提出書ヲ省略セシメタルモノニ付テハ第四號書式ノ政府保管有價證券內譯書ヲ添附スルモノトス

第十條　取扱官廳ハ遺失物法ノ規定ニ依リ保管スル有價證券ヲ寄託セムトスルトキハ前條ノ手續ヲ爲スノ外其ノ旨ヲ日本銀行ニ通知スヘシ

第十一條　保管有價證券附屬利札ノ交付ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ照較ノ用ニ供スル爲其ノ印鑑ヲ第五條ノ場合ニ於テハ取扱官廳ヲ經テ日本銀行ニ、第七條第一項ノ場合ニ於テハ政府保管有價證券振込書ニ添ヘ之ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第三章　保管有價證券ノ拂渡

第十二條　保管有價證券ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ第五號書式ノ政府保管有價證券拂渡請求書又ハ第八條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル政府保管有價證券受領證書ヲ取扱官廳ニ提出シ其ノ拂渡ヲ請求スヘシ

第十三條　取扱官廳前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券受託證書ニ拂渡ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ請求者ニ交付スヘシ

取扱官廳前條ノ請求ニ依リ政府保管有價證券ノ一部ノ拂渡ヲ要スルトキハ政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ニ一部拂渡ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ日本銀

行ニ送付シ請求者ニ對シテハ第六號書式ノ政府保管有價證券一部拂渡書ヲ交付スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ受託證書、通知書又ハ拂渡書ノ交付ヲ受ケタル者ハ之ヲ日本銀行ニ提出シ有價證券ノ拂渡ヲ受クヘシ

第十四條　取扱官廳第十二條ノ請求ヲ受ケタルトキ第二條但書ノ規定ニ依リ有價證券ヲ保管スル場合ニ於テハ之ヲ請求者ニ拂渡スヘシ

第十五條　保管有價證券附屬利札ノ交付ヲ受クル權利ヲ有スル者其ノ支拂期到來シタルモノノ交付ヲ請求セムトスルトキハ第七號書式ノ政府保管有價證券利札請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ

第二條但書ノ規定ニ依リ取扱官廳ニ於テ有價證券ヲ保管スル場合ニ於テハ前項ノ權利者ハ前項ノ請求書ヲ取扱官廳ニ提出スヘシ

取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ請求者ニ交付スヘシ

第十六條　取扱官廳日本銀行ヨリ日本銀行政府有價證券取扱規程第十二條ノ規定ニ依リ遺失物法ニ依ル政府保管有價證券元利金受入ノ通知ヲ受ケタルトキハ保管金トシテ之カ整理ヲ爲スヘシ

第四章　保管有價證券ノ保管替

第十七條　甲官廳ニ身元保證金トシテ有價證券ヲ提出シタル者乙官廳ニ保管替ヲ請求セムトスルトキハ第八號書式ノ政府保管有價證券保管替請求書二通ヲ甲官廳ニ提出スヘシ

第十八條　甲官廳前條ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該有價證券ニシテ第二條但書ノ規定ニ依リ保管スルモノナルトキハ其ノ請求ヲ拒絶シ、日本銀行ニ寄託セルモノニシテ保管替ノ理由アリト認メタルトキハ政府保管有價證券保管替請求書ノ一通ニ承認ノ旨ヲ記入シ之ヲ乙官廳ニ送付シ政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ニ寄託替ヲ要スル旨ヲ記入シ之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

第十九條　乙官廳前條ノ請求書ノ送付及日本銀行ヨリ政府保管有價證券受託證書ノ送付ヲ受ケタルトキハ政府保管有價證券受領證書ヲ保管替請求者ニ交付スヘシ

第五章　政府ノ所得ニ歸シタル保管有價證券

第二十條　政府保管有價證券ニシテ法令ノ規定又ハ契約ニ依リ政府ノ所得ニ歸シタルモノアルトキハ取扱官廳ハ其ノ都度之ヲ所管大臣ノ指定スル主務官廳ニ報告スヘシ

主務官廳前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ該有價證券ヲ換價シ歳入ニ納付スルノ手續ヲ爲スヘシ但シ特殊ノ資金ニ組入ヲ要スルモノニ付テハ當該資金ニ組入ノ手續ヲ爲スモノトス

第六章　證明

第二十一條　取扱官廳日本銀行ヨリ政府保管有價證券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ證券書類ト對照シ證明ノ上五日内ニ之ヲ日本銀行ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

第七章　雜則

第二十二條　取扱官廳政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ヲ亡失

又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ日本銀行ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得第七條
第一項ノ振込人政府保管有價證券振込濟通知書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ亦同シ
第二十三條　政府保管有價證券ノ拂渡ヲ受クル權利ヲ有スル者政府保管有價證券受託證書、政府保管有價證券振込濟通知書又ハ政府保管有價證券一部拂渡書ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ證明請求書ヲ取扱官廳ニ提出シ之カ證明ヲ請求スルコトヲ得
取扱官廳前項ノ請求ヲ受ケ其ノ理由アリト認メタルトキハ之カ證明ヲ爲シ其ノ旨ヲ日本銀行ニ通知スヘシ
第二十四條　取扱官廳政府保管有價證券月計突合表ニ證明ヲ爲シタル後其ノ證明ニ付誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ證明ヲ爲シ之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ

附　則

第二十五條　本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第二十六條　本令施行前保管物取扱規程ニ依リ金庫ニ寄託シタル保管有價證券ハ當該金庫ノ政府有價證券取扱ノ事務ヲ引繼キタル日本銀行ニ寄託シタルモノト看做ス
前項ノ保管有價證券ハ從前ノ規定ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

（書式省略）

（四）日本銀行政府有價證券取扱規程（大正十一年二月一日大藏省令第十一號）

第一章　總　則

第一條　日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ受拂保管ヲ爲スヘシ
前項ノ代理店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ
第二條　日本銀行ハ地方ニ統轄店ヲ設ケ其ノ所屬店ニ於ケル政府ノ有價證券受拂ノ事務ヲ統轄スヘシ
前項ノ統轄店及其ノ所屬店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ
第三條　日本銀行ハ政府ノ有價證券ト其ノ他ノ有價證券トヲ混同シテ保管スルコトヲ得ス
第四條　日本銀行ハ政府ノ有價證券ヲ該證券ノ受拂ヲ爲スヘキ日本銀行當該店ニ於テ保管スヘシ但シ大藏大臣ノ特ニ指定シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第五條　日本銀行ハ政府ノ有價證券ヲ政府所有ノ有價證券ト區分シ政府保管ノ有價證券ハ更ニ之ヲ保管有價證券、供託有價證券及預金購入有價證券ノ區分ニ依リ之カ受拂保管ヲ爲スヘシ

第二章　政府所有ノ有價證券

第六條　日本銀行各官廳ヨリ政府所有有價證券取扱規程第三條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券寄託書ヲ添ヘ有價證券ノ送付ヲ受ケタルトキハ第一號書式ノ政府所有有價證券受託證書ヲ當該官廳ニ交付スヘシ
第七條　日本銀行政府所有有價證券利子又ハ償還金ノ受入ヲ要スルモノアルトキハ當該官廳ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ
第八條　日本銀行各官廳ヨリ政府所有有價證券取扱規程第四條ノ規定ニ依リ政府所有有價證

券拂渡請求書ヲ受ケタルトキハ有價證券ヲ拂渡スヘシ

第九條　日本銀行各官廳ヨリ政府所有有價證券取扱規程第五條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券利札請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ交付スヘシ

第三章　政府保管ノ有價證券

第一節　保管有價證券

第十條　日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第七條ノ規定ニ依リ政府保管有價證券振込書ヲ添ヘ有價證券ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ヲ當該取扱官廳ノ保管有價證券口座ニ受入レ第二號書式ノ政府保管有價證券振込濟通知書ヲ交付スヘシ

第十一條　日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第九條ノ規定ニ依リ取扱官廳ヨリ政府保管有價證券提出書又ハ政府保管有價證券內譯書ヲ添ヘ有價證券ノ送付ヲ受ケタルトキハ第三號書式ノ政府保管有價證券受託證書ヲ取扱官廳ニ交付スヘシ

第十二條　日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十條ノ規定ニ依リ取扱官廳ヨリ遺失物法ノ規定ニ依リ保管スルモノナル旨ノ通知ヲ受ケタル有價證券ニシテ時效ニ依リ其ノ權利消滅セムトスルモノニ付テハ元利金受入ノ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ當該取扱官廳ニ通知スヘシ

第十三條　日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十三條第三項ノ規定ニ依リ政府保管有價證券受託證書、政府保管有價證券振込濟通知書又ハ政府保管有價證券一部拂渡書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券ヲ提出者ニ拂渡スヘシ

第十四條　日本銀行前條ノ場合ニ於テ保管有價證券ノ一部拂渡ヲ爲シタルトキハ政府保管有價證券取扱規程第十三條第二項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ニ一部拂渡ヲ爲シタル旨ヲ記入シ之ヲ取扱官廳ニ返付スヘシ

第十五條　日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十五條第一項ノ規定ニ依リ政府保管有價證券利札請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ提出者ニ交付スヘシ

第十六條　日本銀行ニ於テ政府保管有價證券取扱規程第十八條ノ規定ニ依リ寄託替ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ自店カ乙官廳ノ保管有價證券ノ受託店ナルトキハ寄託替ノ手續ヲ爲シ政府保管有價證券受託證書ヲ乙官廳ニ送付シ、他店カ乙官廳ノ保管有價證券ノ受託店ナルトキハ乙官廳ノ受託店ニ對シ其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル日本銀行ハ乙官廳ノ保管有價證券口座ニ受入ノ手續ヲ爲シ政府保管有價證券受託證書ヲ乙官廳ニ送付スヘシ

第二節　供託有價證券

第十七條　日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第二條ノ規定ニ依リ供託有價證券寄託書及供託書ヲ添ヘ有價證券ノ提出ヲ受ケタルトキハ供託書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付シ第四號書式ノ供託有價證券受託證書ヲ供託局ニ送付スヘシ

第十八條　日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第三條ノ規定ニ依リ供託有價證券拂渡請求書又ハ供託局ノ證明ヲ爲シタル請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券ヲ提出者ニ拂渡スヘシ

前項ノ場合ニ於テ代供託請求書ノ添附アルトキハ該供託有價證券ノ償還金ノ受領ニ必要ナル手續ヲ爲シ之ヲ供託金トシテ取扱ヒ代供託請求書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付スヘシ

第十九條　日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第四條ノ規定ニ依リ供託有價證券利札請求書又ハ供託局ノ證明ヲ爲シタル請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券附屬ノ利札ヲ提出者ニ交付スヘシ

第二十條　日本銀行ニ於テ供託有價證券取扱規程第五條ノ規定ニ依リ供託有價證券利息(配當金)請求書及附屬供託請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ有價證券ノ利息(配當金)ノ受領ニ必要ナル手續ヲ爲シ之ヲ供託金トシテ取扱ヒ附屬供託請求書ニ受領ノ旨ヲ記入シ之ヲ提出者ニ返付スヘシ

第三節　預金購入有價證券

第二十一條　日本銀行預金部預金取扱規程第十八條第一項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ有價證券購入請求書ヲ受ケタルトキハ該請求書ニ預金現在額ノ證明ヲ爲シ本店ヲ經由シテ之ヲ大藏省預金部ニ送付スヘシ

第二十二條　日本銀行本店預金部預金取扱規程第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ大藏省預金部ヨリ有價證券購入ノ通達ヲ受ケタルトキハ之ヲ購入シ其ノ額面金額及購入代價ヲ大藏省預金部ニ通知スヘシ

第二十三條　日本銀行本店預金部預金取扱規程第二十一條ノ規定ニ依リ大藏省預金部ヨリ有價證券拂戻請求書ヲ受ケタルトキハ該請求書ニ押捺セル印章ヲ照査シ之ヲ本店ニ送付スヘシ」

第二十四條　日本銀行預金部預金取扱規程第二十二條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金購入有價證券保管通知書ヲ預ケ入ニ送付スヘシ

第二十五條　日本銀行預金部預金取扱規程第二十三條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金購入有價證券保管通知書交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ有價證券購入濟通知書ト引換ニ之ヲ交付スヘシ

第二十六條　日本銀行本店預金購入有價證券ノ元利金ノ償還ヲ受クヘキモノアルトキハ之カ受領ニ必要ナル手續ヲ爲シ第六號書式ノ預金購入有價證券利子受入通知書又ハ預金購入有價證券償還金受入通知書ヲ預ケ人ニ送付スヘシ

第二十七條　日本銀行預金部預金取扱規程第三十條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ有價證券保管帳交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ第七號書式ノ預金購入有價證券保管帳ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第四章　帳簿

第二十八條　日本銀行ハ會計規則第百六十條第六號ノ帳簿トシテ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

一　政府有價證券總括帳
二　政府有價證券受拂內譯帳
三　政府有價證券受拂總括帳
四　政府有價證券受拂報告額整理帳
五　政府所有有價證券內譯帳
六　政府保管有價證券內譯帳

前項ノ帳簿中第一號及第二號ノ帳簿ハ之ヲ日本銀行本店ニ、第三號、第五號及第六號ノ帳簿ハ之ヲ日本銀行各店ニ備フヘシ

第二十九條　政府有價證券總括帳及政府有價證券受拂總括帳ニハ大藏大臣ノ定ムル計算科目毎ニ口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十條　政府有價證券受拂內譯帳ニハ政府有價證券總括帳ノ計算科目毎ニ各統轄店ヲ區分シタル口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十一條　政府有價證券受拂報告額整理帳ニハ政府有價證券受拂總括帳ノ計算科目毎ニ所屬代理店ヲ區分シタル口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十二條　政府所有有價證券內譯帳ニハ公債證書、株券、證券毎ニ預金部其ノ他各會計、各廳、各主任官別ノ口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十三條　政府保管有價證券內譯帳ニハ公債證書、株券、證券毎ニ保管有價證券、供託有價證券及預金購入有價證券ニ區分シ取扱官廳又ハ供託局ニ係ルモノハ各廳、各主任官別ノ口座、預金部預金購入ニ係ルモノハ預ケ人別ノ口座ヲ設ケ枚數及券面額ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第三十四條　第二十八條ノ帳簿ハ之ヲ備フル日本銀行ニ於テ左記各號ニ依リ受拂額ヲ記入スヘシ

一　第一號及第二號ノ帳簿ハ各統轄店毎月十日、二十日及末日ノ報告額
二　第三號ノ帳簿ハ代理店ニ於テハ其ノ受拂額、統轄店ニ於テハ其ノ受拂額及所屬代理店毎日ノ報告額
三　第四號ノ帳簿ハ所屬代理店毎日ノ報告額
四　第五號及第六號ノ帳簿ハ各店ニ於ケル受拂額

第三十五條　本章ニ規定スル帳簿ノ樣式及記入ノ方法ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第五章　計算報告

第三十六條　日本銀行ハ政府有價證券ノ受拂ニ關シ左ノ計算報告表ヲ調製スヘシ

一　政府有價證券受拂報告表　　第八號書式
二　政府所有有價證券月計突合表　　第九號書式
三　保管有價證券月計突合表
四　供託有價證券月計突合表　　第十號書式
五　預金購入有價證券受拂計算表　　第十一號書式

六　某月政府有價證券受拂計算書　　書式ハ別ニ之ヲ定ム

第三十七條　政府有價證券受拂報告表ハ日本銀行本店ニ於テ統轄店ノ報告額ニ依リ毎日之ヲ調製シ大藏省ニ提出スヘシ

第三十八條　政府所有有價證券月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル政府所有有價證券ノ受拂額ヲ揭ケ毎月之ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第三十九條　保管有價證券月計突合表ハ日本銀行各店ニ於テ其ノ取扱ヒタル受拂額ヲ揭ケ毎月之ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第四十條　預金購入有價證券受拂計算表ハ日本銀行本店ニ於テ其ノ取扱ヒタル受拂額ヲ揭ケ毎月之ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ大藏大臣ノ指定スル官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル證憑書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第四十一條　某月有價證券受拂計算書ハ各統轄店ニ於テ其ノ取扱ヒタル受拂額ヲ揭ケ毎月之ヲ調製シ日本銀行本店ヲ經由シテ翌月中ニ大藏省ニ提出スヘシ

第六章　受拂證明

第四十二條　日本銀行ハ會計檢査院ノ檢査ヲ受クル爲會計檢査院ノ定ムル政府有價證券受拂計算書ヲ調製シ大藏大臣ノ定ムル期限内ニ之ヲ大藏省ニ送付スヘシ

第七章　雜則

第四十三條　日本銀行ニ於テ政府所有有價證券取扱規程第七條又ハ供託有價證券取扱規程第六條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券寄託書又ハ供託有價證券寄託書ノ誤謬訂正ノ請求ヲ受ケタルトキハ之カ訂正ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十四條　日本銀行ニ於テ政府所有有價證券取扱規程第八條、政府保管有價證券取扱規程第二十二條又ハ供託有價證券取扱規程第六條ノ規定ニ依リ政府所有有價證券受託證書、政府保管有價證券受託證書又ハ政府保管有價證券振込濟通知書ノ亡失又ハ毀損ニ關スル證明請求書ヲ受ケタルトキハ之カ調査ヲ爲シ其ノ餘白ニ證明ノ上之ヲ返付スヘシ

日本銀行ニ於テ第十條ノ規定ニ依リ政府保管有價證券振込濟通知書ノ交付ヲ受ケタル者ヨリ其ノ亡失又ハ毀損ニ關スル證明請求書ヲ受ケタルトキハ前項ニ準シ之カ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ取扱官廳ニ通知スヘシ

日本銀行前二項ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ帳簿又ハ證憑書類ニ記入シ置クヘシ

第四十五條　日本銀行ハ其ノ取扱ヒタル政府所有有價證券、保管有價證券、供託有價證券又ハ預金購入有價證券ノ受拂ニ關スル證憑書類ヲ政府所有ノモノト政府保管ノモノトニ區分シ、政府保管ノモノハ之ヲ各官廳別ニ、政府所有ノモノハ之ヲ保管、供託、預金購入ノ三種ニ分チ保管、供託ノ分ハ之ヲ各官廳別ニ一月分ヲ取纏メ合計書ヲ調製シ共ニ保存スヘシ但シ代理店ニ於テ調製シタルモノハ其ノ證憑書類ト共ニ所轄統轄

店ニ於テ保存スルモノトス

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

前掲の諸規程は其の制定後大正末年に至る間に於て何れも多少の改正を行はれたり。卽ち先づ保管金取扱規程に關しては大正十三年七月左の如き條項を追加せられたり。蓋し保管金の拂渡に際して受取人に交付すべき小切手に就ては、其の振出日付後一年を經過したる場合の取扱方法に關する規定を缺きしが故に、斯かる場合には出納官吏事務規程の規定を準用するものと定め、以て其の缺陷を補足せしものとす。

大藏省令第十九號（大正十三年七月二十六日）

保管金取扱規程中左ノ通改正ス

第七條ノ二　出納官吏事務規程第三十五條乃至第三十七條ノ規定ハ取扱官廳ノ振出シタル小切手ニシテ其ノ振出日附後一年ヲ經過シタル場合ニ之ヲ準用ス

尋いで大正十五年三月に至りて更に同規程に左の如き改正を加へ、右大正十三年の改正に於て「保管金ノ拂渡」の章中に挿入せられたる保管金取扱官廳振出小切手に關する規定を「總則」の章中に移し以て從來保管金の拂渡のみに限られたる右の規定に一般的の性質を有せしむることとしたり。

大藏省令第八號（大正十五年三月二十九日）

保管金取扱規程中左ノ通改正ス

第四條中「關東長官」ノ下ニ「南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官」ヲ加フ

第四條ノ二　出納官吏事務規程第三十五條乃至第三十七條及第七十二條ノ規定ハ取扱官廳ノ振出シタル小切手ニシテ其ノ振出日附後一年ヲ經過シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條ノ二ヲ削ル

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

次に政府所有有價證券取扱規程及政府保管有價證券取扱規程の兩者は、其の制定後大正十五年三月に至る迄改正を行はるることなかりしが、此の時日本銀行特扱代理店の制度を設けられしに伴ひ夫々左の如き改正を加へられたり。

大藏省令第十號（大正十五年三月二十九日）

政府所有有價證券取扱規程中左ノ通改正ス

第六條　各官廳日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ヨリ政府所有有價證券ノ寄託書及拂渡請求書ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府所有有價證券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ證明ノ上五日內ニ之ヲ統轄店又ハ特扱代理店ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ返付スル場合ニ於テ統轄店官廳ノ所在地外ニ在ルトキハ其ノ所屬代理店ヲ經由スヘシ

第九條中「之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ」ヲ「之ヲ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ニ送付スヘシ」ニ改

メ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ送付スル場合ニ於テハ其ノ所屬代理店ヲ經由スヘシ

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第十一號（大正十五年三月二十九日）

政府保管有價證券取扱規程中左ノ通改正ス

第四條中「關東長官」ノ下ニ「南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官」ヲ加フ

第二十一條　取扱官廳日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ヨリ政府保管有價證券ノ受入及拂渡ノ請求書ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ政府保管有價證券月計突合表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ證明ノ上五日內ニ之ヲ統轄店又ハ特扱代理店ニ返付スヘシ但シ相違アル點ニ付テハ其ノ事由ヲ附記スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ返付スル場合ニ於テ統轄店取扱官廳ノ所在地外ニ在ルトキハ其ノ所屬代理店ヲ經由スヘシ

第二十四條中「之ヲ日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ニ送付スヘシ」ヲ「之ヲ日本銀行統轄店ニ送付スヘシ」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ統轄店ニ送付スル場合ニ於テハ其ノ所屬代理店ヲ經由スヘシ

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

更ニ又日本銀行政府有價證券取扱規程ニ關シテハ、大正十四年四月預金部預金法ノ制定竝ニ預金部預金取扱規程ノ改正ニ伴ヒテ、左ノ如ク其ノ一部ヲ改正セラレタリ。

大藏省令第七號（大正十四年四月一日）

日本銀行政府有價證券取扱規程中左ノ通改正ス

第二十一條　削除

第二十二條中「又ハ第二十條」ヲ削ル

第二十三條　日本銀行本店預金部預金取扱規程第二十一條ノ規定ニ依リ大藏省預金部ヨリ有價證券購入濟通知書ヲ受ケタルトキハ之ヲ預ケ人ニ送付スヘシ

第二十四條中「之ヲ」ヲ「第五號書式ノ預金購入有價證券保管通知書ヲ」ニ改ム

第二十五條　日本銀行預金部預金取扱規程第二十三條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金購入有價證券受領證書ヲ受ケタルトキハ預金購入有價證券拂戻請求書ト引換ニ之ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第二十六條　削除

第三十三條中「供託有價證券及預金購入有價證券」ヲ「及供託有價證券」ニ改メ「預金部預金購入ニ係ルモノハ預ケ人別ノ口座」ヲ削ル

第三十六條中第五號削除

第四十條　削除

第四十五條中「供託有價證券又ハ預金購入有價證券」ヲ「又ハ供託有價證券」ニ改ム

第五號書式中(又ハ何々理事若ハ何々總代)ヲ削ル

第六號書式　削除

第十一號書式　削除

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

預金部預金法附則第四項ニ規定スル國債證券ニシテ本令施行後三月内ニ拂戻ヲ爲スモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

然るに翌大正十五年三月に至り、樺太及沖繩等僻陬の地方に於ける政府有價證券取扱上の利便を圖る爲め、日本銀行特扱代理店の制度を設くることと爲し、卽ち之に關して左の如く日本銀行政府有價證券取扱規程の改正を行ひたり。

大藏省令第十三號(大正十五年三月二十九日)

日本銀行政府有價證券取扱規程中左ノ通改正ス

第二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

日本銀行ハ前項ノ所屬店中特ニ必要アルモノヲ特扱店ト爲スコトヲ得

第一項ノ統轄店及其ノ所屬店竝前項ノ特扱店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第二十八條第二項中「統轄店」ヲ「特扱代理店所轄日本銀行統轄店」ニ「日本銀行各店」ヲ「日本銀行統轄店及特扱代理店」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

日本銀行代理店(特扱代理店ヲ除ク)ハ政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ受拂殘額ヲ明瞭ナラシムル爲適宜ノ件別帳ヲ設クヘシ

第三十一條中「所屬代理店」ヲ「所屬特扱代理店」ニ改ム

第三十二條中「證券」ノ下ニ「ノ種類」ヲ加フ

第三十四條中第二號、第三號及第四號ヲ左ノ如ク改ム

二　第三號ノ帳簿ハ自店ノ受拂額竝其ノ所屬代理店每日ノ報告額

三　第四號ノ帳簿ハ其ノ所屬特扱代理店每日ノ受拂額

四　第五號及第六號ノ帳簿ハ自店ノ受拂額竝其ノ所屬代理店每日ノ受拂額

第三十八條　政府所有有價證券月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル政府所有有價證券ノ受拂額及殘額ヲ揭ケ每月之ヲ調製シ政府所有有價證券ノ寄託書及拂渡請求書ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第三十九條　保管有價證券月計突合表又ハ供託有價證券月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル政府保管有價證券ノ受拂額及殘額ヲ揭ケ每月之ヲ調製シ政府保管有價證券ノ受入及拂渡請求書ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類

ト共ニ之ヵ返付ヲ受クヘシ

第四十條　特扱代理店ハ其ノ取扱ヒタル政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ受拂額及殘額ノ月計突合表ヲ調製シ其ノ證明ヲ受クヘシ

前二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十一條　某月有價證券受拂計算書ハ毎月日本銀行各店ニ於テ取扱ヒタル有價證券ノ受拂額及殘額ヲ揭ケ日本銀行本店ニ於テ二通ヲ調製シ一通ニハ左ノ附屬書類ヲ添附シ翌月中ニ之ヲ大藏省ニ提出シ一通ハ之ヲ保存スヘシ

一　政府ノ所有又ハ保管有價證券ノ月計突合表ノ副本

二　政府所有有價證券ノ受拂ニ付テハ一會計年度ヲ四期ニ分チ各會計所屬別有價證券ノ種類及券面金額ヲ揭ケタル某月有價證券受拂ノ內譯表

前項ノ附屬書類ノ樣式及記入ノ方法竝之カ提出時期ハ別ニ之ヲ定ム

第四十五條中「日本銀行ハ其ノ取扱ヒタル」ヲ「日本銀行統轄店又ハ特扱代理店ハ自店及其ノ所屬代理店(特扱代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル」ニ改メ但書中「代理店」ヲ「特扱代理店」ニ改ム

別表第九號書式及第十號書式ヲ別表ノ如ク改ム

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表省略)

尙保管金は其の性質上之に對して利子を付せざるを原則と爲し、唯前揭保管金規則第二條の規定に基き、法律・勅令又は從來の規則若くは契約に依る場合に限り例外として之を付するものにして、制定實施以來實際に於て有利の取扱を爲せし場合極めて尠少に過ぎず。今其の主要なるものを擧ぐれば明治二十二年勅令第六十號會計規則第百四條は、身元保證の現金は大藏省預金局通常預金の利子を付すべしと規定し、以て出納官吏身元保證金を有利の保管金と爲せしが、尋いで明治二十四年七月遞信大臣の要求に基き、大藏大臣は郵便爲替竝に貯金取扱人の身元保證金に對しても、出納官吏身元保證金と同一歩合の利子を付することと爲したり。此等兩種の保管金は大正十一年四月會計制度改正の時に至り、身元保證金制度廢止の結果自然消滅に歸したり。然るに翌大正十二年八月に至り勅令第三百八十九號を公布し、大正九年勅令第四十八號(獨逸國等に屬する財產管理の件)に依り管理に付したる政府管理財產の現金に對しては、大藏省預金部の普通預金の利子を付すべきことと規定せしを以て、玆に再び有利保管金を存するに至りしが、尋いで同年九月更に勅令第四百二十二號を公布し、震災救護の爲の恩賜金及寄附金にして大藏省預金部に預入たるものに對しては、預金部通常預金利子を付すべきことと規定したり。爾來有利保管金の種類は右の特殊財產管理局保管金及震災救護義捐金の二種に止まり、大正末年に至る迄何等の增減變更なきものとす。尙有利保管金の利子支拂の手續に關しては、前揭保管金取扱規程等に於て之が規定を設けたり。

保管制度の實施以來金錢及有價證券保管の原因を規定せる法令の公布せらるるもの極めて多く且此等の法令の改廢亦屢〻行はれしが、今其の制定及改廢の沿革に就て一々之を擧ぐるは煩に過ぐるを以て、左に大正十五年末現在に於ける保管金及有價證券に關する主要なる根據法令を一括表揭するに止むべし。

法令	條項	事項
違警罪即決例（明治一八年太政官布告第三一號）	第一〇條	拘留に對する保證金
裁判所構成法（同二三年法律第六號）	第九九條	執達吏職務を行ふ爲め管轄裁判所へ納むる保證金
民事訴訟法（同二三年法律第二九號）	第二八八條	民事豫納金
執達吏登用規則（同二三年司法省令第二號）	第二三條	執達吏の保證金
土木工事起業者保證金の件（同二四年勅令第二六號）		土木工事の特許を受けたるものの起業保證金
移民保護法（同二九年法律第七〇號）	第一六條 第三六條	移民取扱人の營業保證金
同施行細則（同四〇年外務省令第三號）		
民法（同二九年法律第八九號）	第二九條一項	不在者の財産管理人の財産管理及返還に對して提供する擔保
囚人及刑事被告人押送規則（同三〇年勅令第四一五號）	第三條及第四條	被押送者の所持金
非訟事件手續法（同三一年法律第一四號）	第四四條	不在者の財産管理を命ぜられたる管理人が提供する擔保金
	第七五條	裁判上の代位申請に付裁判所の命じたる擔保金
競賣法（同三一年法律第一五號）	第三三條二項	競落代金受取るべき者に交付するに至らざる場合
商法施行法（同三二年法律第四九號）	第一三九條	破產申請豫納金
遺失物法（同三二年法律第八七號）	第一二條	拾得金
	第一一條	遺失物件賣却代金
行旅病人及行旅死亡人取扱法（同三二年法律第九三號）	第一二條	犯罪者置去金又は物件賣却代金
		行旅死亡人遺留物件賣却代金
水難救護法（同三二年法律第九五號）	第一一條	救上げたる遺難物件公賣代金
	第一六條二項	救上げたる金錢物件引取の擔保
	第一六條五項	船舶又は積荷の公賣代金
	第一七條	金錢物品引取の擔保品公賣代金

法令	條項	事項
國有林野部分林規則（同三二年勅令第三六二號）	第一一、一二、一五、一八條	部分林賣拂代金又は地代若くは賠償金
行政訴訟豫納金手續（同三二年行政裁判所告示第一號）	第一條乃至第四條	書類送達等に要する費用に充つるもの
郵便法（同三三年法律第五四號）	第一五條二項	郵便送書封入金又は封入物件賣却代金
救恤又は學藝技術奬勵寄附金の件（同三三年勅令第三二九號）		救恤又は學藝技術奬勵寄附金
國稅徵收法施行規則（同三五年勅令第一三五號）	第二〇條	財産公賣に付加入保證金及契約保證金
圖書發行保證の件（同三六年勅令第一〇四號）		教科用圖書發行者の保證
森林收入未納金擔保の件（同三八年農商務省令第二八號）		森林收入未納金延納の擔保
公證人法（同四一年法律第五三號）	第一九條 第五條	公證人の身元保證金
同施行細則（同四二年司法省令第一四號）		
新聞紙法（同四二年法律第四一號）	第一二條	新聞紙發行保證金
小學校教科用圖書翻刻發行に關する規程（同四二年文部省告示第二五四號）	第三一條	飜刻發行保證
遠洋航路補助法施行細則（同四二年遞信省令第五六號）	第五三條	遠洋航路補助金を受くる者の保證
豫約出版法（同四三年法律第五五號）	第四條	豫約出版の保證金
入札又は契約の保證金に關する件（同四三年勅令第三四〇號）		入札又は契約の保證金
發電水力調查申請規則（同四三年遞信省令第八八號）	第五條	調查費用の擔保
樺太石炭採掘の件（同四五年勅令第一三七號）	第六條 第一四條	樺太石炭採掘の入札保證金 石炭採掘許可に對する保證金
國有林野産物賣拂規則（大正四年農商務省令第一三號）	第一三條	國有林野及産物賣拂入札保證金
不要存置國有林野整理（同四年農商務省令第一四號）處分規則	第三一條	同上賣拂代金延納の擔保
	第一六條	不用存置國有林野賣拂代金延納の擔保

請願通信施設規則（大正四年遞信省令第五五號）	第七條	請願通信の爲の保證金
陸海軍病院入院患者の金錢等保管に關する件（同六年勅令第四二號）		陸海軍病院入院患者の金錢等
政府より賣拂ふ代金の延納に關する件（同一〇年勅令第三七四號）		政府より賣拂ふ代金延納の擔保
刑事訴訟法（同一一年法律第七五號）	第一一七條	保釋金
	第八八條	契約保證金
	第九九條	競爭入札加入保證金
會計規則（同一一年勅令第一號）		特殊財産管理局保管金
特殊財産の現金に對し利子を付するの件（同一二年勅令第三八九號）	第三條	震災救護義捐金
震災救護の爲の恩賜金及寄附金等の取扱に關する件（同一二年勅令第四二二號）		約束郵便物後納郵送料の擔保
約束郵便取扱承認規則（同一二年遞信省令第二一號）	第五條	新聞電報料後納取扱保證金
新聞電報認可規則（同一四年遞信省令第四八號）	第二三條	手數料及立替金の豫納
執達吏手數料規則（明治二三年法律第五二號）	第一九條	
朝鮮民事令（同四五年制令第四號）	第四條	新聞紙發行の保證
新聞紙規則（同四一年統監府令第一二號）	第六條	國有森林及其産物賣却許可契約保證金
森林令施行規則（同四四年朝鮮總督府令第七四號）	第二〇條	財産公賣加入又は契約保證金
國稅徵收令施行規則（同四四年朝鮮總督府令第一五七號）	第二八條	差押物件公賣代金
朝鮮刑事令（同四五年制令第一一號）	第三八條	罰金科料又は使用料の納付若くは費用の支辨を命ぜられたる船舶が提供する擔保
開港取締規則（大正四年朝鮮總督府令第七二號）	第三四條	後納郵送料の擔保
約束郵便取扱承認規則（同一二年朝鮮總督府令第三五號）	第五條	森林原野貸渡又は賣渡契約保證金
臺灣官有森林原野産物賣渡規則（明治二九年臺灣總督府令第四四號）	第八條	

法院執達規則（同三一年律令第七號）	第九條	民事豫納金、執行費用豫納金
同上施行細則（同三一年臺灣總督府令三七號）	第二〇條	執行行爲に依り領收したる辨濟金又は競賣代金
臺灣保安規則（同三三年律令第二一號）	第八條	臺灣在住禁止者の居住保證金
臺灣囚人及刑事被告人押送規則（同三四年臺灣總督府令第五號）	第九條	臺灣に於ける被押送者の所持金
清國勞働者取締規則（同三七年臺灣總督府令第六八號）	第八條	支那國勞働者取扱人の保證金
基隆港內取締規則（同四四年臺灣總督府令第七〇號）	第二五條	物件取除費用辨償、營造物毀損に對する辨償、罰金に對する擔保
電報料金豫納及後納規則（同四五年臺灣總督府令第六〇號）	第七條	電報料金後納保證金
臺灣國稅徵收規則施行規則（大正二年臺灣總督府令第三二號）	第二四條	差押財産公賣加入又は契約保證金
臺灣總督府營林局林産物製品賣拂規則（大正二年臺灣總督府令第八六號）	第七條	林産物の製品賣拂申込の違約金又は契約保證金
臺灣新聞紙令（同六年律令第二號）	第六條	新聞發行保證金

第三節　供託制度

供託とは法律命令の規定に基き、金錢又は有價證券を法定の場所に寄託する行爲を稱するものにして、明治二十三年四月民法・民事訴訟法及商法の制定せらるるに及びて、此等の法律中に於て始めて右供託行爲の發生に關する規定を設けたり。而して此等三法律の中、民法は明治二十六年一月一日より、民事訴訟法及商法は明治二十四年一月一日より夫々實施せらるることとなりしを以て、茲に此等法律の規定に從ひて供託せらるる金錢・有價證券を取扱ふべき機關、及其の方法の決定を必要とするに至れり。然るに斯かる供託金錢及有價證券の取扱に關しても亦、其の責任の歸する所は國庫に

外ならざるを以て、政府は預金及保管金と同樣、大藏省預金局をして之が取扱に當らしむるを適當と認め、卽ち明治二十三年七月勅令第百四十五號を以て供託規則を制定し、法律の規定に依り供託する所の金錢・有價證券は、總て大藏省預金局に於て之を保管すべき旨を定め、更に右規則に基き同年十二月大藏省令第三十九號を以て供託物取扱規程を設け、供託物の出納及保管は、東京府內は大藏省預金局、其の他の地方は各地本支金庫に於て之を取扱ふことと爲し、其の他事務取扱の手續に就て規定し翌二十四年一月一日より之が取扱を開始したり。

供託金及供託有價證券の保管・出納は、當初は右の如く大藏省預金局に於て直接之が取扱を爲せしが、明治二十六年九月に至り此等預金局に於て直接保管を爲したる供託金及有價證券は、同年十月三十一日限り之を金庫出納役直接の取扱に移し、大藏省は唯之が管理竝に監督の事務を執行するに止むることと爲したり。而して大藏省預金局は之と同時に廢止せられしを以て、大藏省の行ふ監督事務は之を大藏省主計局をして管掌せしめたり。後明治三十年四月大藏省理財局の設置と共に右事務は同局の管掌に移されしが、大正十一年四月會計制度改正の時に至りて、供託に關する事務は總て司法省の所管に移されたり。以上の如くにして明治二十六年十一月以後金庫は預金局に代りて、一切の供託事務を直接取扱ふことゝなりしを以て、之に伴ひ同年九月大藏省令第二十一號を以て從前の供託物取扱規程の全部を改正し、同年十一月一日より之を施行したり。

然るに明治三十一年に至り改正民法及競賣法實施せられ、翌三十二年には商法修正法律も實施せらるゝことゝなりしが、此等の諸法律中には供託に關する事項を定めたる場合大に增加せるのみならず、將來發布せらるべき法律命令中にも、供託に關する事項を設定せざる可からざる場合亦尠からざるべきを以て、玆に從來勅令を以て定められたる供託規則を廢して、新に法律を以て供託に關する規定を制定するの必要を認め、明治三十二年二月法律第十五號を以て供託法を公布し、同年四月一日より之を施行したり。而して同法は其の第一條に於て、法令の規定に依りて供託する金錢及有價證券は金庫に於て之を保管する旨を規定せるを以て、玆に金庫は名實共に各種法令の指定する供託所たるに至れり。右供託法は爾後何等の變更もなくして引續き實施せられ、以て大正十年に於ける改正の時に及べり。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

供託法（明治三十二年二月八日法律第十五號）

第一條　法令ノ規定ニ依リテ供託スル金錢及ヒ有價證券ハ金庫ニ於テ之ヲ保管ス

第二條　金庫ニ供託ヲ爲サント欲スル者ハ大藏大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作リ供託物ニ添ヘテ之ヲ差出タスコトヲ要ス

第三條　金庫ハ金錢ノ供託ヲ受ケタル翌月ヨリ拂渡請求ノ前月マテ大藏大臣カ定メタル利息ヲ拂フコトヲ要ス

第四條　金庫ハ供託物ヲ受取ルヘキ者ノ請求ニ因リ供託ノ目的タル有價證券ノ償還金、利息又ハ配當金ヲ受取リ供託物ニ代ヘ又ハ其從トシテ之ヲ保管ス但保證金ニ代ヘテ有價證券ヲ供託シタル場合ニ於テハ供託者ハ其利息又ハ配當金ノ拂渡ヲ請求スルコトヲ得

第五條　司法大臣ハ法令ノ規定ニ依リテ供託スル金錢又ハ有價證券ニ非サル物品ヲ保管スヘキ倉庫營業者ヲ指定スルコトヲ得

倉庫營業者ハ其營業ノ部類ニ屬スル物ニシテ其保管シ得ヘキ數量ニ限リ之ヲ保管スル義務

ヲ負フ

第六條　倉庫營業者ニ供託ヲ爲サント欲スル者ハ司法大臣カ定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作リ供託物ニ添ヘテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

第七條　倉庫營業者ハ供託物ヲ受取ルヘキ者ニ對シ一般ニ同種ノ物ニ付テ請求スル保管料ヲ請求スルコトヲ得

第八條　供託物ハ供託者カ指定シタル者又ハ法令若クハ裁判ニ依リテ定マリタル者ニ之ヲ還付ス

供託者ハ民法第四百九十六條ノ規定ニ依レルコト、供託カ錯誤ニ出テシコト又ハ其原因カ消滅シタルコトヲ證明スルニ非サレハ供託物ヲ取戻スコトヲ得ス

第九條　供託者カ供託物ヲ受取ル權利ヲ有セサル者ヲ指定シタルトキハ其供託ハ無效トス

第十條　供託物ヲ受取ルヘキ者カ反對給付ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ供託所ニ其給付ヲ爲シ又ハ供託者ノ書面若クハ裁判ニ依リ其給付アリタルコトヲ證明スルニ非サレハ供託物ヲ受取ルコトヲ得ス

附　則

第十一條　本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條　本法施行前ニ供託シタル金錢ニハ其施行ノ月ヨリ拂渡請求ノ前月マテ第三條ノ利息ヲ附スルコトヲ要ス

第十三條　第四條、第八條及ヒ第十條ノ規定ハ本法施行前ニ供託シタル物ニモ亦之ヲ適用ス

第十四條　明治二十三年勅令第百四十五號供託規則ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

右供託法の制定に伴ひ同年三月大藏省令第六號を以て新に供託物取扱規程を制定して、同年四月一日より之を實施し、同時に從來の供託物取扱規程を廢止したり。本取扱規程は爾後明治三十三年七月（省令第二十八號）同三十四年九月（省令第十七號）及同三十六年十月（省令第二十六號）の三回に亙り、其の一部に改正を加へられしのみにて引續き施行せられ、以て大正十一年三月其の廢止の時に至れるものとす。今此等の改正を經たる同規程の全文を掲ぐれば左の如し。

供託物取扱規程（明治三十二年三月十六日大藏省令第六號）

第一條　明治三十二年法律第十五號供託法ニ從ヒ金庫ニ於テ保管スル供託物ハ此ノ規程ニ依テ取扱フモノトス

第二條　此ノ規程ニ於テ供託物ト稱スルハ法律命令中供託ヲ明記セラレタル場合ニ於テ保管スヘキ金錢、有價證券ヲ謂フ

第三條　供託ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ明示シタル第一號書式ノ供託書二通ヲ作リ之ニ供託物ヲ添ヘ金庫ニ提出スヘシ

第一　供託者ノ住所氏名官吏公吏ノ公務上取扱フ場合ハ其ノ官廳名官氏名又ハ職氏名但シ代人ヲ用ユルトキハ尚代人ノ住所氏名

第二　供託セントスル金額

有價證券ハ其ノ種類記號番號券面額枚數但シ全額拂込未濟ノモノハ券面額ノ左側ニ其ノ拂込濟額ヲ記入スルコトヲ要ス

第三　供託ノ原因（事實ヲ詳記スルノ外利害關係人ノ法律上ノ位置及氏名）

第四　供託スヘキ法令ノ條項

第五　供託物ヲ受取ルヘキ者ノ指定ヲ要スル場合ハ其ノ者ノ法律上ノ位置（質權者、抵當權者等特ニ其ノ名稱ヲ記スルコトヲ要ス）及氏名住所官廳ナレハ其ノ官廳名官氏名又ハ職氏名

第六　供託物ヲ受取ル可キ者ヨリ反對給付ヲ受クルコトヲ要スル場合ハ其ノ反對給付ノ目的物

第七　官廳ニ對スル保證又ハ擔保トシテ供託スルトキハ其ノ官廳名若シ訴訟ニ關スルトキハ其ノ件名及裁判所名

第四條　金庫ニ於テ前條ノ供託ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ其ノ要件ノ具備シタルコトヲ認メタル後供託書ノ一通ニ式ノ如ク受領ヲ證シ供託者ニ交付スヘシ

第五條　供託物ハ郵便ニ依リ寄托スルコトヲ得但シ供託物カ金錢ナルトキハ供託者ノ危險負擔ヲ以テ銀行ノ送金手形若クハ郵便爲替券等ヲ以テ供託書ト共ニ金庫ニ送付スルコトヲ得

第六條　金庫ニ於テ前條ニ依リ送金手形若クハ爲替券等ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ現金ニ交換シタル後第四條ニ於ケル受領ノ手續ヲ爲スモノトス

第七條　供託物ヲ受取ルヘキ者ニ於テ供託ノ目的タル有價證券ノ償還金利息又ハ配當金ノ受取方ヲ請求セントスルトキハ第二號書式ノ請求書二通ヲ作リテ金庫ヘ提出スヘシ

保證金ニ代ヘテ有價證券ヲ供託シタル者ニ於テ前項ノ請求ニ依リ金庫ニ保管セラレタル其ノ利息又ハ配當金ヲ受取ラントスル者ハ第八條ノ附屬供託物受領證ニ式ノ如ク領收ノ奥書

ヲ爲シ其ノ拂渡ヲ金庫ニ請求スヘシ

保證金ニ代ヘテ利札付有價證券ヲ供託シタル場合ニ於テハ本條第一項ノ手續ニ依ラス直チニ其ノ利札ヲ受取ルコトヲ得但シ此場合ハ第三號書式ノ領收證書ヲ作リ利札ノ交付ヲ金庫ニ請求スヘシ

第八條　金庫ニ於テ前條第一項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ償還金利息又ハ配當金ヲ受取リ償還金ハ代供託物トシテ之ヲ保管シ請求者ニ交付スヘシ

受領ヲ證シ請求者ニ交付スヘシ

前條第二項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ附屬供託物ヲ交付シ第三項ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ利札ヲ交付スヘシ

第九條　供託法第八條ニ規定スル供託者ノ指定シタル者ニ於テ供託物ノ全部又ハ幾分ノ拂渡ヲ受ケントスルトキハ第四號書式ノ請求書ヲ作リ第四條及第八條第一項ノ受領證ヲ添ヘ其ノ請求ノ原由ヲ證スヘキ左ノ書類ト共ニ金庫ヘ提出ス可シ但シ全部ノ拂渡ヲ要スルトキハ其ノ受領證ニ式ノ如ク奥書ヲ爲シ幾分ノ拂渡ヲ要スルトキハ第五號書式ノ領收證書ヲ提出スルコトヲ要ス

第一　供託者カ指定シタル者ハ其ノ供託通知書

第二　法令ニ依リテ定マリタル者ハ其ノ受取ルヘキ事由ヲ證スルニ足ル書類

第三　裁判ニ依リテ定マリタル者ハ執行力アル判決ノ正本又ハ裁判所ノ命令書

前項ノ拂渡ヲ請求スル者カ反對給付ヲ爲スヘキ者ナルトキハ其ノ給付ヲ爲シタル金錢、證券

若クハ物件ノ數量等ヲ表示シタル左ニ掲クル者ノ證明書ヲ仍ホ提出スルコトヲ要ス

第一　供託所ニ給付ヲ爲シタルトキハ其ノ金庫又ハ倉庫營業者ノ作リタル供託受領ヲ證スル書類

第二　反對給付ヲ受クヘキ者ニ給付ヲ爲シタルトキハ供託者ノ書面又ハ判決ノ正本

第十條　供託者ニ於テ供託物ノ取戻ヲ爲サントスルトキハ前條第一項ノ手續ニ依リ其ノ請求ノ原由ヲ證スヘキ左ノ書類ヲ提出シ其ノ拂渡ヲ金庫ニ請求スヘシ

第一　債權者カ供託ヲ受諾セサル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ表示シタル債權者ノ書面

第二　供託ヲ有效ト宣告シタル判決カ未確定ナル場合ニ於テハ其ノ判決書ノ正本

第三　第一第二ノ場合ニ於テ供託カ質權又ハ抵當權ノ消滅ニ關スルモノナルトキハ其ノ質權又ハ抵當權ノ消滅セサリシコトヲ證明シ得ヘキ書類

第四　供託ノ原因カ消滅シ又ハ供託カ錯誤ニ出テシ場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ書類又ハ判決ノ正本若シ官廳ニ對スル保證又ハ擔保トシテ供託シタルモノナルトキハ其ノ官廳又ハ裁判所ノ證明但シ官吏公務上取扱フモノナルトキハ其ノ事由ヲ表示シタル書面

第十一條　前二條ノ規定ニ依リ提出スヘキ書類其ノ他原由ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ提出スルコト能ハサル正當ノ理由アル場合ニ於テハ其書面ニ代ヘテ金庫ノ承諾ヲ得タル二名以上ノ保證人ノ連署ヲ以テ其ノ供託物拂戻ノ爲メ政府ニ損害ヲ生シタルトキハ賠償ノ責ニ任スル旨記載シタル書面ヲ提出スルコトヲ得

第十二條　金庫ニ於テ第九條第十條ニ依レル拂渡請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ請求ノ理由アルコトヲ確認シタル後供託物ヲ請求者ニ交付スヘシ但シ幾分ノ拂渡ヲ爲シタルトキハ供託受領證ニ式ノ如ク其ノ拂渡額ヲ記入シ請求者ニ返還スヘシ

第十三條　官廳又ハ裁判所ニ於テ分割拂渡ヲ要スルトキハ第六號書式ノ請求書ニ第四條及第八條第一項ノ受領證ヲ添ヘ金庫ニ送付シ同時ニ第七號書式ノ拂渡證書ヲ受取人ニ交付スヘシ（明治三十四年省令第十七號ヲ以テ條中改正）

第十四條　金庫ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ式ノ如ク受領ヲ證シ供託物ノ拂渡ヲ請求スヘシ但シ其ノ拂渡カ幾分ニ係ルトキハ供託受領證書ト引換ニ供託物ヲ受取人ニ交付スヘシ（明治三十四年省令第十七號ヲ以テ條中改正）

第十五條　供託金ノ利息ハ其ノ元金ト同時ニ拂渡スヘキモノトス但シ元金ノ受取人ト利息受取人トヲ異ニスルトキハ元金拂渡ノ後利息ヲ拂渡スヘシ

營業ノ保證トシテ供託シタル現金ノ利息ハ毎年一月七月ノ二期ニ於テ前月迄ニ生シタル金額ヲ計算シ供託者又ハ之ヲ受取ルヘキ權利アル者ノ請求ニ依リ拂渡ヲ爲スヘシ（明治三十六年省令第二十六號ヲ以テ條中改正及本項追加）

第十六條　前條第一項ニ依ル利息ノ拂渡ヲ受ケントスルモノハ第八號一書式ノ請求書ヲ又第二項ニ依ル利息ノ拂渡ヲ受ケントスル者ハ同號二書式ノ請求書ヲ金庫ヘ提出スヘシ（明治三十六年）

（省令第二十六號ヲ以テ本條改正）

第十七條　金庫ニ於テ前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ利息金額ヲ計算シ式ノ如ク之ヲ記入シ中央金庫ニ在テハ日本銀行ヘ本支金庫ニ在テハ日本銀行又ハ其ノ支店、代理店ヘ之ヲ回付スヘシ日本銀行又ハ其ノ支店、代理店ニ於テ前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ利息受取人ヲシテ式ノ如ク受領ヲ證セシメ其ノ現金ヲ交付スヘシ

附　則

第十八條　此ノ規程施行前ニ爲シタル供託物ヲ受取ルヘキ者ヨリ反對給付ヲ受クルコトヲ要スル供託者ハ其ノ金錢證券又ハ物件ノ數量等ヲ金庫ニ通知スルコトヲ要ス

第十九條　明治二十六年當省令第二十一號供託物取扱規程其ノ他此ノ規程ニ牴觸スルモノハ此ノ規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

（書式省略）（明治三十三年大藏省令第二十八號、三十四年同第十七號、三十六年同第二十六號ヲ以テ書式中改正）

以上の如くにして金錢又は有價證券供託の制度は、明治二十四年一月以後實施せられしが、右の中供託有價證券の種類に關しては、多數の法令は何等之を限定する所なきを以て、金庫に於て如何なる範圍迄之を有價證券として受領すべきや明瞭ならざるものありたり。茲に於て明治二十四年五月二十七日大藏省預金局長は金庫出納役よりの照會に對し、供託として金庫に保管すべき有價證券の種類は公債證書、市町村債證書、銀行會社の株券及債券、大藏省證券、爲替手形、約束手形、倉荷證書等の類にして、轉輾流通すべき總ての證券を包含するものと認め然るべき旨を回答したり。然るに爾後明治三十二年に至り前述の如く供託法制定等のことあり、供託制度に改正を加へられしを以て、金庫出

納役は大藏省理財局長に對し、今後も前揭預金局長の回答に準じ取扱ひ差支なきやを照會せしが、之に對し同年六月二十三日同局長は省議を經たる上、來意の通なる旨を回答したり。後明治四十二年三月二十九日理財局長は更に金庫に對して通牒を發し、供託法第一條の有價證券は內國に於て支拂はるるものに限らざることに省議決定せしを以て、外國會社の株券も供託として受領し、額面英貨は純分比價を以て換算したる通貨額に依り記帳整理すべき旨を達したり。後大正九年十二月に至り各種保證又は擔保として政府に提供せしむる有價證券の種類を國債に限定するの政策を採用するに及びて、前揭供託有價證券の種類に關する諸通牒は殆ど其の必要なきに至れり。

次に供託有價證券に對する金庫の責任に就ては、供託法其の他の法令に於ても特別の規定を缺き多少の疑義なきに非ざりしが、會々明治四十年二月に至り、尾道支金庫に於て贋造嫌疑の株券を供託として受理したる事件の發生せしを機として、大藏省は將來に於ける金庫の責任を一定するの必要を認め、同年十一月一日理財局長は省議の決定を經たる上、金庫が供託法により受領せる有價證券に對する責任に關し、左の通り金庫出納役に通牒したり。

一、金庫出納役は金庫に於ける有價證券の保管出納に關し政府に對し一切の責任を負ひ、會計檢査院の判決を受くべきものとす。

一、日本銀行は其の代表者日本銀行總裁の金庫出納役としての行爲に就き一切の責任を負ふべきものとす。

次に又供託物の時效に關しても法令上何等の明文を存せざりしが、供託制度創設以後歲月の經過に伴ひ、供託金錢又は有價證券中には整理上期滿失效の處分を確定するの必要を生ぜしもの多數に

上りしを以て、明治四十年十月二十二日に至り、大藏省理財局長は供託物に對する時效に關し省議の決定を經たる上、左の如く金庫に通達したり。

一、供託の金錢又は有價證券の引渡に對する時效は、民法に規定せる時效の各條項を適用すること。

二、供託法第四條に依り保管する代供託物又は附屬供託物及有價證券の利札の引渡に對する時效も前項に依ること。

三、供託の金錢に對する利息の時效は會計法に規定せる時效を適用すること。

後明治四十四年八月二十一日に至り理財局長通牒を以て、前揭取扱例の中國稅滯納處分剩餘に依る供託金は、供託の翌日より起算し滿十箇年を以て時效完成すべき旨通達し、翌四十五年三月に至り更に民法第四百九十四條に依る辨濟供託の如き供託金に對する時效は、供託の翌日より起算し滿十箇年を以て完成すべき旨通達したり。

供託制度は明治三十二年に於ける改正以後は、殆ど何等の變更をも見ずして永く行はれしが、大正十一年四月に至り會計制度の根本的改正行はるるに及び、之に伴ひて供託制度も大改革を受くることとなれり。卽ち會計法の改正に依り金庫制度を廢止するに至りしが、元來供託事務は其の性質上司法事務とせし供託事務を取扱はしむる機關を必要とするを以て、從來大藏大臣の所管に屬せし供託に關する事項は、總て最も密接なる關係を有するものなるを以て、從來大藏大臣の所管に屬せし供託に關する事項は、總て之を司法大臣の監督の下に新に供託局なる官廳を各地方裁判所の所在地に設置し、之をして供託に關する事務の取扱に當らしめ、尙其の出張所を各區裁判所又は其の出張所の所在地に設けて、其の事務を分掌せしむることとしたり。然るに改正會計制度に於ては、政府の保管すべき現金は總て之を大藏省預金部に預入るべく、且政府の所有又は保管する有價證券は日本銀行をして之が取扱を爲さしむることとせられしを以て、此等の規定に基き、供託局保管の供託金は大藏省預金部に預入したる上、更に預金部資金の一部として日本銀行に預入せられ、供託局保管の供託有價證券も亦日本銀行に寄託せらるることとなれり。斯くて供託金及供託有價證券の出納保管は、從來の金庫制度の時代に引續き依然として日本銀行に於て之を取扱ふものなりと雖も、右は單に金錢又は證券の保管出納なる事實的行爲を行ふに止まりて、從來金庫の管掌に屬せし供託に關する行政的事務は、總て供託局の職務に屬するに至りしものとす。

以上述べたる所は大正十一年四月會計制度の改正に伴ひて行はれたる供託制度改正の大綱なるが、以上の如き改正を行ふが爲め政府は供託法の一部改正を始め、各種法令の新設改廢を行ひたり。卽ち先づ大正十年四月法律第六十九號を以て供託法に左の如き改正を加へ、供託局設置のことを定むると共に、新に供託處分に關する抗告の途を開きたり。

法律第六十九號（大正十年四月十二日）

供託法中左ノ通改正ス

第一條中「金庫」ヲ「供託局」ニ改ム

第一條ノ二　前條ノ規定ニ依ル供託ニ關スル事務ノ監督ニ付テハ司法行政ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス

第一條ノ三　利害關係人ハ供託官吏ノ處分ニ對シ供託局ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ抗

告ヲ爲スコトヲ得

第一條ノ四　抗告ヲ受ケタル裁判所ハ抗告ニ關スル書類ヲ供託官吏ニ送付シテ其意見ヲ求ムルコトヲ要ス

第一條ノ五　供託官吏ハ抗告ヲ理由アリト認ムルトキハ處分ヲ變更シテ其旨ヲ裁判所及ヒ抗告人ニ通知スルコトヲ要ス

抗告ヲ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ附シ書類ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ五日内ニ之ヲ裁判所ニ返還スルコトヲ要ス

第一條ノ六　裁判所ハ抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ却下シ理由アリトスルトキハ供託官吏ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス

抗告ヲ却下シ又ハ處分ヲ命スル裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲シ供託官吏及ヒ抗告人ニ送達スルコトヲ要ス

第一條ノ七　前條ノ規定ニ依リ抗告ヲ却下スル決定ニ對シテハ法律違背ヲ理由トスルトキニ限リ非訟事件手續法ノ規定ニ從ヒテ抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ抗告ニ付爲シタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二條中「金庫」ヲ「供託局」ニ、「大藏大臣」ヲ「司法大臣」ニ改ム

第三條　供託金ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ付スルコトヲ要ス

第四條中「金庫」ヲ「供託局」ニ改ム

第五條及第六條中「倉庫營業者」ノ下ニ「又ハ銀行」ヲ加フ

第七條中「倉庫營業者」ノ下ニ「又ハ銀行」ヲ加ヘ「供託物」ヲ「第五條第一項ノ規定ニ依ル供託物」ニ改ム

第八條第一項ヲ左ノ如ク改ム

供託物ノ還付ヲ請求スル者ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依リ其權利ヲ證明スルコトヲ要ス

第十條中「供託所ニ其給付ヲ爲シ又ハ供託者ノ書面若クハ裁判ニ依リ」ヲ「供託者ノ書面又ハ裁判、公正證書其他ノ公正ノ書面ニ依リ」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前爲シタル供託ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

供託局所在地外ニ於テハ司法大臣ハ當分ノ内其ノ適當ト認ムル銀行ヲシテ第一條ノ規定ニ依ル供託事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

右改正法律施行の期日竝に其の施行前に爲したる供託に關する必要なる規定は、別に勅令を以て之を定むる規定なるを以て、之に從ひ翌大正十一年三月勅令第二十八號を以て左の如く公布し、改正法律は會計制度の改正と同じく大正十一年四月一日より施行すると同時に、其の施行前に爲したる供託に關する諸事務は、便宜上暫く日本銀行をして引續き之に當らしむることとしたり。

勅令第二十八號（大正十一年三月一日）

大正十年法律第六十九號ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年法律第六十九號施行前爲シタル金錢又ハ有價證券ノ供託ニ付テハ供託物ノ還付又ハ下戻、代供託、附屬供託及利札又ハ利息ノ交付ニ關スル事務ハ大正十一年四月一日ヨリ同年十二

月二十八日ニ至ル迄ノ間日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

尙前揭法律の施行に伴ひ同年三月勅令第六十八號を以て供託局官制を制定し、供託局の事務組織及配置等に關して規定する所ありたり。

供託制度の改正に伴ひ更に其の事務取扱に關する詳細なる手續を定むるの必要あるを以て、大正十一年三月司法省令第二號を以て左の如く供託物取扱規則を制定し、同時に從來の供託物取扱規程を廢止したり。

供託物取扱規則（大正十一年三月一日司法省令第二號）

第一條　金錢及有價證券ノ供託ニ關スル手續ハ本令ニ依ル

第二條　供託ヲ爲サムトスル者ハ第一號書式ノ供託書二通ヲ供託局ニ提出スヘシ但シ辨濟供託ニ付テハ第二號書式ノ供託通知書ヲ添附スヘシ

供託書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　供託者ノ氏名住所、官吏公吏其ノ職務上爲ス供託ニ付テハ其ノ官公職氏名及所屬官公署ノ名稱、代理人ニ依ル場合ニ於テハ其ノ代理人ノ氏名住所

二　供託金額、有價證券ニ付テハ其ノ種類記號番號枚數券面額及拂込額

三　供託ノ原因タル事實及法令ノ條項

四　供託物ヲ受取ルヘキ者ノ指定ヲ要スル場合ハ其ノ者ノ表示若之ヲ確知スルコト能ハサルトキハ其ノ事由

五　反對給付ヲ受クルコトヲ要スル場合ハ其ノ反對給付ノ目的物ノ表示其ノ他供託物ヲ受取ルニ付テノ條件

第三條　供託官吏供託ヲ受理スヘキモノト認ムルトキハ大藏大臣ノ定ムル預金部預金ノ取扱ニ關スル規定又ハ供託有價證券ノ取扱ニ關スル規定ニ從ヒ拂込書ヲ作成シ且供託書ニ供託受理ノ記載ヲ爲シテ之ニ捺印シ拂込書及供託書ノ一通ヲ供託者ニ交付シ供託物ヲ日本銀行ニ納入セシムヘシ

供託官吏日本銀行ヨリ大藏大臣ノ定ムル預金部預金ノ取扱有價證券ノ取扱ニ關スル規定ニ依ル供託物受領ノ證書ノ送付ヲ受ケタルトキハ前條第一項ノ供託通知書ヲ債權者ニ發送スヘシ

第四條　供託ノ目的タル有價證券ノ償還金、利息又ハ配當金ノ代供託又ハ附屬供託ヲ請求セムトスル者ハ第三號書式ノ代供託請求書又ハ附屬供託請求書二通ヲ供託局ニ提出スヘシ

供託官吏前項ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ前條第一項ノ拂込書及大藏大臣ノ定ムル供託有價證券ノ取扱ニ關スル規定ニ依ル拂渡請求書ヲ作成シ且代供託請求書又ハ附屬供託請求書ニ請求受理ノ旨ヲ記載シテ之ニ捺印シ拂込書、拂渡請求書及代供託請求書又ハ附屬供託請求書ノ一通ヲ請求者ニ交付シ之ヲ日本銀行ニ提出セシムヘシ

第五條　供託物ノ還付ヲ受ケムトスル者ハ第四號書式ノ供託物還付請求書（供託物カ有價證券ナルトキハ請求書二通）ニ左ニ揭クル書類ヲ添附シテ之ヲ供託局ニ提出スヘシ

一　供託物受入ノ記載アル供託書

二　辨濟供託ニ在リテハ供託通知書

三　法令ニ依リテ定マリタル者ハ其ノ受取ルヘキ事由ヲ證スルニ足ル書類
四　裁判ニ依リテ定マリタルトキハ執行力アル裁判ノ正本又ハ裁判所ノ命令書
五　反對給付ヲ爲スヘキトキハ供託法第十條ノ規定ニ依ル證明書類

第六條　供託物ノ取戻ヲ爲サムトスル者ハ第五號書式ノ供託物取戻請求書(供託物カ有價證券ナルトキハ請求書二通)ニ左ニ揭クル書類ヲ添附シテ之ヲ供託局ニ提出スヘシ

一　供託物受入ノ記載アル供託書
二　債權者カ供託ヲ受諾セサル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載シタル債權者ノ書面及供託ヲ有效ト宣告シタル確定判決ナキコトヲ證スル書面
三　民法第四百九十六條第二項ノ場合ニ該當セサルコトヲ證スル書面
四　供託ノ原因消滅シ又ハ供託カ錯誤ニ出テタル場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證スルニ足ル裁判ノ正本其ノ他ノ書面

第七條　供託者供託ヲ爲シタル供託局ノ預金取扱店タル日本銀行所在地外ノ日本銀行ニ於テ供託金ノ還付又ハ取戻ヲ爲サムトスルトキハ第五條又ハ前條ノ請求書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第八條　供託官吏供託金ノ還付又ハ取戻ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載シ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出シテ供託書ト引換ニ請求者ニ交付スヘシ但シ內渡ノ場合ニ於テハ供託書ニ其ノ額ヲ記載シテ之ヲ請求者ニ返還スヘシ

供託金ノ還付又ハ取戻ニ付前條ノ請求アリタルトキハ供託官吏ハ大藏大臣ノ定ムル預金部預金ノ他店拂ニ關スル規定ニ依ル手續ヲ爲シ第六號書式ノ供託金支拂通知書ヲ請求者ニ交付シ指定ノ日本銀行ヨリ供託金ノ還付又ハ下戻ヲ受ケシムヘシ

第九條　供託官吏供託有價證券ノ還付又ハ取戻ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ供託物還付請求書又ハ供託物取戻請求書ノ一通ニ其ノ旨ヲ記載シ之ニ捺印シテ請求者ニ交付シ日本銀行ヨリ有價證券ノ還付又ハ下戻ヲ受ケシムヘシ

第十條　請求者カ第五條及第六條ノ規定ニ依ル書類ヲ提出スルコト能ハサルトキハ供託官吏ハ利害關係人ニ對シ供託物ノ還付又ハ下戻ニ異議アラハ一定ノ期間內ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

供託官吏ハ前項ノ期間經過後ニ非サレハ供託物ノ還付又ハ下戻ノ手續ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ請求者カ利害關係人ノ承諾書ヲ提出シタルトキハ之ヲ適用セス

第十一條　配當其ノ他ノ供託物ノ分割拂渡ヲ爲スヘキ場合ニ於テ供託者ハ第七號書式ノ支拂委託書ニ供託物受入ノ記載アル供託書ヲ添附シテ之ヲ供託局ニ送付シ分割拂戻ヲ受クヘキ者ニ第八號書式ノ證明書ヲ交付スヘシ

分割拂戻ヲ受クヘキ者カ前項ノ證明書ヲ提出シテ供託物拂渡ノ請求ヲ爲シタルトキハ供託官吏ハ第八條及第九條ノ規定ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第十二條　保證金ニ代ヘテ有價證券ヲ供託シタル者利札ヲ受取ラムトスルトキハ第九號書式ノ供託有價證券利札請求書二通ヲ供託局ニ提出スヘシ

供託官吏前項ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載シ之ニ捺印シテ其ノ

一通ヲ請求者ニ交付シ日本銀行ヨリ利札ヲ受取ラシムヘシ

第十三條　供託金ノ利息ハ元金ト同時ニ拂渡スヘキモノトス但シ元金ノ受取人ト利息ノ受取人トヲ異ニスルトキハ元金拂渡ノ後利息ヲ拂渡スヘシ

保證トシテ金錢ヲ供託シタル場合ニ於テ供託カ一年以上繼續スルトキハ其ノ利息ハ毎年六月ニ於テ前月迄ニ生シタル金額ヲ計算シ供託者又ハ之ヲ受取ルヘキ者ニ拂渡スヘシ

第十四條　前條第一項ノ利息ノ拂渡ヲ受ケムトスル者ハ第十一號書式ノ供託金利息請求書二通ヲ供託局ニ提出スヘシ

同條第二項ノ利息ノ拂渡ヲ受ケムトスル者ハ第十號書式ノ供託金利息請求書二通、供託官吏前項ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ前項ノ請求書ニ其ノ旨ヲ記載シ之ニ捺印シテ其ノ一通ヲ請求者ニ交付シ日本銀行ヨリ利息ヲ受取ラシムヘシ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年大藏省令第六號供託物取扱規程ハ之ヲ廢止ス

（書式省略）

供託局に於て受理したる供託金錢又は有價證券は、之を日本銀行に預入又は寄託すべきものなるが、日本銀行に對する此等供託物の納入・還付・取戻・利子又は利札の請求等の手續に就ては、前揭供託物取扱規則の外、金錢に在りては預金部預金の取扱に關する規定、有價證券に在りては供託有價證券の取扱に關する規定に準據すべきものにして、此の中前者に關しては既に本章第一節に於て之を揭げしを以て、玆には後者に關して制定せられし規定を左に揭ぐべし。尙日本銀行に於ける供託有價證券の取扱手續に關しては、日本銀行政府有價證券取扱規程（大正十一年二月大藏省令第十一號）中に於て規定する所あり。其の全文は前節に於て揭載せるを以て玆には之を省略す。

供託有價證券取扱規程（大正十一年二月一日大藏省令第九號）

第一條　供託局ノ保管ニ係ル供託有價證券ハ之ヲ日本銀行ニ寄託スヘシ

第二條　供託局前條ノ寄託ヲ爲サムトスルトキハ供託有價證券寄託書（書式ハ政府所有有價證券寄託書ニ準ス）及供託書ヲ添ヘ有價證券ヲ日本銀行ニ提出シ供託有價證券受託證書ノ交付ヲ受クヘシ

第三條　供託局日本銀行ニ寄託セル有價證券ノ拂渡請求書（書式ハ政府所有有價證券取扱規程第二號書式政府所有有價證券拂渡請求書ニ準ス）ヲ日本銀行ニ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ但シ供託有價證券ノ還付又ハ取戻ヲ受クル權利ヲ有スル者ノ提出シタル請求書ニ證明ヲ爲シタルモノヲ以テ供託有價證券拂渡請求書ニ代フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ供託局代供託ヲ認可シタルトキハ代供託請求書ヲ前項ノ拂渡請求書ニ添附スヘシ

第四條　供託局供託有價證券附屬利札ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ供託有價證券利札請求書（書式ハ政府所有有價證券利札請求書ニ準ス）ヲ日本銀行ニ提出シ之カ交付ヲ受クヘシ但シ附屬利札ヲ受クル權利ヲ有スル者ノ提出シタル請求

書ニ證明ヲ爲シタルモノヲ以テ供託有價證券利札請求書ニ代フルコトヲ得

第五條　供託局供託有價證券ノ利息又ハ配當金ニ付附屬供託ヲ認可シタルトキハ供託有價證券利息(配當金請求書書式ハ政府所有有價證券取扱規程第三號書式政府所有有價證券利札請求書ニ準ス)及附屬供託請求書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第六條　政府所有有價證券取扱規程第二條及第六條乃至第十條ノ規定ハ供託有價證券ノ取扱手續ニ付之ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

供託物取扱規則に於て定むる各種の書類を供託局に提出することを要するものなるが、請求者にして何等かの事由に依り此等の書類を提出すること能はざる場合に在りては、將來國庫に不測の損害を及ぼすべき虞あるを以て、斯かる場合に於ては損害の擔保として現金又は國債を提供せしむることを得るものと爲し、大正十一年三月勅令第七十五號を以て左の如く規定したり。

勅令第七十五號(大正十一年三月三十日)

供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル者カ其ノ還付又ハ取戻ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ノ擔保トシテ現金又ハ國債ヲ提供セシムルコトヲ得

提出スルコト能ハサル場合ニ於テ供託官吏必要ト認ムルトキハ請求者ヲシテ其ノ還付又ハ取戻ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ノ擔保トシテ現金又ハ國債ヲ提供セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ供託官吏カ司法大臣ノ定ムル公告ノ手續ヲ爲ストキハ供託官吏ハ請求者ヲシテ公告費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

前二項ニ規定スル司法大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ行フ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙前揭大正十年法律第六十九號供託法中改正法律は其の附則を以て、供託局所在地外に於ては、司法大臣は當分の內適當と認むる銀行をして供託事務を取扱はしむることを得べき旨を定めしを以て、大正十一年三月司法省令第四號を以て左の如く銀行に於て爲す供託事務取扱方を規定したり。

司法省令第四號(大正十一年三月一日)

銀行ニ於テ爲ス供託法第一條ノ供託事務取扱ニ關スル件左ノ通相定ム

第一條　銀行ニ於テ爲ス供託法第一條ノ供託事務ノ取扱ハ本令ニ依ル

第二條　供託ヲ爲サムトスル者ハ第一號書式ノ供託書二通ヲ供託物ト共ニ銀行ニ提出スヘシ

但シ辨濟供託ニ付テハ第二號書式ノ供託通知書ヲ添附スヘシ

供託書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　供託者ノ氏名住所、官吏公吏其ノ職務上爲ス供託ニ付テハ其ノ官公職氏名及所屬官公署ノ名稱、代理人ニ依ル場合ニ於テハ其ノ代理人ノ氏名住所

二　供託金額、有價證券ニ付テハ其ノ種類記號番號枚數券面額及拂込額

三　供託ノ原因タル事實及法令ノ條項

四　供託物ヲ受取ルヘキ者ノ指定ヲ要スル場合ハ其ノ者ノ表示若之ヲ確知スルコト能ハサルトキハ其ノ事由

五　反對給付ヲ受クルコトヲ要スル場合ハ其ノ反對給付ノ目的物ノ表示其ノ他供託物ヲ受取ルニ付テノ條件

第三條　銀行供託ヲ受理スヘキモノト認ムルトキハ供託書ノ一通ニ受領ヲ證シテ之ヲ供託者ニ交付スヘシ

銀行前項ノ手續ヲ終リタルトキハ直ニ前條第一項ノ供託通知書ヲ債權者ニ發送スヘシ

第四條　供託ノ目的タル有價證券ノ償還金、利息又ハ配當金ノ代供託又ハ附屬供託ヲ請求セムトスル者ハ第三號書式ノ代供託請求書又ハ附屬供託請求書二通ヲ銀行ニ提出スヘシ

銀行前項ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ代供託請求書又ハ附屬供託請求書ノ一通ニ受領ヲ證シテ之ヲ請求者ニ交付スヘシ

第五條　供託物ノ還付ヲ受ケムトスル者ハ第四號書式ノ供託物還付請求書ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シテ之ヲ銀行ニ提出スヘシ

一　供託物受入ノ記載アル供託書

二　辨濟供託ニ在リテハ供託通知書

三　法令ニ依リテ定マリタル者ハ其ノ受取ルヘキ事由ヲ證スルニ足ル書類

四　裁判ニ依リテ定マリタルトキハ執行力アル裁判ノ正本又ハ裁判所ノ命令書

五　反對給付ヲ爲スヘキトキハ供託法第十條ノ規定ニ依ル證明書類

第六條　供託物ノ取戻ヲ爲サムトスル者ハ第五號書式ノ供託物取戻請求書ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シテ之ヲ銀行ニ提出スヘシ

一　供託物受入ノ記載アル供託書

二　債權者カ供託ヲ受託セサル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載シタル債權者ノ書面及供託ヲ有效ト宣告シタル確定判決ナキコトヲ證スル書面

三　民法第四百九十六條第二項ノ場合ニ該當セサルコトヲ證スル書面

四　供託ノ原因消滅シ又ハ供託カ錯誤ニ出テタル場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證スルニ足ル裁判ノ正本其ノ他ノ書面

第七條　銀行供託物ノ還付又ハ取戻ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ供託書ト引換ニ供託物ノ還付又ハ下戻ヲ爲スヘシ但シ內渡ノ場合ニ於テハ供託書ニ其ノ額ヲ記載シテ之ヲ請求者ニ返還スヘシ

第八條　請求者カ第五條及第六條ノ規定ニ依ル書類ヲ提出スルコト能ハサルトキハ銀行ハ利害關係人ニ對シ供託物ノ還付又ハ下戻ニ異議アラハ一定ノ期間內ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

銀行ハ前項ノ期間經過後ニ非サレハ供託物ノ還付又ハ下戻ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ請求者カ利害關係人ノ承諾書ヲ提出シタルトキハ之ヲ適用セス

第九條　配當其ノ他供託物ノ分割拂渡ヲ爲スヘキ場合ニ於テ供託者ハ第六號書式ノ支拂委託書ニ供託物受入ノ記載アル供託書ヲ添附シテ之ヲ銀行ニ送付シ分割拂渡ヲ受クヘキ者ニ第

七號書式ノ證明書ヲ交付スヘシ

分割拂渡ヲ受クヘキ者カ前項ノ證明書ヲ提出シテ供託物拂渡ノ請求ヲ爲シタルトキハ銀行ハ第七條ノ規定ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第十條　保證金ニ代ヘテ有價證券ヲ供託シタル者利札ヲ受取ラムトスルトキハ第八號書式ノ供託有價證券利札請求書ヲ銀行ニ提出スヘシ

銀行前項ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ受領書ヲ徵シテ請求者ニ利札ヲ交付スヘシ

第十一條　供託金ノ利息ハ元金ト同時ニ拂渡スヘキモノトス但シ元金ノ受取人ト利息ノ受取人トヲ異ニスルトキハ元金拂渡ノ後利息ヲ拂渡スヘシ

保證トシテ金錢ヲ供託シタル場合ニ於テ供託カ一年以上繼續スルトキハ其ノ利息ハ毎年六月ニ於テ前月迄ニ生シタル金額ヲ計算シ供託者又ハ之ヲ受取ルヘキ者ニ拂渡スヘシ

第十二條　前條第一項ノ利息ノ拂渡ヲ受ケムトスル者ハ第九號書式ノ供託金利息請求書、同條第二項ノ利息ノ拂渡ヲ受ケムトスル者ハ第十號書式ノ供託金利息請求書ヲ銀行ニ提出スヘシ

銀行前項ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ受領書ヲ徵シテ請求者ニ利息ヲ拂渡スヘシ

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

而して前記法律の規定に基き供託事務を取扱はしむべき銀行に就ては、同年三月司法省令第六號及第七號を以て之を公布し、內地十九箇所の日本銀行支店又は代理店、滿洲四箇所の朝鮮銀行支店又は出張所、支那國一箇所の橫濱正金銀行支店を夫々指定したり。右の中內地に於ける供託事務取扱銀行たる日本銀行支店又は代理店の名稱に就ては、爾後大正十四年七月司法省令第十八號及十五年十二月同第二十號を以て增減變更を行はれし結果、二箇所を減じたり。

既述の如く改正供託制度に於ては、供託金錢及供託有價證券の受入は總て日本銀行をして取扱はしめ、供託局に於ては全く之が取扱を爲さざるものなるが、其の後大正十二年に至り供託者の便宜を圖るが爲め、東京供託局に限り供託金の受入を取扱ふこととなり、同年五月一日より其の事務を開始したり（大正十二年四月司法省告示第九號）。茲に於て供託金の受入を取扱ふ供託局に對する金錢供託の手續に就て新に規定を設くる必要を生じ、同年四月司法省令第七號を以て供託物取扱規則に左の如き改正を加へたり。

司法省令第七號（大正十二年四月十九日）

供託物取扱規則中左ノ通改正ス

第三條ノ二　供託金ノ受入ヲ取扱フ供託局ニ金錢ノ供託ヲ爲サムトスル者ハ第二條ノ供託書ト共ニ供託金ヲ提出スヘシ

供託官吏供託ヲ受理スヘキモノト認ムルトキハ供託書ノ一通ニ受領ヲ證シテ之ヲ供託者ニ交付シ且第二條第一項ノ供託通知書ヲ債權者ニ發送スヘシ

第四條第二項中「前條第一項」ヲ「第三條第一項」ニ改ム

附則

本令ハ大正十二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年九月關東地方に於ける震火災に因り此等の地方に於ける供託有價證券及供託に關する證憑書類等の滅失したるもの少からざりしを以て、之が應急の處置を施す必要を認め、先づ同年十月勅令第四百五十九號を以て、震災被害地方居住者が供託物の還付又は取戻を請求する場合に關する特例を設け、更に翌十三年四月司法省令第六號を以て、燒失供託有價證券に對する代ッ證券の供託請求に關する手續を、同年九月司法省令第十二號を以て、滅失供託國債證券に對し新證券の供託請求等に關する手續を規定したり。今此等の諸規定を順次列擧すれば左の如し。

勅令第四百五十九號(大正十二年十月二十七日)

大正十二年九月一日ノ震災當時東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣又ハ靜岡縣ニ住所又ハ營業所ヲ有シタル者カ同日以前ノ供託ニ係ル金錢又ハ有價證券ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テ其ノ請求ニ付司法大臣ノ定ムル書類ヲ提出スルコト能ハサルトキハ供託官吏ハ請求者ヲシテ大正十一年勅令第七十五號第一項ニ規定スル擔保物ノ提供ニ代ヘ保證人ヲ立テシムルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

司法省令第六號(大正十三年四月一日)

燒失供託有價證券ニ對スル代リ證券供託請求方ニ關スル件左ノ通相定ム

第一條　大正十二年九月ノ震災ニ因リ供託有價證券カ滅失シタルニ付供託者カ代リ證券ノ供託ヲ爲サムトスルトキハ第一號書式ノ供託有價證券代リ證券供託請求書二通ヲ供託局ニ提出スヘシ但シ官廳ニ對スル保證供託ナルトキハ當該官廳ノ認可書ヲ添附スヘシ

第二條　供託局前條ノ請求ヲ受理シタルトキハ供託有價證券代リ證券供託請求書ニ認可ノ奥書ヲ爲シ其ノ一通ヲ供託者ニ交付シ之ヲ第二號書式ノ供託有價證券代リ證券受領方請求書ト共ニ日本銀行ニ提出セシムヘシ

第三條　日本銀行供託有價證券ノ代リ證券ヲ受領シタルトキハ供託有價證券代リ證券供託請求書ニ受領ノ奥書ヲ爲シ之ヲ第三號書式ノ供託有價證券代リ證券受領通知書ト共ニ供託局ニ送付スヘシ

第四條　供託局日本銀行ヨリ前條ノ奥書アル供託有價證券代リ證券供託請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ供託者ニ交付スヘシ但シ官廳ニ對スル保證供託ノ場合ニ於テハ供託局ヨリ直接之ヲ當該官廳ニ送付シ供託者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

司法省令第十二號(大正十三年九月十五日)

震災ニ因リ滅失シタル供託國債證券ニ對シ新證券供託請求等ニ關スル件左ノ通相定ム

第一條　供託ニ係ル無記名國債證券カ大正十二年九月ノ震災ニ因リ滅失シタルニ付供託者カ之ニ代ヘ大正十三年法律第十四號ニ依リ交付セラルヘキ新證券ノ供託ヲ爲サムトスルトキハ第一號書式ノ新證券供託請求書二通ヲ供託局ニ提出スヘシ但シ官廳ニ對スル保證供託ナルトキハ當該官廳ノ認可書ヲ添附スヘシ

供託官吏必要ト認ムルトキハ請求者ヲシテ官廳其ノ他ノ者ノ作成シタル證明書其ノ他ノ書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第二條　供託官吏前條ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ日本銀行ニ對シ新證券ノ交付ヲ請求スヘシ

供託官吏日本銀行ヨリ新證券交付ノ通知ヲ受ケタルトキハ新證券供託請求書ニ認可ノ奥書ヲ爲シ其ノ一通ヲ請求者ニ交付シ之ヲ日本銀行ニ差出サシムヘシ

第三條　日本銀行新證券受入ノ手續ヲ了シタルトキハ新證券供託請求書ニ新證券ヲ表示シテ受入ノ奥書ヲ爲シ供託局ニ送付スヘシ

大正十三年司法省令第六號第四條ノ規定ハ供託局カ前項ノ規定ニ依リ日本銀行ヨリ新證券供託請求書ノ送付ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第四條　第一條ノ國債證券ニ付供託原因ノ消滅其ノ他ノ事由ニ因リ還付又ハ取戻ノ請求ヲ爲シ得ヘキ者ハ直ニ新證券又ハ之ニ代ヘテ支拂ハルヘキ金錢ノ拂渡ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニハ第二號書式ノ拂渡請求書三通ヲ供託局ニ提出スヘシ

第五條　供託官吏前條ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ日本銀行ニ對シ新證券ノ交付又ハ之ニ代ヘテ支拂ハルヘキ金錢ノ支拂ヲ請求スヘシ

供託官吏日本銀行ヨリ新證券ノ交付又ハ金錢ノ支拂ノ通知ヲ受ケタルトキハ前條ノ拂渡請求書二通ニ認可ノ奥書ヲ爲シ之ヲ請求者ニ交付シ日本銀行ヨリ新證券又ハ金錢ヲ受取ラシムヘシ

第六條　供託官吏第二條及第五條ノ規定ニ依リ日本銀行ニ對シテ請求ヲ爲スニハ司法大臣ヲ經由スヘシ

附　則

本令ハ大正十三年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

供託制度に關しては爾後何等の變更なくして大正年間を經過したり。

以上述べたる所は內地に於ける供託制度の沿革の大要なるが、右供託の制度は各外地に對しても漸次施行せられたり。卽ち先づ朝鮮に在りては大正元年八月左の如く制令第一號を公布して、供託法を朝鮮に施行することと定め、更に同年十二月朝鮮總督府令第三十八號を以て、供託物取扱規則を制定して詳細の手續を定めたり。

制令第一號（大正元年八月七日）

法令ニ依ル供託ニ付テハ供託法ニ依ル但シ朝鮮總督ハ當分ノ內適當ト認ムル者ヲ指定シ金庫及倉庫營業者ニ代フルコトヲ得

供託法中司法大臣ノ職務ハ朝鮮總督之ヲ行フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

然るに大正十一年三月供託制度の改正に伴ひ、制令第二號を以て前掲大正元年制令第一號に左の如き改正を加ふると共に、同月總督府令第三十四號を以て、從來の供託物取扱規則に代へ朝鮮總督府供託局供託物取扱規則を制定したり。

制令第二號（大正十一年三月九日）

大正元年制令第一號中左ノ通改正ス

「金庫及倉庫營業者」ヲ「倉庫營業者及銀行」ニ改メ「供託法中」ノ下ニ「地方裁判所トアルハ地方法院トシ」ヲ加フ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前爲シタル供託ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督府令ヲ以テ之ヲ定ム

供託局所在地外ニ於テハ朝鮮總督ハ當分ノ內其ノ適當ト認ムル者ヲシテ供託法第一條ノ規定ニ依ル供託事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

次に臺灣に在りては明治三十二年六月律令第十一號を以て左の如く臺灣供託規則を公布し、同地方に供託法を施行することと定めたり。

臺灣供託規則（明治三十二年六月九日律令第十一號）

第一條　民法商法其他法令ノ規定ニ依ル供託ニ付テハ供託法ニ依ル

第二條　供託法中司法大臣ニ付與シタル職權ハ臺灣總督之ヲ行フ

附　則

第三條　此規則ハ明治三十二年六月十日ヨリ之ヲ施行ス

第四條　臺灣總督ハ當分ノ內其指定シタル供託所ヲ以テ供託法ニ定メタル倉庫營業者ニ代フルコトヲ得

然るに大正十一年供託制度の改正に伴ひ同年三月勅令第七十號を以て左の如く公布すると共に律令第二號を以て從來の臺灣供託規則を廢止し、更に又同年四月臺灣總督府令第六十八號を以て、金錢及有價證券の供託に關する手續は大正十一年司法省令第二號供託物取扱規則に依るべき旨を定めたり。

勅令第七十號（大正十一年三月三十日）

供託法ハ之ヲ臺灣ニ施行ス但シ同法中司法大臣トアルハ臺灣總督、裁判所トアルハ臺灣總督府法院、地方裁判所トアルハ臺灣總督府地方法院トス

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前爲シタル供託ニ付テハ供託物ノ還付又ハ下戻、代供託、附屬供託及利札又ハ利息ノ交付ニ關スル事務ハ大正十一年四月一日ヨリ同年十二月二十八日ニ至ル迄ノ間日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

次に關東州に在りては、明治四十一年九月勅令第二百十三號關東州裁判事務取扱令の規定に基き

同年十月一日以降同地方に供託法を施行せしが、大正十一年供託制度の改正行はるるに及びて、同年三月左の如く勅令第七十二號を公布したり。

勅令第七十二號（大正十一年三月三十日）

關東州ニ於ケル法令ニ依ル供託ニ付テハ供託法ニ依ル

但シ供託局ノ事務ハ當分ノ內關東長官ノ指定シタル銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

供託法中司法大臣ノ職務ハ關東長官之ヲ行フ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前爲シタル供託ニ關シ必要ナル事項ハ關東廳令ヲ以テ之ヲ定ム

關東州裁判事務取扱令第一條中「一供託法」ヲ削ル

右の如く關東州に於ては當分供託局は之を設置せず、關東長官の指定したる銀行をして供託事務に當らしむるものなるを以て、之に基き同月關東廳告示第二十六號を以て朝鮮銀行を指定したり。而して右朝鮮銀行に於て爲す供託事務取扱の手續に就ては、大正十一年司法省令第四號（銀行に於て爲す供託法第一條の供託事務取扱に關する件）を準用するものと定めたり（關東廳令第十四號）。

次に南洋群島に在りては、大正十二年一月勅令第二十六號を以て南洋群島裁判事務取扱令を公布し、其の規定に基き同年三月一日以降供託法を同群島に施行することと爲せしを以て、之に伴ひ同年六月南洋廳令第十二號を以て、南洋群島供託物取扱規則を制定公布したり。右規則に依れば供託事務取扱の手續に關しては、內地一般の制度と殆ど異る所なしと雖も、供託機關の組織に就ては大に其の趣を異にし、內地に於けるが如く特別の機關をして供託事務を取扱はしむると共に、銀行をして供託金錢及有價證券の出納保管事務に當らしむる等のことなく、此等の供託に關する事務は總て同一供託官廳に於て之を取扱ふものとす。

最後に供託金の利子に就て一言すべし。明治二十三年七月供託規則制定せらるるや、其の第二條に於て、供託したる金錢は拂込の日より六十日を過ぐるときは、拂込の翌月より拂渡請求の前月迄通常預金の利子を付すべきことと定めたり。而して當時通常預金に對する利子割合は、千圓以上は年三分、千圓未滿は年四分二厘なりしを以て、供託金に對しても右割合を以て利息を付せられたり。然るに元來供託なる制度は專ら供託者に便宜を與ふるの趣旨に出づるものにして、其の供託に係る金錢は政府に於て之が運用利殖を圖るものに非ざるのみならず、却て之が保管には手數と費用とを要するものなるが故に、既に無手數料にて供託し得べき制度を設けたる上に、尙之に對し利息を付するは過當の特典にして、其の結果は國庫の負擔を增加するに至るべきを以て、政府は供託金利子は之を廢止するを以て適當なりと認め、明治二十六年七月勅令第七十五號を以て、同年十二月一日以降供託金に對する利子は之を廢止したり。然るに爾後民法・商法其の他の諸法律の改定又は制定行はれ、此等の法令に依る供託の範圍も亦大に擴大せらるるに至り、供託金に對する利息の有無は一般金融上に相當重要なる影響を及ぼすこととなりしを以て、明治三十二年新に供託法を制定するに際して、再び供託金に利子を付することと爲し、其の第三條に於て金錢の供託を受けたる翌月より拂渡請求の前月迄、大藏大臣の定むる利子を付する旨を規定したり。茲に於て同年三月大藏省告示第九號を以て、右利息の割合を年三分六厘と定めたり。爾後供託金の利息に關しては何等の變更なくして大正

十一年に至りしが、同年供託制度の改正行はるるに及び、供託法第三條を改正して『供託金ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ付スルコトヲ要ス』と爲せしを以て、之に基き同年三月司法省令第三號を以て左の如く供託金の利率竝に其の支拂に關して規定したり。

司法省令第三號（大正十一年三月一日）

供託法第三條ニ依ル供託金ノ利息ハ一箇年三歩六厘ト定ム

前項ノ利息ハ供託金受入ノ月及拂渡ノ月ハ其ノ金額ニ對シテ之ヲ付セス供託金ノ一圓未滿ノ端數ニ對シ亦同シ

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右に應じて各外地に於ても、大正十一年三月朝鮮總督府令第三十六號・同年四月臺灣總督府令第六十九號・同年三月關東廳令第十二號・大正十二年二月南洋廳令第五號を以て夫々右と同樣の規定を設けたり。但し南洋群島に於ける利率のみは一箇年三分とす。爾後供託金の利息に關しては何等の變更なくして大正年間を經過したり。

尙供託制度の實施以來、金錢及有價證券供託の原因を規定せる法令の公布せらるるもの極めて多く、且此等法令の改廢も亦屢行はれしが、今其の制定及改廢の沿革に就き一々之を擧ぐるは其の煩に堪へざるを以て、左に大正十五年末現在に於ける供託條項を規定せる主要根據法令を一括表揭するに止むべし。

法令	條項	事項
衆議院議員選擧法（大正一四年法律第四七號）	第六八條第一項	議員候補者の屆出に付き國債の供託
	第八七條第一項	選擧訴訟提起の爲め保證金として國債の供託
府縣制（明治三二年法律第六四號）	第一三條の三第一項	議員候補者の屆出に付き現金又は國債の供託
市制（同四四年法律第六八號）	第三四條の二第四項	選擧訴訟提起の爲め保證金として國債の供託
	第三九條の二	勅令指定の市の市會議員選擧に關しては前揭府縣制に關する規定準用
大學令（大正七年勅令第三八八號）	第七條	私立大學の基本財産として現金又は有價證券の供託
高等學校令（同七年勅令第三八九號）	第五條	私立高等學校の基本財産として現金又は有價證券の供託
民法（明治二九年法律第八九號）	第三六七條第三項	質權者が第三債務者をして其の辨濟金額を供託せしむる場合
	第三七八條	第三者が抵當權を滌除する爲めの金錢の供託
	第三九四條第二項	抵當權者が其の不動產の代價に先ち他の財產の代價の配當を受くる場合に於ける金錢の供託
	第四六一條第二項	主たる債務者が保證人に對して賠償を爲す場合に於ける金錢の供託
	第四九四條	辨濟者の爲す辨濟供託
	第四九七條	辨濟者が裁判所の許可を得て目的物を競賣し其の代金を供託する場合
	第五七八條	賣主が買主に對して代金の供託を請求する場合
立木に關する法律（同四二年法律第二二號）	第四條第二項	抵當權者が抵當の目的物たる樹木を競賣したる競落金を供託する場合
	第四條第三項	競賣の免除申立の爲め樹木所有者の擔保を供託する場合
	第一六三條の三	株主が決議無效の訴を提起したるとき擔保を供託せしむる場合
	第二八一條	有價證券の喪失者公示催告を爲し債務者をして債務の目的物を供託せしむる場合

商法（明治三二年法律第四八號）	第二八六條	買主が目的物を受取ること能はざるとき賣主が供託する物品又は其競賣代金
	第二八九條第一項	買主が受取りたる目的物の瑕疵又は數量不足の爲め契約解除を爲したるとき供託する物品又は其競賣代金
	第二九〇條	買主が註文したる物品と異るとき又は數量超過の場合に於て供託する物品又は其競賣代金
	第三一八條	委託者が買入れたる物品を受取らざるとき問屋が供託する物品又は其競賣代金
	第三四七條	運送品を荷賣人に引渡すことを得ざる場合に運送人が供託する物品競賣代金
	第三五一條第二項	旅客より手荷物の引渡を請求せざるとき運送人の供託する手荷物及其競賣代金
	第四七四條	爲替手形に關し其所持人又は裏書人より擔保の請求を受けたる者が其の擔保に代へて供託する金錢
	第四七六條	
	第四七七條但書	
	第四八〇條第二項	爲替手形の引受人が破産の宣告を受けたる場合其の所持人より擔保の請求を受けたるとき供託する金錢
	第四八五條	爲替手形の支拂請求なきとき引受人の供託する金錢
	第五〇七條	爲替手形に對する被參加人の請求に依り擔保に代へて手形面の金額及費用を供託する場合
	第五二九條	約束手形振出人破産の爲め所持人より擔保請求に依り手形面の金額を供託する場合
	第七〇條第二項	委任なく又は適式の委任なき代理人に對し假に訴訟を許すべき場合に供託せしむべき保證（第八七條參照）
	第八七條	訴訟上の保證は現金又は有價證券を供託すべきものとす
	第八八條第一項	原告又は原告の從參加人たる外國人が被告の求に依り訴訟費用に付き保證を立つる場合
	第五〇〇條第一項	原狀回復又は再審を求むる申立あるとき裁判所が强制執行の執行停止又は取消を命ずる爲め保證を立てしむる場合

民事訴訟法（同二三年法律第二九號）	第五〇三條	債權者が假執行の宣告を申請する爲め保證を立つる場合
	第五〇五條第一項	債權者が假執行に際し債務者の申立に依り保證を立つる場合
	同條第二項	債權者の假執行を免れんが爲め債務者が保證を立つる場合
	第五一二條	假執行の宣言を付したる判決に對し故障を申立又は上訴を起したるに付假執行停止又は强制執行又は其の取消の爲めの保證
	第五二二條第二項	債權者債務者間執行文の付與に對し强制執行を停止又は續行する爲めの保證
	第五四四條	强制執行に際し執達吏に對する異議に關する保證
	第五四七條第二項	强制執行に對し異議申立ありたる場合に付執行停止・執行續行又は執行處分取消の保證
	第五四九條第四項	第三者が强制執行の目的に付き所有權を主張し强制執行の停止及執行處分取消を請求する爲めの保證
	第五六五條第二項	强制執行を爲したる物件中第三者が賣得金に付き優先の辨濟を請求する場合裁判所の命に依り賣得金の供託
	第五九三條第一項	賣得金を以て各債權者に配當する場合協議調はざるとき右賣得金を供託
	同條第二項	差押金を以て各債權者を滿足せしむるに足らざるとき右差押金を供託
	第六〇七條	差押金錢債權に付き取立の命令ありたるに依り第三債務者に於て供託を爲すべき場合
	第六二一條第一項	金錢の債權に付き配當要求の送達を受けたる第三債務者が債務額を供託する場合
	同條第二項	同上に依り第三債務者が債權者の請求に依り債務額を供託
	第六三〇條第二項	停止條件付の債權の配當額を供託
	同條第三項	配當事件に際し債務者の認諾せざる爲め又は假差押の場合に於て未確定債權又は異議ある債權の配當額を供託

破産法（大正一一年法律第七一號）	第六三九條第四項	配當事件に付き債權者配當期日に出頭せざる爲め其の配當額を供託
	第六五六條第二項	差押債權者に於て差押物件競賣價格低廉なる爲め自己に於て買受くべき申立の保證
	第六五七條	
競賣法（明治三一年法律第一五號）	第六九九條	不動產競賣に際し競落人の引受くべき債務又は計算すべき債權に對し異議あるとき之に對する保證
	第七一二條	訴訟事件に付き管理人を命ぜられたるものの保證の爲め供託を爲す場合
	第七三一條第五項	强制執行に際し債務者が執行の目的物に非ざる動產の受取を怠るとき其の競賣代金を供託
	第七四一條第二・三項	債權者より債務者に對する財產假差押申請の爲めの保證
	第七四五條第二項	假差押の全部又は一部の變更又は取消に付ての保證
	第七四七條第一項	假差押取消の申請の爲め債務者の立つべき保證
	第七五〇條第四項	假差押事件に付き假差押の金錢及假差押物件の價格減少又は貯藏不利益の爲め競賣したる賣得金の供託
	第七五二條	假差押執行の爲め强制管理を爲す場合保全すべき債權に相當する金額を取立の上供託
	第七五四條第一項	假差押の取消の爲め命ぜられたる金額の供託
	第七五六條	假處分の申請の爲めの保證
	第七五九條	假處分の取消の爲めの保證
	第二八〇條	特定の場合に於て債權者の爲め破產管理人の供託する配當額
	第一五條	執達吏競賣賣得金及競落せざりし物に付き之を受取るべき者の爲に供託
	第一九條第二項	第三者が競賣の目的物に關し訴を提起したる爲め競賣を停止するに際し、物の保管に過分の費用を要し又は價格減少の虞ある爲め執達吏競賣を續行して其の賣得金を供託する場合

土地收用法（同三三年法律第二九號）	第六〇條第二項	特定の場合に於て起業者が供託すべき土地收用又は使用の補償金
耕地整理法（同四二年法律第三〇號）	第二五條	整理施行又は之に存する建物にして先取特權・質權又は抵當權の目的たる場合に於て、拂渡すべき金錢あるとき整理施行者に於て右金額を供託
	第二五條の二	整理施行地に付き存する漁業權が登錄したる先取特權又は抵當權の目的たる場合に於て、拂渡すべき補償金あるとき整理施行者に於て右金額を供託
	第四四條第二・三項	耕地整理地區に編入すべき土地の所有者及關係人の同意を得ざる間に於て其の土地に耕地整理を施行するに付き補償金額の供託
森林法（同四〇年法律第四三號）	第五〇條	土地の使用者又は收用者より裁決に依る補償金の供託
國有林野產物賣拂規則（大正四年農商務省令第一三號）	第三八條	契約不履行の爲め賣拂ひたる代金延納擔保品の賣却代金剩餘金納期未到着に付き供託
河川法（明治二九年法律第七一號）	第三八條	河川工事の爲め土石砂礫等を供給せしめたる場合之に對し下付すべき補償金に付協議不調のとき又は所有者不明若くは其の所在不明なるとき地方行政廳に於て相當と認むる金錢の供託
砂防法（同三〇年法律第二九號）	第二二條	砂防工事の爲め同上
取引所令（大正一一年勅令第三五三號）	第四條第六項	取引所に於て會員又は取引員の身元保證金を供託
保險業法（明治三三年法律第六九號）	第四條の二第一項	保險會社免許の保證
	第一一條	保險會社の業務又は財產の狀況に依り事業の繼續を困難なりと認めたるとき主務官廳の命じたる財產の供託
	第一三條第二項	保險會社の清算事務に付き主務官廳の命じたる財產の供託
外國保險會社に關する件（同年勅令第三八〇號）	第五條第三項	外國會社保險營業の保證
信託業法（大正一一年法律第六五號）	第七條	信託會社の受益者に對する損害の擔保として供託する國債

擔保附社債信託法（明治三八年法律第五二號）	第八八條第三項	社債權者不明なるとき又は受領を拒み若は受領すること能はざるとき社債權者に對する供託
	第九四條第一項	受託會社が物上擔保を消滅せしめ又は其價格を減少せしめたるとき委託會社又は社債權者に對し相當金額を供託
鑛業法（同年法律第四五號）	第六五條	鑛業權者が土地の使用又は收用に付き補償金の供託
砂鑛法（同四二年法律第一三號）	第一六條	裁決確定前砂鑛權者に於て採取を爲す爲め裁決に依る補償金の供託
產業組合法（同三三年法律第三四號）	第七二條	產業組合の解散に付き清算人に於て組合財產分配に付き辨濟に必要なる金額の供託
產業組合法に依る拂戻準備金の管理に關する件（大正六年勅令第二〇一號）	第一條	拂戻準備金の管理の爲にする供託
特許法（同一〇年法律第九六號）	第五〇條第二項	實施權者が特許權者又は實用新案權者に對し支拂ふべき補償金の供託
度量衡法施行令（明治四二年勅令第一六九號）	第四條第一項	度量衡器又は計量器の製作免許の身元保證金の供託
同上施行規則（同年勅令第二八七號）	第五一條第一項	鐵道財團の競賣に加入する保證の爲め金錢又は有價證券の供託
酒精造石稅徵收猶豫及免除に關する件（同四三年法律第六號）	第七一條第二項	鐵道財團の分割競賣に加入する保證の爲め金錢又は有價證券の供託
同上施行方（同年勅令第一八四號）	第一二條第三項	電氣事業補償金の供託
清涼飲料稅法（大正一五年法律第一六號）	第六條	配當要求の送達又は民事訴訟法第六〇七條の命令を受けたるとき供託
同上施行規則（同年勅令第三三號）	第三〇條	債權者又は滯納者に交付すべき金錢の供託
	第一三條	酒造稅納稅の保證として金錢又は國債の供託
	第二三條第一項	酒精造石稅徵收猶豫の擔保として金錢又は國債の供託
	第一〇條第二項	清涼飲料稅納稅の保證として金錢又は國債の供託
	第一一七條	

砂糖消費稅法（明治三四年法律第一三號）	法律第四條	砂糖消費稅徵收猶豫の擔保として金錢又は國債の供託
同上施行規則（同年勅令第一六九號）	勅令第一五條の三	內地消費の目的に非ざる砂糖・糖蜜・糖水に對し消費稅に相當する擔保として金錢又は國債の供託
	法律第五條	砂糖・糖水又は酒精製造原料として引取る砂糖又は糖蜜に對する消費稅免除の擔保として金錢又は國債の供託
	勅令第一一條の一	
	勅令第一五條の三	
織物消費稅法（同四三年法律第七號）	法律第一一條	消費稅擔保物を公賣に付し納稅及公賣費用に充てたる殘金の供託
同上施行規則（同年勅令第一八五號）	勅令第二二條	
	第五條	
相續稅法（同三八年法律第一〇號）	第二〇條	織物消費稅徵收猶豫の擔保として金錢又は國債の供託
同上施行規則（同年勅令第六八號）	第一七條第一項	相續稅年賦延納の擔保として有價證券の供託
間接國稅犯則者處分法（同三三年法律第六七號）	第七條第三項	犯則事件に關し差押へたる物件腐敗其他損傷の虞ある場合之を公賣に付し其の代金を供託
	法律第六條	關稅不納の爲め擔保物を公賣に付し關稅及公賣費用に充てたる殘金を供託
關稅法（同三二年法律第六一號）	勅令第一六條	輸入貨物を引取るが爲め稅金の擔保として金錢又は國債の供託
同上施行規則（同年勅令第三一九號）	法律第三四條	開港間、保稅地域間又は開港保稅地域間に外國貨物運送の爲め提供する擔保として金錢又は國債の供託
	勅令第一一條	收容貨物に對し申告者なきを以て公賣に付し關稅手數料等を控除したる殘金を供託
	法律第三九條第二項	犯則事件に關し差押へたる物件腐敗其他損傷の虞あるとき之を公賣に付し其の代金を供託
	勅令第四九條の二	
	法律第九〇條第三項	

關稅定率法（明治四三年法律第五四號）	第八條	輸入の日より一ケ年内に再輸出する爲め輸入稅免除に要する擔保の供託
酒精、酒類其他酒精含有飲料輸出下戻金に關する件（同三四年法律第一〇號）	第九條	特定の輸入原料品に對する輸入稅免除の爲め相當額を擔保として供託
同　施行規則（同年勅令第一六六號）	第三條	酒類輸出に付稅額に相當する擔保として金錢又は國債の供託
砂糖消費稅、織物消費稅等の徵收に關する件（同四四年法律第四五號）	第二條	開港間、保稅地域間又は開港保稅地域間に砂糖・糖蜜・糖水・織物・石油又は骨牌を運送せんとするとき擔保として金錢又は國債の供託
同　上施行細則（同年勅令第一八六號）	第四條	
保稅倉庫法（同三〇年法律第一五號）	第二一條	私設保稅倉庫保管貨物輸入稅の擔保として金錢又は國債の供託
同　上施行細則（同年大藏省令第九號）	省令第二六條	私設保稅倉庫坪數の增加に依り擔保增加の爲め金錢又は國債の供託
稅關貨物取扱人法（同三四年法律第二八號）	第五條	稅關貨物取扱人の身元保證として金錢又は國債の供託
同　上施行細則（同年大藏省令第八號）	第六條	貯蓄銀行に於て貯蓄預金拂戻の擔保として國債を供託
貯蓄銀行法（大正一〇年法律第七四號）	第九條第一項	輸出用葉煙草及製造煙草の代金延納の擔保として國債の供託
煙草專賣法施行細則（明治三七年大藏省令第一九號）	第三一條	製造煙草買受代金延納の擔保として國債の供託
煙草賣捌規則（同四二年大藏省令第二七號）	第一二條	鹽買受代金延納の擔保として國債の供託
鹽賣捌規則（同四一年大藏省令第二〇號）	第一四條	特別用鹽の賣渡に關する擔保として國債の供託
特別用鹽規則（大正五年勅令第一九七號）	第四條	樟腦樟腦油の買受代金延納の擔保として國債の供託
同　上施行細則（同年大藏省令第一九號）	第三條第二項	減失又は紛失の國債證券又は其利札の支拂を受くる爲め擔保として現金の供託
粗製樟腦樟腦油專賣法施行細則（明治三六年大藏省令第二三號）	第一八條第四項	
國債規則（大正一一年大藏省令第三一號）	第六三條	

官報、法令全書及職員錄の發行に關する件（同年閣令第一號）	第一二條	官報販賣所の擔保として提供すべき國債の供託
（以下朝鮮）		
土地收用令（明治四四年制令第三號）	第一三條	起業者が土地の收用又は使用の時期迄に補償金を關係人に拂渡すこと能はざる場合供託
金融組合令（大正三年制令第二二號）	第一九條	清算人組合財產を分配するが爲めに組合の債務の辨濟に必要なる金額を供託
酒稅令（同五年制令第二號）	第八二條	保稅地域より酒類引取に付納稅の猶豫を受くる擔保として國債の供託
同　上施行規則（同年總督府令第六八號）	制令第一五條府令第二二條	
砂糖消費稅令（大正八年制令第四號）	府令第三條及第六條	酒類製造者が納稅保證の擔保として金錢又は國債の供託
同　上施行規則（同年總督府令第三五號）	制令第一八條及三九條	
朝鮮間接國稅犯則者處分令取扱手續（大正三年總督府訓令第五一號）	第二一條	砂糖消費稅の徵收猶豫及輸出砂糖類に對する徵稅免除を受くる爲めの擔保として金錢又は國債の供託
關稅法及大正九年法律第五十三號施行規則（同九年總督府令第一一五號）	第五條	犯則事件に關する差押物件にして腐敗其他損傷の虞あるとき之を公賣に付し其の代金供託
葉煙草の輸出に關する件（同一〇年總督府令第一二七號）	第一一條	關稅擔保として提供したる金錢又は國債の供託
保稅倉庫法施行規則（同九年總督府令第一一六號）	第五一條	關稅法第五〇條第二項の貨主に交付すべき殘金の供託
朝鮮總督府稅關貨物取扱人に關する制令施行細則（明治四四年總督府令第二九號）	第二二條	輸出葉煙草買受代金延納の爲め擔保物供託
煙草賣捌規則（大正一〇年總督府令第七八號）	第二五條	私設保稅倉庫營業に關し擔保物供託
（以下臺灣）	第二七條	私設保稅倉庫坪數の增加に依り擔保增加の爲め金錢又は國債の供託
相續未定地整理規則（明治四四年律令第一二號）	第六條	稅關貨物取扱人身元保證金として金錢又は國債の供託
臺灣土地收用規則（同三四年律令第三號）	第一八條	煙草買受代金延納の爲め擔保物供託
	第一〇條及第一一條	相續未定地の競賣賣得金の供託
	第七條	起業者に於て土地の收用又は使用の保證金を供託

官設埤圳規則施行規則（明治四二年總督府令第一一號）	第八條
臺灣鑛業規則施行規則（同三九年總督府令第四九號）	第四三條
臺灣酒精令（大正一一年律令第四號） 同上施行規則（同年總督府令第一一五號）	第九三條
砂糖消費稅法（明治三四年法律第一三號） 同上施行規則（大正二年總督府令第九二號）	法律第四及五條 府令第一八條
織物消費稅法（明治四三年法律第七號） 同上施行規則（同年總督府令第二四號） 臺灣酒類專賣令施行規則（大正二年總督府令第一〇九號） （以下關東州）	第五九條 第一〇九條
關東州酒稅令（大正一一年勅令第一九八號） 同上施行規則（同年關東廳令第二四號）	勅令第二〇條 廳令第四二條
關東州煙草稅令（同年勅令第一九九號） 同上施行規則（同年關東廳令第二五號）	第三三條 廳令第三四條
關東州租借地稅關係規則（明治四五年關東都督府令第三八號）	第三〇條

官設埤圳規則に依る補償金の交付に付爭あるとき又は差押を受けたるとき竝に交付不可能の事情あるとき補償金を供託

鑛業人が土地の使用又は收用に付補償金を業主及關係人に拂渡すこと能はざるとき其の金額又は相當額の國債を供託

酒精稅の徵收猶豫の擔保として金錢又は國債の供託

砂糖消費稅徵收猶豫の擔保として金錢又は國債の供託

砂糖・糖水又は酒精製造原料として引取る砂糖及糖蜜に對する消費稅免除の擔保として金錢又は國債の供託

砂糖消費稅の擔保物を公賣に付し納稅及公賣費用に充てたる殘金の供託

織物消費稅徵收猶豫の擔保として金錢又は國債の供託

酒類賣捌人酒類買受代金延納の爲め擔保物を供託

酒稅徵收猶豫の擔保として金錢又は有價證券の供託

酒類製造者納稅保證として金錢又は有價證券の供託

輸出酒類に對する免稅の擔保として金錢又は有價證券の供託

煙草稅徵收猶豫の擔保として金錢又は有價證券の供託

藏置物又は乾燥場設置の特許に對する保證金として金錢又は有價證券の供託

支那國通商港より支那國貨物を輸入せるとき納稅濟證を所持せざるもの稅金相當額を供託

附表

第一表　預金・保管金及供託金受拂高累年表

年度及事由	種類	郵便貯金	官廳の成規に從ひたる積立金	社寺教會會社其他人民共有に係る積立金	計	保管及供託金	總計
		円	円	円	円	円	円
自明治十八年七月至同十九年三月	預り高	二、五〇〇、一二一	五、一一一、三九九	三、八七〇、四九七	二一、四八二、〇二八	—	—
	拂戻高	一、八七九、七一九	一、八三四、四一四	三四八、八九三	四、〇六三、〇三七	—	—
	差引殘高	一〇、六二〇、四二三	三、二六、九八四	五、五二一、六〇四	一七、四一八、九九一	—	—
明治二十二年度	前年度越高	一九、四二五、二三五	五、七三七、一六三	一、四二三、八一六	二六、五八五、二〇五	—	—
	預り高	一〇、四四〇、五六二	五、七三四、四三四	四、五六〇、六四二	三〇、七五五、六三九	—	—
	拂戻高	一〇、六三一、〇三五	六、一五〇、五五九	四、八九四、八五二	二一、六六六、四四七	—	—
	差引殘高	一九、二五四、七五三	五、五三一、〇三九	一、〇八八、六〇六	二五、六六四、三九七	—	—
自明治二十六年十一月至同二十七年三月	預金局より引繼受高	二四、七六三、八一三	九九六八、一三一	五三三、三一六	二六、二六四、二六一	—	—
	預り高	一、〇〇八、六六六	四七、六二四	八五、六二八	一、五六五、九三九	—	—
	拂戻高	一、一二二、四六三	六八、八三〇、二〇四	一〇〇、一一六	一、八三〇、七八三	—	—
	差引殘高	二四、六六〇、〇三六	八二、一五五三	五七、八二八	二五、九九九、四一八	—	—
明治三十年度	前年度越高	二六、六八四、〇一二	八六七、三五五	二四、一六三、九四〇	五一、七一四、六九八	—	—
	預り高	一、九四九、〇四四	七、六〇、〇四六	三三、九一一、一六六	二六、五七六、二五七	—	—
	拂戻高	四、三九、九七一	一、一二八、六五五	四六、四六〇、九四三	五一、九〇九、六四三	—	—
	差引殘高	二四、三〇三、〇八四	四六四、七一七	一、六三、四七一	一、九七一、四八三	—	—

第一表　預金・保管金及供託金受拂高累年表

年度及事由	種類	郵便貯金	官廳の成規に從ひたる積立金	社寺教會會社其他人民共有に係る積立金	計	保管及供託金	總計
		円	円	円	円	円	円
自明治十八年七月至同十九年三月	預り高	二、五〇〇、一二一	五、一一一、三九九	三、八七〇、四九七	二一、四八二、〇二八	—	—
	拂戻高	一、八七九、七一九	一、八三四、四一四	三四八、八九三	四、〇六三、〇三七	—	—
	差引殘高	一〇、六二〇、四二三	三、二六、九八四	五、五二一、六〇四	一七、四一八、九九一	—	—
明治二十二年度	前年度越高	一九、四二五、二三五	五、七三七、一六三	一、四二三、八一六	二六、五八五、二〇五	—	—
	預り高	一〇、四四〇、五六二	五、七三四、四三四	四、五六〇、六四二	三〇、七五五、六三九	—	—
	拂戻高	一〇、六三一、〇三五	六、一五〇、五五九	四、八九四、八五二	二一、六六六、四四七	—	—
	差引殘高	一九、二五四、七五三	五、五三一、〇三九	一、〇八八、六〇六	二五、六六四、三九七	—	—
自明治二十六年十一月至同二十七年三月	預金局より引繼受高	二四、七六三、八一三	九九六八、一三一	五三三、三一六	二六、二六四、二六一	—	—
	預り高	一、〇〇八、六六六	四七、六二四	八五、六二八	一、五六五、九三九	—	—
	拂戻高	一、一二二、四六三	六八、八三〇、二〇四	一〇〇、一一六	一、八三〇、七八三	—	—
	差引殘高	二四、六六〇、〇三六	八二、一五五三	五七、八二八	二五、九九九、四一八	—	—
明治三十年度	前年度越高	二六、六八四、〇一二	八六七、三五五	二四、一六三、九四〇	五一、七一四、六九八	—	—
	預り高	一、九四九、〇四四	七、六〇、〇四六	三三、九一一、一六六	二六、五七六、二五七	—	—
	拂戻高	四、三九、九七一	一、一二八、六五五	四六、四六〇、九四三	五一、九〇九、六四三	—	—
	差引殘高	二四、三〇三、〇八四	四六四、七一七	一、六三、四七一	一、九七一、四八三	—	—

年度及事由	種類	預金 郵便貯金	預金 普通貯金	預金 計	保管及供託金	總計
明治三十五年度	前年度越高	二六、七七五、七八四円	三四、三五四、七四一円	六一、一三〇、五二六円	七、六〇三、二四五円	六八、七三三、七七一円
	受入高	三一、二三六、四三八	二三、三〇四、四〇三	五六、五四〇、八四一	一一、五一九、七〇一	六八、〇六〇、五四二
	拂戻高	二八、八〇三、一五六	三、二〇一、三九七	三二、〇〇三、五五三	一四、一〇一、四八六	四六、一〇五、〇三九
	年度末現在高	二九、二一〇、〇六七	五六、四五七、七四八	八五、六六七、八一五	五、〇二一、四六〇	九〇、六八九、二七五
同三十六年度	前年度越高	二九、二一〇、〇六七	五六、四五七、七四八	八五、六六七、八一五	五、〇二一、四六〇	九〇、六八九、二七五
	受入高	四一、三八四、四五四	四、九三二、八八三	四六、三一七、三三七	一三、七五五、六〇九	五九、〇七二、九四七
	拂戻高	三八、九二六、一五一	三、六四八、二七六	四二、五七四、四二七	一〇、九五二、五五三	五三、五二六、九八〇
	年度末現在高	三一、六六八、三六九	五七、七四二、三五六	八九、四一〇、七二五	六、八二四、五一六	九六、二三五、二四一
同三十七年度	前年度越高	三一、六六八、三六九	五七、七四二、三五六	八九、四一〇、七二五	六、八二四、五一六	九六、二三五、二四一
	受入高	七二、七三三、三九三	一三、二三一、〇五五	八五、九五三、四四七	一二、八四三、三七〇	九八、七九六、八一七
	拂戻高	六二、二八九、七二〇	三七、七七八、九〇三	一〇〇、〇六八、六二三	一三、二五四、一四一	一一三、三二二、七六四
	年度末現在高	四二、一〇一、〇四一	三三、一九四、五〇八	七五、二九五、五四九	六、四一三、七四五	八一、七〇九、二九四
同三十八年度	前年度越高	四二、一〇一、〇四一	三三、一九四、五〇八	七五、二九五、五四九	六、四一三、七四五	八一、七〇九、二九四
	受入高	八五、四四六、四六九	九、九一一、五〇六	九五、三五七、九七四	一三、五五一、六二四	一〇八、九〇九、五九八
	拂戻高	七一、九六一、一七八	二八、〇七二、二五一	一〇〇、〇三三、四二八	一四、六七五、四四五	一一四、七〇八、八七三
	年度末現在高	五五、五八六、三三二	一五、〇三三、七六三	七〇、六二〇、〇九五	五、二八九、九二五	七五、九一〇、〇二〇
同三十九年度	前年度越高	五五、五八六、三三二	一五、〇三三、七六三	七〇、六二〇、〇九五	五、二八九、九二五	七五、九一〇、〇二〇
	受入高	一一八、一九五、七一一	一六、一六七、二七五	一三四、三六二、九八六	一四、九四六、〇一三	一四九、三〇八、九九八
	拂戻高	一〇五、八五〇、八二七	五、一五七、九七一	一一一、〇〇八、七九八	一四、四五四、一九四	一三五、四六二、九九二
	年度末現在高	六七、九三一、二二六	二六、〇四三、〇六七	九三、九七四、二八三	五、七八一、七四三	九九、七五六、〇二六
同四十年度	前年度越高	六七、九三一、二二六	二六、〇四三、〇六七	九三、九七四、二八三	五、七八一、七四三	九九、七五六、〇二六

年度及事由	種類	預金 郵便貯金	預金 普通貯金	預金 計	保管及供託金	總計
同四十年度	受入高	一四四、五四〇、二六〇	四五、五八〇、八二九	一九〇、一二一、〇八九	一三、六一九、九九二	二〇三、七四一、〇八一
	拂戻高	一一六、三三六、四七六	二八、三一三、七三六	一四四、六五〇、二一二	一三、九一五、六三〇	一五八、五六五、八四二
	年度末現在高	九六、一三五、〇〇〇	四三、三一〇、一六〇	一三九、四四五、一六〇	五、四八六、一〇五	一四四、九三一、二六五
同四十一年度	前年度越高	九六、一三五、〇〇〇	四三、三一〇、一六〇	一三九、四四五、一六〇	五、四八六、一〇五	一四四、九三一、二六五
	受入高	一三四、八一六、九一〇	七一、八〇九、八七二	二〇六、六二六、七八二	一〇、三九七、八〇九	二一七、〇二四、五九一
	拂戻高	一一八、四九九、〇八一	四六、〇二五、八二九	一六四、五二四、九一〇	一一、三八七、三八四	一七五、九一二、二九三
	年度末現在高	一一二、四五二、八三〇	六九、〇九四、二〇二	一八一、五四七、〇三三	四、四九六、五三一	一八六、〇四三、五六三
同四十二年度	前年度越高	一一二、四五二、八三〇	六九、〇九四、二〇二	一八一、五四七、〇三三	四、四九六、五三一	一八六、〇四三、五六三
	受入高	一七五、九二五、三五六	二〇、八二四、一九〇	一九六、七四九、五四七	一二、四一七、二〇五	二〇九、一六六、七五二
	拂戻高	一四九、六七五、四七八	三一、六九二、八三四	一八一、三六八、三一二	一一、八六六、一六五	一九三、二三四、四七八
	年度末現在高	一三八、七〇二、七〇八	五八、二三五、五五九	一九六、九二八、二六七	五、〇四七、五七一	二〇一、九七五、八三八
同四十三年度	前年度越高	一三八、七〇二、七〇八	五八、二三五、五五九	一九六、九二八、二六七	五、〇四七、五七一	二〇一、九七五、八三八
	受入高	二二四、二三一、一三九	九〇、八七五、八六五	三一五、一〇七、〇〇四	一三、三一五、九五八	三二八、四二三、九六二
	拂戻高	一九〇、二四〇、〇七三	五七、〇五六、六二〇	二四七、二九六、六九三	一三、二四一、四五九	二六〇、五三八、一五三
	年度末現在高	一七二、六九三、七七四	九二、〇四四、八〇四	二六四、七三八、五七八	五、一二三、〇六九	二六九、八六〇、六四七
同四十四年度	前年度越高	一七二、六九三、七七四	九二、〇四四、八〇四	二六四、七三八、五七八	五、一二三、〇六九	二六九、八六〇、六四七
	受入高	二二四、四〇七、五七一	二三、四六二、七八七	二四七、八七〇、三五八	一四、七九七、〇二八	二六二、六六七、三八七
	拂戻高	二〇二、七二七、六四一	六七、九六二、九九八	二七〇、六九〇、六三九	一四、一四九、三七三	二八四、八四〇、〇一三
	年度末現在高	一九四、三七三、七〇四	四七、五四四、五九三	二四一、九一八、二九七	五、七六九、七二四	二四七、六八八、〇二一
大正元年度	前年度越高	一九四、三七三、七〇四	四七、五四四、五九三	二四一、九一八、二九七	五、七六九、七二四	二四七、六八八、〇二一
	受入高	二三七、九九三、四八〇	八二、八九五、八五六	三二〇、八八九、三三六	一四、二五九、六七〇	三三五、一四九、〇〇六
	拂戻高	二一七、六〇一、八〇四	七一、八七三、〇六三	二八九、四七四、八六六	一三、九四三、四七〇	三〇三、四一八、三三七
	年度末現在高	二〇四、七六五、三八〇	五八、五六七、三八七	二六三、三三二、七六七	六、〇八五、九二三	二六九、四一八、六九〇

年度及事由	種類	郵便貯金		其他預金	總計	
大正二年度	前年度越高	二〇四、七六五、三八〇円	五八、五六七、三八七円	二六三、三三二、七六七円	六、〇八五、九二三円	二六九、四一八、六九〇円
	受入高	二二八、一〇八、九四一	二一、一二五、五一〇	二四九、二三四、四五〇	一五、六六五、二八〇	二六四、八九九、七三一
	拂戻高	二三〇、八六四、七三一	三九、八〇三、一二八	二七〇、六六七、八五九	一五、五三五、九一三	二八六、二〇三、七七三
	年度末現在高	二〇二、〇〇九、五九〇	三九、八八九、七六八	二四一、八九九、三五八	六、二一五、二九〇	二四八、一一四、六四八
同三年度	前年度越高	二〇二、〇〇九、五九〇	三九、八八九、七六八	二四一、八九九、三五八	六、二一五、二九〇	二四八、一一四、六四八
	受入高	二三三、九〇九、〇九五	二三、一一〇、七〇一	二五六、〇一九、七九六	一三、七一九、一四六	二六九、七三八、九四二
	拂戻高	二三一、七二五、四八五	一八、七五六、五三四	二五〇、四八二、〇一九	一四、一七〇、八二六	二五四、六五二、八四五
	年度末現在高	二一四、一九三、二〇〇	四三、二四三、九三五	二五七、四三七、一三五	五、七六三、六一〇	二六三、二〇〇、七四五
同四年度	前年度越高	二一四、一九三、二〇〇	四三、二四三、九三五	二五七、四三七、一三五	五、七六三、六一〇	二六三、二〇〇、七四五
	受入高	一四九、〇九三、九七六	三六、七一四、一五六	一八五、八〇八、一三三	一四、九五六、五四六	二〇〇、七六四、六七八
	拂戻高	一一六、三三二、一五七	二六、四五八、〇三〇	一四二、七八〇、一八八	一四、一〇三、四七五	一五六、八八三、六六三
	年度末現在高	二四六、九六五、〇一九	五三、五〇〇、〇六一	三〇〇、四六五、〇八〇	六、六一六、六八一	三〇七、〇八一、七六一
同五年度	前年度越高	二四六、九六五、〇一九	五三、五〇〇、〇六一	三〇〇、四六五、〇八〇	六、六一六、六八一	三〇七、〇八一、七六一
	受入高	一六七、二六三、六九四	一五、一七六、五八三	一八二、四四〇、二七七	一七、三三〇、三九五	一九九、七七〇、六七二
	拂戻高	八一、一二八、五四〇	二六、七二八、六九二	一〇七、八五七、二三一	一六、一三八、八七五	一二三、九九六、一〇七
	年度末現在高	三三三、一〇〇、一七三	四一、九四七、九五二	三七五、〇四八、一二五	七、八〇八、二〇〇	三八二、八五六、三二六
同六年度	前年度越高	三三三、一〇〇、一七三	四一、九四七、九五二	三七五、〇四八、一二五	七、八〇八、二〇〇	三八二、八五六、三二六
	受入高	二三七、二五二、四二九	二七、一八一、一七〇	二六四、四三三、五九九	二一、六四三、〇一八	二八六、〇七五、六一八
	拂戻高	一〇七、四四八、六九六	一五、一三九、一一五	一二三、五八七、八二一	一九、八〇九、九四七	一四二、三九七、七五八
	年度末現在高	四六二、九〇三、九〇六	五三、九九〇、〇〇七	五一六、八九三、九一三	九、六四〇、二七三	五二六、五三四、一八五
同七年度	前年度越高	四六二、九〇三、九〇六	五三、九九〇、〇〇七	五一六、八九三、九一三	九、六四〇、二七三	五二六、五三四、一八五
	受入高	三七五、一四六、八九五	七三、六〇四、九五〇	四四八、七五一、八四五	二七、〇三九、二六三	四七五、七九一、一〇八
	拂戻高	二二四、七〇五、九二六	六三、〇三六、一八二	二八七、七四二、一〇八	三三、六六八、一二七	三一〇、四一〇、二三六
	年度末現在高	六一三、三四四、八七五	六四、五五八、七七六	六七七、九〇三、六五一	一四、〇一一、四〇七	六九一、九一五、〇五八
同八年度	前年度越高	六一三、三四四、八七五	六四、五五八、七七六	六七七、九〇三、六五一	一四、〇一一、四〇七	六九一、九一五、〇五八
	受入高	三六三、四一〇、二一六	一二九、一六一、五七二	四九二、五七一、七八八	三九、八七九、五七八	五三二、四五一、三六六
	拂戻高	二二八、〇二四、二八四	九五、一六八、二四七	三二三、一九二、五三一	三一、〇一七、六〇四	三五四、二一〇、一三五
	年度末現在高	七四八、七三〇、八〇六	九八、五五二、一〇一	八四七、二八二、九〇七	二二、八七三、三八一	八七〇、一五六、二八八
同九年度	前年度越高	七四八、七三〇、八〇六	九八、五五二、一〇一	八四七、二八二、九〇七	二二、八七三、三八一	八七〇、一五六、二八八
	受入高	三八八、八二一、六一一	三六〇、三九四、三四四	七四九、二〇五、九五五	三八、五七三、五六二	七八七、七七九、五一七
	拂戻高	二五二、六八四、二五六	三五九、六六三、六〇二	六一二、三四七、八五七	四〇、一九一、四七五	六五二、五三九、三三二
	年度末現在高	八八四、八五八、一六二	九九、二八二、八四三	九八四、一四一、〇〇五	二一、二五五、四六八	一、〇〇五、三九六、四七三
同十年度	前年度越高	八八四、八五八、一六二	九九、二八二、八四三	九八四、一四一、〇〇五	二一、二五五、四六八	一、〇〇五、三九六、四七三
	受入高	二五三、〇六六、二三六	三二一、二六二、一〇九	五六四、三二八、三四五	五一、四一九、八八四	六一五、七四八、二二八
	拂戻高	一九四、〇八六、七四二	二四九、八三五、四八八	四四三、九二二、二三〇	四七、六三三、八八五	四九一、五五六、一一五
	年度末現在高	九四三、八三七、六五六	一六〇、七〇九、四六四	一、一〇四、五四七、一二〇	二五、〇四一、四六六	一、一二九、五八八、五八六

年度及事由	種類	郵便貯金	其他預金	總計
大正十一年度	前年度越高	九四三、八三七、六五六円	一八五、七五〇、九三〇円	一、一二九、五八八、五八六円
	受入高	二五五、一九八、四九五	三八三、六三九、八三七	六三八、八三八、三三二
	拂戻高	一五三、五九五、〇一〇	三六七、一八六、八五七	五二〇、七八一、八六七
	年度末現在高	一、〇四五、四四一、一四一	二〇二、二〇三、九〇九	一、二四七、六四五、〇五〇
同十二年度	前年度越高	一、〇四五、四四一、一四一	二〇二、二〇三、九〇九	一、二四七、六四五、〇五〇
	受入高	二四〇、四九五、一三八	四二三、八〇七、二六七	六六四、三〇二、四〇五
	拂戻高	一三七、八一一、四七五	四二五、三〇一、七七三	五六三、一一三、二四八
	年度末現在高	一、一四八、一二四、八〇四	二〇〇、七〇九、四〇四	一、三四八、八三四、二〇八

（備考）一、大正二年度以降『普通預金』を『其他預金』に改む。
二、大正十一年度以降『其他預金』中に『保管及供託金』を包含す。

第二表　預金購入保管有價證券受拂高累年表

年度及事由	種類	郵便貯金	官廳の成規に從ひたる積立金	社寺教會會社其他人民共有に係る積立金	計
自明治廿四年一月至同年三月	交換保管高	一七七、八〇〇円	三、〇一六、六〇〇円	一二二、〇五〇円	三、三一六、四五〇円
	返戻高	二一、三〇〇	—	—	二一、三〇〇
	差引殘高	一五六、五〇〇	三、〇一六、六〇〇	一二二、〇五〇	三、二九五、一五〇
大正十三年度	前年度越高	一、一四八、一二四、八〇四円	二〇〇、七〇九、四〇四円	一、三四八、八三四、二〇八円	
	受入高	二二九、三五五、三一九	五三五、六五六、三〇三	六七六、〇一一、六二二	
	拂戻高	二三九、七七八、二六一	四五六、六九八、五一六	六九六、四七六、七七七	
	年度末現在高	一、一三七、七〇一、八六一	二七九、六六七、一九二	一、四一七、三六九、〇五三	
同十四年度	前年度越高	一、一三七、七〇一、八六一	二七九、六六七、一九二	一、四一七、三六九、〇五三	
	受入高	二八三、六一三、五一七	四〇六、六四一、七七九	六九〇、二五五、二九六	
	拂戻高	二六二、三三二、八七七	三四七、八五一、八八五	六一〇、一八四、七六二	
	年度末現在高	一、一五八、九八二、五〇一	三三八、四五七、〇八六	一、四九七、四三九、五八七	
昭和元年度	前年度越高	一、一五八、九八二、五〇一	三三八、四五七、〇八六	一、四九七、四三九、五八七	
	受入高	二八〇、五〇〇、五一七	六七六、三五六、五四一	九五六、八五七、〇五八	
	拂戻高	二二三、八三一、七一八	六七二、六〇二、一三二	八九六、四三三、八五〇	
	年度末現在高	一、二一五、六五一、二九九	三四二、二一一、四九六	一、五五七、八六二、七九五	

年度及事由	種類	諸公債證書	諸證券	計
同二十七年度	前年度越高	七五四、九五〇	五七一、一〇〇	一、四六八、〇〇〇
	交換保管高	三七一、七五〇	一六二、五〇〇	六五四、七五〇
	返戻高	一七〇、三〇〇	一五、八五〇	二三五、五〇〇
	差引殘高	九五六、四〇〇	七一七、七五〇	一、八八七、二五〇
同二十八年度	前年度越高	一、三三八、〇〇〇	一、一七一、五〇〇	三、〇四四、三五〇
	交換保管高	一八九、九〇〇	八七、〇五〇	六一五、二〇〇
	返戻高	二八〇、一〇〇	六、一〇〇	三二四、三五〇
	差引殘高	一、一四七、八〇〇	一、一五二、四五〇	三、三三五、二〇〇
同二十九年度	前年度越高	一四一、九五〇	一、〇〇〇	一、四六八、〇〇〇
	交換保管高	一二〇、五〇〇	一六二、五〇〇	六五四、七五〇
	返戻高	四九、三五〇	一五、八五〇	二三五、五〇〇
	差引殘高	二一三、一〇〇	七一七、七五〇	一、八八七、二五〇
同三十年度	前年度越高	六三四、八五〇	一、一七一、五〇〇	三、〇四四、三五〇
	交換保管高	三三八、二五〇	八七、〇五〇	六一五、二〇〇
	返戻高	三八、一五〇	六、一〇〇	三二四、三五〇
	差引殘高	九三四、九五〇	一、一五二、四五〇	三、三三五、二〇〇
明治三十五年度	前年度越高	四、三六一、七五〇円	—	四、三六一、七五〇円
	受入高	九五六、二五〇	—	九五六、二五〇
	拂戻高	四九八、九五〇	—	四九八、九五〇
	年度末現在高	四、八一九、〇五〇	—	四、八一九、〇五〇
同三十六年度	前年度越高	四、八一九、〇五〇	—	四、八一九、〇五〇
	受入高	一、六二一、八五〇	—	一、六二一、八五〇
	拂戻高	二七二、九〇〇	—	二七二、九〇〇
	年度末現在高	六、一六八、〇〇〇	—	六、一六八、〇〇〇
同三十七年度	前年度越高	六、一六八、〇〇〇	—	六、一六八、〇〇〇
	受入高	六四二、八五〇	—	六四二、八五〇
	拂戻高	五七二、三〇〇	—	五七二、三〇〇
	年度末現在高	六、二三八、五五〇	—	六、二三八、五五〇
	前年度越高	六、二三八、五五〇	—	六、二三八、五五〇

明治三十八年度	受入高	二、六二八、〇五〇円	八六、〇六〇円	二、七一四、一一〇円
	拂戻高	五六八、二〇〇	三、九〇〇	五七二、一〇〇
	年度末現在高	八、二九八、四〇〇	八二、一六〇	八、三八〇、五六〇
同三十九年度	前年度越高	八、二九八、四〇〇	八二、一六〇	八、三八〇、五六〇
	受入高	九七、八一四、五〇〇	一二五、一四〇	九七、九三九、六四〇
	拂戻高	三二、七二九、八〇〇	二一、八〇〇	三二、七五一、六〇〇
	年度末現在高	七三、三八三、一〇〇	一八五、五〇〇	七三、五六八、六〇〇
同四十年度	前年度越高	七三、三八三、一〇〇	一八五、五〇〇	七三、五六八、六〇〇
	受入高	四、八一六、八七五	一一四、七八〇	四、九三一、六五五
	拂戻高	四五、五九一、七七五	三二、七五〇	四五、六二四、五二五
	年度末現在高	三二、六〇八、二〇〇	二六七、五三〇	三二、八七五、七三〇
同四十一年度	前年度越高	三二、六〇八、二〇〇	二六七、五三〇	三二、八七五、七三〇
	受入高	五、〇二三、五七五	六八九、八九五	五、七一三、四七〇
	拂戻高	八、〇六七、一七五	五四、四七〇	八、一二一、六四五
	年度末現在高	二九、五六四、六〇〇	九〇二、九五五	三〇、四六七、五五五
同四十二年度	前年度越高	二九、五六四、六〇〇	九〇二、九五五	三〇、四六七、五五五
	受入高	五、二五六、一七五	四、七七二、五八〇	一〇、〇二八、七五五
	拂戻高	六、一七七、二二五	二三〇、〇八〇	六、四〇七、三〇五
	年度末現在高	二八、六四三、五五〇	五、四四五、四五五	三四、〇八九、〇〇五
同四十三年度	前年度越高	二八、六四三、五五〇	五、四四五、四五五	三四、〇八九、〇〇五
	受入高	一〇、九八四、八二五	三、五八〇、五六五	一四、五六五、三九〇
	拂戻高	一八、四四一、八二五	六二四、〇七〇	一九、〇六五、八九五
	年度末現在高	二一、一八六、五五〇	八、四〇一、九五〇	二九、五八八、五〇〇

同四十四年度	前年度越高	二一、一八六、五五〇	八、四〇一、九五〇	二九、五八八、五〇〇
	受入高	四、三八六、八五〇	四、七四二、〇六〇	九、一二八、九一〇
	拂戻高	四、一六七、七五〇	八六二、七三五	五、〇三〇、四八五
	年度末現在高	二一、四〇五、六五〇	一二、二八一、二七五	三三、六八六、九二五
大正元年度	前年度越高	二一、四〇五、六五〇	一二、二八一、二七五	三三、六八六、九二五
	受入高	五、〇三八、二五〇	六、九一〇、八二五	一一、九四九、〇七五
	拂戻高	四、二二二、〇五〇	一、一九一、三九〇	五、四一三、四四〇
	年度末現在高	二二、二二一、八五〇	一八、〇〇〇、七一〇	四〇、二二二、五六〇
同二年度	前年度越高	二二、二二一、八五〇	一八、〇〇〇、七一〇	四〇、二二二、五六〇
	受入高	五、一六二、三五〇	六、五〇一、〇〇〇	一一、六六三、三五〇
	拂戻高	三、五一七、五五〇	一、六四二、六二〇	五、一六〇、一七〇
	年度末現在高	二三、八六六、六五〇	二二、八五九、〇九〇	四六、七二五、七四〇
同三年度	前年度越高	二三、八六六、六五〇	二二、八五九、〇九〇	四六、七二五、七四〇
	受入高	三、五九五、二五〇	六、九五八、六七五	一〇、五五三、九二五
	拂戻高	四、〇三八、二〇〇	二、〇〇一、〇三〇	六、〇三九、二三〇
	年度末現在高	二三、四二三、七〇〇	二七、八一六、七三五	五一、二四〇、四三五
同四年度	前年度越高	二三、四二三、七〇〇	二七、八一六、七三五	五一、二四〇、四三五
	受入高	九、三二三、二〇〇	七、〇八四、八三五	一六、四〇八、〇三五
	拂戻高	二、六〇九、四五〇	二、五八九、〇六〇	五、一九八、五一〇
	年度末現在高	三〇、一三七、四五〇	三二、三一二、五一〇	六二、四四九、九六〇
同五年度	前年度越高	三〇、一三七、四五〇	三二、三一二、五一〇	六二、四四九、九六〇
	受入高	一二、三五八、四〇〇	六、九五四、五三〇	一九、三一二、九三〇
	拂戻高	一〇、九八八、三五〇	三、五四八、六一五	一四、五三六、九六五

年度及事由	種類	公債證書	株券	證券	計
		円	円	円	円
大正六年度	前年度越高	三、三三六、一三五	二、六五〇	—	三、三三八、七八五
	受入高	二七、一五〇	一五〇	—	二七、三〇〇
	拂戻高	三、三〇八、九八五	二、〇〇〇	—	三、三一一、四八五
	年度末現在高	三一、七八八、四一〇	四七、一九六	一三二、九〇九	三一、九六八、五一五
同七年度	前年度越高	八、八三五、二六五	四四、一七六	一五二、二九三	九、〇三一、七三四
	受入高	八、四七〇、三五七	三四、六四六	一四八、三九二	八、六五三、三九五
	拂戻高	三二、一五三、三一七	五六、七二六	一三六、八一〇	三二、三四六、八五三
	年度末現在高	四三、〇六八、七六〇	一、六一〇、五三八	九九三、八三八	四五、六七三、一三六
同八年度	前年度越高	五九、二二二、一一二	一、七〇二、三二五	五、〇三九、八四一	六五、九五四、二七八
	受入高	五一、二七五、五〇四	九三〇、八八〇	一、六〇〇、九二六	五三、八〇七、三一〇
	拂戻高	五一、〇〇五、三六八	二、三八一、九八三	四、四三二、七五四	五七、八二〇、一〇五
	年度末現在高	三〇、一一二、九七六	六、六六八、〇五三	五、八九〇、八六六	四二、六七一、八九五
同九年度	前年度越高	三一、五九〇、〇〇八	一三、七四五、四七八	五、五九三、九四三	五〇、九二九、四二九
	受入高	二七、九五〇、六四二	八、一五八、四五九	五、一九二、七六二	四一、三〇一、八六三
	拂戻高	三三、七五二、三四三	一二、二五五、〇七二	六、二九二、〇四七	五二、二九九、四六二

二、大正十一年度以降預金購入保管有價證券は、政府保管有價證券中に包含せらるることとなりしを以て、其の金額を明示するを得ず。

第三表　保管及供託有價證券受拂高累年表

（備考）一、本表は郵便貯金法竝に明治二十三年法律第七十五號の規定に依り、預金を以て購入保管する有價證券の價額を示すものとす

年度及事由	種類	公債證書	株券	證券	計
		円	円	円	円
明治二十三年度	前年度越高	三一、五〇七、五〇〇	三、五〇	—	三一、五一〇、五五〇
	受入高	三一、五〇七、五〇〇	三、五〇	—	三一、五一〇、五五〇
	拂戻高	六、三八五、四七五	五、〇	—	六、三九〇、四七五
	年度末現在高	三、〇四五、〇二五	三、五〇	—	三、〇四八、五二五
同二十七年度	前年度越高	三四、八四七、九五〇	三五、七一八、四二五	三五、七一八、四二五	円
	受入高	三四、八四七、九五〇	三五、七一八、四二五	三五、七一八、四二五	円
	拂戻高	七、〇八、三〇〇	六、四二九、八八〇	六、四二九、八八〇	円
	年度末現在高	二七、九九、〇五〇	二九、二八八、五四五	二九、二八八、五四五	円
同三十一年度	前年度越高	三九、一三七、二〇〇	三、〇九二、八三〇	三、〇九二、八三〇	円
	受入高	一四、〇〇六、七〇〇	四七、四一四、九八五	四七、四一四、九八五	円
	拂戻高	四、〇五九、九五〇	一三、〇二七、八〇五	一三、〇二七、八〇五	円
	年度末現在高	四九、〇八三、九五〇	四四、四九六、七三五	四四、四九六、七三五	円
同三十二年度	前年度越高	三四、六四九、八五〇	五五、九四六、〇五五	五五、九四六、〇五五	円
	受入高	一四、六八五、六八〇	五五、九四六、〇五五	五五、九四六、〇五五	円
	拂戻高	四、六七五、八九〇	一四、六八五、六八〇	一四、六八五、六八〇	円
	年度末現在高	六五、九五五、八四五	四、六七五、八九〇	四、六七五、八九〇	円
同三十三年度	前年度越高	六五、九五五、八四五	六五、九五五、八四五	六五、九五五、八四五	円
	受入高	一二、一五六、四七〇	一二、一五六、四七〇	一二、一五六、四七〇	円
	拂戻高	五、三〇五、二四〇	五、三〇五、二四〇	五、三〇五、二四〇	円
	年度末現在高	七二、八〇七、〇七五	七二、八〇七、〇七五	七二、八〇七、〇七五	円
同三十四年度	前年度越高	六七、二二五、九二五	六七、二二五、九二五	六七、二二五、九二五	円
	受入高	六七、二二五、九二五	六七、二二五、九二五	六七、二二五、九二五	円
	拂戻高	一二、八一五、三五五	一二、八一五、三五五	一二、八一五、三五五	円
	年度末現在高	八、五九四、六四〇	八、五九四、六四〇	八、五九四、六四〇	円
同三十五年度	前年度越高	七一、四四六、六四〇	七一、四四六、六四〇	七一、四四六、六四〇	円
	受入高	七一、四四六、六四〇	七一、四四六、六四〇	七一、四四六、六四〇	円
	拂戻高	二〇、九九七、四二五	二〇、九九七、四二五	二〇、九九七、四二五	円
	年度末現在高	五、八九一、八八〇	五、八九一、八八〇	五、八九一、八八〇	円
同三十六年度	前年度越高	八六、五五二、一八五	八六、五五二、一八五	八六、五五二、一八五	円
	受入高	二七、〇三四、五〇五	二七、〇三四、五〇五	二七、〇三四、五〇五	円
	拂戻高	八、五五六、六八五	八、五五六、六八五	八、五五六、六八五	円
	年度末現在高	一〇五、〇三〇、〇〇五	一〇五、〇三〇、〇〇五	一〇五、〇三〇、〇〇五	円
同三十七年度	前年度越高	四九、三三五、三五〇	四九、三三五、三五〇	四九、三三五、三五〇	円
	受入高	一七、八二二、一一五	一七、八二二、一一五	一七、八二二、一一五	円
	拂戻高	一三六、五四三、四二〇	一三六、五四三、四二〇	一三六、五四三、四二〇	円
	年度末現在高	五八、一四三、〇九五	五八、一四三、〇九五	五八、一四三、〇九五	円
同三十八年度	前年度越高	三〇、七八一、三六五	三〇、七八一、三六五	三〇、七八一、三六五	円
	受入高	三〇、七八一、三六五	三〇、七八一、三六五	三〇、七八一、三六五	円
	拂戻高	一六三、九〇五、一五〇	一六三、九〇五、一五〇	一六三、九〇五、一五〇	円
	年度末現在高	三一、三六五、一五〇	三一、三六五、一五〇	三一、三六五、一五〇	円
同三十九年度	前年度越高	三一、五〇七、五〇〇	三、五〇	—	三一、五一〇、五五〇
	受入高	三一、五〇七、五〇〇	三、五〇	—	三一、五一〇、五五〇
	拂戻高	六、三八五、四七五	五、〇	—	六、三九〇、四七五
	年度末現在高	三、〇四五、〇二五	三、五〇	—	三、〇四八、五二五
同四十年度	前年度越高	三四、八四七、九五〇	三五、七一八、四二五	三五、七一八、四二五	円
	受入高	三四、八四七、九五〇	三五、七一八、四二五	三五、七一八、四二五	円
	拂戻高	七、〇八、三〇〇	六、四二九、八八〇	六、四二九、八八〇	円
	年度末現在高	二七、九九、〇五〇	二九、二八八、五四五	二九、二八八、五四五	円
同四十一年度	前年度越高	三九、一三七、二〇〇	三、〇九二、八三〇	三、〇九二、八三〇	円
	受入高	一四、〇〇六、七〇〇	四七、四一四、九八五	四七、四一四、九八五	円
	拂戻高	四、〇五九、九五〇	一三、〇二七、八〇五	一三、〇二七、八〇五	円
	年度末現在高	四九、〇八三、九五〇	四四、四九六、七三五	四四、四九六、七三五	円
同四十二年度	前年度越高	三四、六四九、八五〇	五五、九四六、〇五五	五五、九四六、〇五五	円
	受入高	一四、六八五、六八〇	五五、九四六、〇五五	五五、九四六、〇五五	円
	拂戻高	四、六七五、八九〇	一四、六八五、六八〇	一四、六八五、六八〇	円
	年度末現在高	六五、九五五、八四五	四、六七五、八九〇	四、六七五、八九〇	円
同四十三年度	前年度越高	六五、九五五、八四五	六五、九五五、八四五	六五、九五五、八四五	円
	受入高	一二、一五六、四七〇	一二、一五六、四七〇	一二、一五六、四七〇	円
	拂戻高	五、三〇五、二四〇	五、三〇五、二四〇	五、三〇五、二四〇	円
	年度末現在高	七二、八〇七、〇七五	七二、八〇七、〇七五	七二、八〇七、〇七五	円
同四十四年度	前年度越高	六七、二二五、九二五	六七、二二五、九二五	六七、二二五、九二五	円
	受入高	六七、二二五、九二五	六七、二二五、九二五	六七、二二五、九二五	円
	拂戻高	一二、八一五、三五五	一二、八一五、三五五	一二、八一五、三五五	円
	年度末現在高	八、五九四、六四〇	八、五九四、六四〇	八、五九四、六四〇	円
同四十五年度	前年度越高	七一、四四六、六四〇	七一、四四六、六四〇	七一、四四六、六四〇	円
	受入高	七一、四四六、六四〇	七一、四四六、六四〇	七一、四四六、六四〇	円
	拂戻高	二〇、九九七、四二五	二〇、九九七、四二五	二〇、九九七、四二五	円
	年度末現在高	五、八九一、八八〇	五、八九一、八八〇	五、八九一、八八〇	円
同四十六年度	前年度越高	八六、五五二、一八五	八六、五五二、一八五	八六、五五二、一八五	円
	受入高	二七、〇三四、五〇五	二七、〇三四、五〇五	二七、〇三四、五〇五	円
	拂戻高	八、五五六、六八五	八、五五六、六八五	八、五五六、六八五	円
	年度末現在高	一〇五、〇三〇、〇〇五	一〇五、〇三〇、〇〇五	一〇五、〇三〇、〇〇五	円
同四十七年度	前年度越高	四九、三三五、三五〇	四九、三三五、三五〇	四九、三三五、三五〇	円
	受入高	一七、八二二、一一五	一七、八二二、一一五	一七、八二二、一一五	円
	拂戻高	一三六、五四三、四二〇	一三六、五四三、四二〇	一三六、五四三、四二〇	円
	年度末現在高	五八、一四三、〇九五	五八、一四三、〇九五	五八、一四三、〇九五	円
同四十八年度	前年度越高	三〇、七八一、三六五	三〇、七八一、三六五	三〇、七八一、三六五	円
	受入高	三〇、七八一、三六五	三〇、七八一、三六五	三〇、七八一、三六五	円
	拂戻高	一六三、九〇五、一五〇	一六三、九〇五、一五〇	一六三、九〇五、一五〇	円
	年度末現在高	三一、三六五、一五〇	三一、三六五、一五〇	三一、三六五、一五〇	円

年度					
明治三十六年度	前年度越高	三三、七五二、三四三円	一二、二五五、〇七二円	六、二九二、〇四七円	五二、二九九、四六二円
	受入高	二八、四五一、八四九	一一、九八二、二六五	七、七五六、四二五	四八、一九〇、五三九
	拂戻高	二六、三四八、九〇九	九、九八三、三〇二	四、九三八、一一九	四一、二七〇、三三〇
	年度末現在高	三五、八五五、二八三	一四、二五四、〇三五	九、一一〇、三五三	五九、二一九、六七一
同三十七年度	前年度越高	三五、八五五、二八三	一四、二五四、〇三五	九、一一〇、三五三	五九、二一九、六七一
	受入高	四六、二五三、三八八	一一、一七一、八五八	八、二七三、八三三	六五、六九九、〇七九
	拂戻高	三六、一一九、六六三	一二、一九八、一三三	八、〇九〇、九六五	五六、四〇八、七六一
	年度末現在高	四五、九八九、〇〇八	一三、二二七、七六〇	九、二九三、二二〇	六八、五〇九、九八八
同三十八年度	前年度越高	四五、九八九、〇〇八	一三、二二七、七六〇	九、二九三、二二〇	六八、五〇九、九八八
	受入高	九八、六〇七、一一一	一一、〇八九、四八二	七、三三七、九〇二	一一七、〇三四、四九五
	拂戻高	八五、三六八、〇一四	一〇、〇九九、九八六	七、二六七、九〇四	一〇二、七三五、九〇四
	年度末現在高	五九、二二八、一〇五	一四、二一七、二五七	九、三六三、二一九	八二、八〇八、五八一
同三十九年度	前年度越高	五九、二二八、一〇五	一四、二一七、二五七	九、三六三、二一九	八二、八〇八、五八一
	受入高	二一一、四九一、六七〇	一三、八〇九、六一九	一一、一四二、四六九	二三六、四四三、七五八
	拂戻高	一六六、三七五、四九〇	一二、五四八、〇五一	九、九五一、五五八	一八八、八七五、〇九九
	年度末現在高	一〇四、三四四、二八五	一五、四七八、八二五	一〇、五五四、一三〇	一三〇、三七七、二四〇
同四十年度	前年度越高	一〇四、三四四、二八五	一五、四七八、八二五	一〇、五五四、一三〇	一三〇、三七七、二四〇
	受入高	一二七、六三九、一一五	一八、八八六、六一九	二三、五一〇、七〇九	一七〇、〇三六、四四三
	拂戻高	一三六、三三三、八六〇	一三、四八八、七九三	一四、六二一、三六六	一六四、四四四、〇一九
	年度末現在高	九五、六四九、五四〇	二〇、八七六、六五一	一九、四四三、四七三	一三五、九六九、六六四
同四十一年度	前年度越高	九五、六四九、五四〇	二〇、八七六、六五一	一九、四四三、四七三	一三五、九六九、六六四
	受入高	八九、五〇五、八八九	二二、五四三、一五九	二二、四六六、〇九六	一三四、五一五、一四四
	拂戻高	九一、六一三、〇九八	一九、五八九、六〇六	二五、八三七、四一四	一三七、〇四〇、一一七

年度					
	年度末現在高	九三、五四二、三三一	二三、八三〇、二〇四	一六、〇七二、一五六	一三三、四四四、六九〇
同四十二年度	前年度越高	九三、五四二、三三一	二三、八三〇、二〇四	一六、〇七二、一五六	一三三、四四四、六九〇
	受入高	九〇、一九五、七八六	九、九一一、四六二	三二、九一一、二二五	一三三、〇一八、四七三
	拂戻高	九三、八九五、三五〇	一八、三二八、六二六	二五、一五六、五三七	一三七、三八〇、五一四
	年度末現在高	八九、八四二、七六七	一五、四一三、〇三九	二三、八二六、八四四	一二九、〇八二、六五〇
同四十三年度	前年度越高	八九、八四二、七六七	一五、四一三、〇三九	二三、八二六、八四四	一二九、〇八二、六五〇
	受入高	六二、一六二、五四五	八、五一〇、八五五	三八、〇九七、一八〇	一〇八、七七〇、五七九
	拂戻高	六二、四七八、〇一三	八、七七五、五九八	三九、三〇六、六〇一	一一〇、五六〇、二一二
	年度末現在高	八九、五二七、二九九	一五、一四八、二九六	二二、六一七、四二三	一二七、二九三、〇一八
同四十四年度	前年度越高	八九、五二七、二九九	一五、一四八、二九六	二二、六一七、四二三	一二七、二九三、〇一八
	受入高	五八、三二六、九六五	八、四一二、一九六	四〇、四九五、九一七	一〇七、二三五、〇七七
	拂戻高	五〇、八〇一、七〇一	六、七七七、三五九	三七、五九六、八三〇	九五、一七五、八九〇
	年度末現在高	九七、〇五二、五六二	一六、七八三、一三二	二五、五一六、五一〇	一三九、三五二、二〇四
大正元年度	前年度越高	九七、〇五二、五六二	一六、七八三、九一七	二五、五一五、七二五	一三九、三五二、二〇四
	受入高	五七、三三六、三五六	一二、七九〇、三四七	三七、一九八、七六八	一〇七、三二五、四七〇
	拂戻高	五五、三八五、三四〇	九、二七六、一四九	三五、二八三、六三四	九九、九四五、一二二
	年度末現在高	九九、〇〇三、五七八	二〇、二九八、一一五	二七、四三〇、八五九	一四六、七三二、五五三
同二年度	前年度越高	九九、〇〇三、五七八	二〇、二九八、一一五	二七、四三〇、八五九	一四六、七三二、五五三
	受入高	六三、一〇六、七二八	一一、四一九、八五〇	三七、四二二、五七五	一一一、九四九、一五三
	拂戻高	六二、七九八、八七九	八、二三三、七九二	三七、〇六六、〇八六	一〇八、〇九八、七五六
	年度末現在高	九九、三一一、四二七	二三、四八四、一七四	二七、七八七、三四八	一五〇、五八二、九四九
同三年度	前年度越高	九九、三一一、四二七	二三、四八四、一七四	二七、七八七、三四八	一五〇、五八二、九四九
	受入高	五一、六八五、九七四	一六、二八五、九七五	二八、五六四、〇三六	九六、五三五、九八四

	拂戻高	五一、二三九、五八九円	一二、八八九、七一七円	三三、三七二、〇三九円	九七、五〇一、三四五円
	年度末現在高	九九、七五七、八一二	二六、八八〇、四三二	二二、九七九、三四五	一四九、六一七、五八九
大正四年度	前年度越高	九九、七五七、八一二	二六、八八〇、四三二	二二、九七九、三四五	一四九、六一七、五八九
	受入高	七五、五七九、八八八	九、二七三、九八一	四三、六六六、三四八	一二八、五二〇、二一六
	拂戻高	六三、九七七、一〇四	一一、七三七、一八二	三〇、五二三、五〇五	一〇六、二三七、七九〇
	年度末現在高	一一一、三六〇、五九五	二四、四一七、二三二	三六、一二二、一八八	一七一、九〇〇、〇一五
同五年度	前年度越高	一一一、三六〇、五九五	二四、四一七、二三二	三六、一二二、一八八	一七一、九〇〇、〇一五
	受入高	一四四、七〇八、〇六〇	一〇、四三一、四五三	七一、五二八、〇六七	二二六、六六七、五八〇
	拂戻高	一二八、五四一、四〇四	八、九五一、六五五	三八、五七〇、三三二	一七六、〇六三、三九一
	年度末現在高	一二七、五二七、二五一	二五、八九七、〇三〇	六九、〇七九、九二三	二二二、五〇四、二〇四
同六年度	前年度越高	一二七、五二七、二五一	二五、八九七、〇三〇	六九、〇七九、九二三	二二二、五〇四、二〇四
	受入高	五二一、八二四、五一四	一三、〇九九、〇七三	八九、一六三、二五三	六二四、〇八六、八三九
	拂戻高	二五二、一九六、二八六	九、一三〇、五六二	八六、五九三、七六九	三四七、九二〇、六一七
	年度末現在高	三九七、一五五、四七九	二九、八六五、五四一	七一、六四九、四〇六	四九八、六七〇、四二六
同七年度	前年度越高	三九七、一五五、四七九	二九、八六五、五四一	七一、六四九、四〇六	四九八、六七〇、四二六
	受入高	三四〇、二八七、七五六	一三、七二〇、四九一	一〇二、八五八、〇〇三	四五六、八六六、二四九
	拂戻高	一八八、七九一、五二八	一〇、一九三、七四八	九九、七九六、五八八	二九八、七八一、八六四
	年度末現在高	五四八、六五一、七〇七	三三、三九二、二八三	七四、七一〇、八二一	六五六、七五四、八一一
同八年度	前年度越高	五四八、六五一、七〇七	三三、三九二、二八三	七四、七一〇、八二一	六五六、七五四、八一一
	受入高	四五八、二三八、四八〇	一七、五六三、四九五	八七、二九三、一一八	五六三、〇九五、〇九二
	拂戻高	三〇二、〇〇二、八〇七	一四、三一九、七二七	一〇三、五六九、九七六	四一九、八九二、五一〇
	年度末現在高	七〇四、八八七、三八〇	三六、六三六、〇五一	五八、四三三、九六三	七九九、九五七、三九三
	前年度越高	七〇四、八八七、三八〇	三六、六三六、〇五一	五八、四三三、九六三	七九九、九五七、三九三

同九年度	受入高	二六八、一五九、三四三	四一、八〇七、二九六	九七、三九一、二八九	四〇七、三五七、九二七
	拂戻高	二三〇、三〇四、三二四	二一、九七九、四五一	九五、四八四、〇二六	三四七、七六七、八〇二
	年度末現在高	七四二、七四二、三九八	五六、四六三、八九六	六〇、三四一、二二五	八五九、五四七、五一九
同十年度	前年度越高	七四二、七四二、三九八	五六、四六三、八九六	六〇、三四一、二二五	八五九、五四七、五一九
	受入高	三三四、八一四、九四三	二〇、三五七、一四九	三一、五五三、三一一	三八六、七二五、四〇三
	拂戻高	三二〇、六二六、三八一	二二、三〇〇、七〇四	四九、〇八一、八八七	三九二、〇〇八、九七一
	年度末現在高	七五六、九三〇、九六一	五四、五二〇、三四一	四二、八一二、六四八	八五四、二六三、九五〇
同十一年度	前年度越高	七五六、九三〇、九六一	五四、五二〇、三四一	四二、八一二、六四八	八五四、二六三、九五〇
	受入高	?	?	?	?
	拂戻高	?	?	?	?
	年度末現在高	四九九、七二一、六一四	七八、四六五、二〇五	一一八、六四〇、二七〇	六九六、八二七、〇八九
同十二年度	前年度越高	四九九、七二一、六一四	七八、四六五、二〇五	一一八、六四〇、二七〇	六九六、八二七、〇八九
	受入高	二七六、二九一、四四六	三一、五八五、七二〇	四六、三九四、二二一	三五四、二七一、三八七
	拂戻高	一八〇、四八六、四六一	三三、九五〇、七〇五	三八、五三〇、四一四	二五二、九六七、五八〇
	年度末現在高	五九五、五二六、五九八	七六、一〇〇、二二〇	一二六、五〇四、〇七七	七九八、一三〇、八九五
同十三年度	前年度越高	五九五、五二六、五九八	七六、一〇〇、二二〇	一二六、五〇四、〇七七	七九八、一三〇、八九五
	受入高	二一一、七二〇、八〇九	三一、六三〇、六八〇	二七、九四二、一三六	二七一、二九三、六二四
	拂戻高	一九五、〇三五、〇三九	二九、三三二、三六五	三〇、六八〇、六二五	二五五、〇四八、〇二九
	年度末現在高	六一二、二一二、三六九	二八、三九八、五三五	一二三、七六五、五八八	八一四、三七六、四九二
同十四年度	前年度越高	六一二、二一二、三六九	二八、三九八、五三五	一二三、七六五、五八八	八一四、三七六、四九二
	受入高	二七〇、九七二、六〇二	二五、八八九、二九五	一二三、〇八九、七二〇	四一九、九五一、六一八
	拂戻高	二五五、〇四三、〇一一	三六、六四八、七八〇	一二六、二二七、八五四	四一七、九一九、六四五
	年度末現在高	六二八、一四一、九六〇	六七、六三九、〇五〇	一二〇、六二七、四五五	八一六、四〇八、四六五

昭和元年度	前年度越高	六二八、一四一、九六〇円	六七、六三九、〇五〇円	一二〇、六二七、四五五円
	受入高	二五七、〇六六、一八一	二四、四七八、一二〇	三八、九九一、二九五
	拂戻高	二一七、〇三三、九八五	二二、一四五、四一五	三一、五二〇、二七六
	年度末現在高	六六八、一七四、一五五	六九、九七一、七五五	一二八、〇九八、四七四

昭和元年度	前年度越高	八一六、四〇八、四六五円
	受入高	三二〇、五三五、五九六
	拂戻高	二七〇、六九九、六七七
	年度末現在高	八六六、二四四、三八四

（備考）一、圓位以下四捨五入せるを以て、合計符合せざることあり。
二、大正十一年度受入高及拂戻高は震災に因り資料燒失の爲め不明。
三、大正十一年度以降は預金を以て購入保管せる有價證券の價額を包含す。

第六章　檢査及監督制度

第一節　會計檢査

明治初年に在りては庶政尙其の緒に就かず、會計制度の如きも未だ確立せらるるに至らざりしを以て、會計の檢査監督に關しても固より整備せる制度を存することなかりしと雖も、他面に於ては當時政府の財用不足の際に當り、會計出納に關して充分なる監督を遂げ、以て金穀の濫費を防止するは極めて緊要の事に屬せしを以て、明治二年五月に至り會計官中に監督司を設置し、金穀出納に關する事項の檢按勘定帳の檢査營繕土木起工の事由竝に費額の審議工事實況の檢査金庫開閉の臨檢會計法規の立案及査閲金穀の恩賜及拜借金請願に對する許否の立案等のことを掌らしめたり。之れ卽ち維新後に於ける會計監督制度の濫觴なりと雖も、當時未だ此等の監督事務に關しては何等の明文成規を設くることなかりしが、翌三年十二月に至り始めて監督司の職制章程を定め、其の中會計の檢査監督に關しては、成規定例なき支出の審議賞典付與及秩祿支給方當否の審按勘定帳の檢査各司計簿の點檢金庫の監察營繕土木實況の監督購入物品價格の檢査等の事項を規定すると共に、更に各府縣の會計出納に關しても、吏員を派出して之を監視檢査せしむることとしたり。明治四年七月監督司を廢し、同年八月新に大藏省中に檢査寮を設け、之をして金穀出納申請書の檢査納入證書の點檢勘定帳の檢査出納實況の檢査出納寮簿冊の點檢及處務の監視倉庫の視察及鎖鑰の管守等、金穀の出納に關する一切の事務を審按檢査せしむることとゝ爲せしが、九年六月に至りて右檢査寮の事務章程を

改め、上記の諸事務の外、更に歳出豫算の檢査・物品の檢査・銀行預け金の檢査・決算證書の交付等を增加したり。茲に於てか會計檢査の範圍は大に擴張せられ、歳入・歳出の豫算及決算竝に物品の收支・出納に至る迄、檢査を執行せらるることとなれり。翌十年一月檢査寮を改め檢査局と稱せしも、檢査事務に就ては何等の變更もなかりき。尙明治十一年一月に至り檢査員派出規程を設け、從來派出檢査の時期を特定せざりしを改め、毎年二回以上檢査員を各官院省を始め地方府縣廳に派出して、金穀及物品出納の實況を檢査せしむることと爲し、更に同年二月檢査條例を設けて、檢査局に於て執行すべき各廳編成の豫算の檢査・各廳豫算執行の監視・決算の檢査物品收支の檢査等に關して詳細なる手續を定めたり。

上述の如く會計の檢査・監督の制度は維新以後年と共に詳密となり、其の範圍も漸次擴張せらるるに至りしが、而も其の機關は財務行政機關たる大藏省中の一寮局たるに止まり、未だ同省に對して獨立の地位を占むるに至らず、從つて之が檢査の效果も往々にして不徹底なるを免れざりき。然るに明治十三年三月に至り各省卿の參議を相兼ぬるの制を廢して、太政官中に法制・會計・軍事・內務司法・外務の六部を置き、專任參議を各部に屬せしめて各省の監督に當らしむるに及びて、右の中會計部をして政府の財政事務を統督せしむると共に、別に太政官中に會計檢査院を設置して、會計事務の檢査・監督に當らしむることと爲し、同時に大藏省檢査局を廢止したり。茲に於てか會計の檢査・監督の機關は始めて大藏省より分離するに至れり。斯くて太政官會計部に於ては、歳入・歳出の豫算決算竝に租稅金穀の出納に關する一切の事蹟を監視すると共に、會計檢査院に於ては(一)會計規則及簿記法式の案定(二)歳入出豫算表の審査(三)歳入出勘定帳の檢査(四)物品受拂表の檢査(五)金穀出納の檢査(六)作業費の檢査(七)各廳の會計帳簿の檢査(八)歳入歳出決算證書の附與(九)歳入歳出決算報告書の調製等の事務を取扱はしむることとしたり。

明治十四年四月太政官達第三十三號を以て會計法を制定し、茲に始めて會計制度に關する一般的規定を存するに至りしが、右會計法に於ては會計年度・歳計の區分・豫算の調理・金錢の出納等、各種の方面に亙りて規定すると共に、會計の檢査に關しても規定を設けたり。而して右會計法の制定と同時に太政官達第三十五號を以て會計檢査院の職務權限に就て規定したり。

今此等の規定に依りて會計檢査制度の大要を見るに、會計檢査院が政府の歳計に就て檢査を行ふは(一)歳入歳出豫算の審査(二)金錢出納の監査(三)物品出納の監査(四)官有財産管理方法の監査(五)國庫及各廳收支決算の審査(六)地方稅收支の豫算及決算報告の審査等の諸方面にして、其の檢査の方法は先づ豫算の審査に關しては、大藏省は各廳より送付せる豫算調書に基き統計豫算書を調製し、之に大藏卿の意見書を添へ會計檢査院に提出し、檢査院は之に就き審査を遂げたる後、意見を附して內閣に具申するものとし、又金錢出納の監査に就ては、大藏省は毎三ヶ月租稅勘定帳、國債償還紙幣支消準備金の收支、起業金の受拂、及貸付金・繰替金返納等の勘定を編成して、之を會計檢査院に提出して其の檢査に供するものとす。次に物品出納の監査に就ては、各廳は其の供用諸物品の出納を毎三ヶ月に區分して其の計算表を檢査院に提出し、又官有財産管理方法の監査に就ては、各廳は其の所管の地所・家屋其他官有財産の種類を分ち計算表を製して毎五年大藏省に提出し、大藏省之に統計表を附して檢査院に提出するものとす。更に又歳入出決算の審査に就ては、大藏省は毎會計年度に國庫の出納に係る決算報告書を編成して、出納閉鎖後六ヶ月を限りて會計檢査院に送付し、各廳は毎會計年度作業益金

及雜收入の決算報告書竝に每會計年度諸經費の決算報告書を編成して、出納閉鎖後五ヶ月限り會計檢査院へ提出し、檢査院は右收支決算を審査判定の上、當該會計官吏に對して認可狀を附與するものとし、又地方稅の豫算・決算に就ては、各廳は地方稅收支の豫算及決算書を製し內務・大藏兩省へ進達し兩省に於て査閱承認の上統計表を附して會計檢査院に報告すべきものとす。而して以上各方面に亙る會計檢査の結果、會計主務官吏にして會計法規に違反せることを發見したるときは、會計檢査院は懲戒の斷案を草して之を內閣又は所屬長官に通報するものとせり。以上述べたる所に依つて明かなる如く、當時の會計檢査制度は通常及別途會計の豫算及決算の檢査のみならず、物品會計及官有財產管理の監督竝に地方稅收支の審査等頗る廣範圍に亙り、之が事務を管掌する會計檢査院は其の檢査事務に關しては殆ど各省の上に立つが如き地位を有したり。之れ卽ち前述の如く各省卿の外に專任參議を太政官中に置きて、專ら權力を太政官に集中するの制度を採用せし當然の結果なりとす。

然るに同年十月二十一日に至り太政官中の六部を廢して、再び參議をして各省卿を兼ねしむるの舊制に復せしが、此の結果會計檢査院の權限獨り重きに過ぎ、各省に對し均衡を得ざるに至りしを以て、翌明治十五年一月太政官達第五號を以て會計法及會計檢査院章程を改定し、會計檢査院の權限を縮小したり。卽ち此の改正の結果從來豫算の調製に會計檢査院の審査を必要とせしを廢して、檢査院の歲計審査權を決算のみに限ることとなすと共に、更に決算の檢査に關しては決算報告の審査と決算帳の審査とを明確に區別し、大藏省租稅及關稅兩局長・國債局長・出納局長各廳會計主務官吏の調製する每會計年度の租稅決算帳・國債償還利子仕拂貸付金返納決算帳・國庫出納決算帳・收入經費決算帳は、之を翌年度四月末日限り會計檢査院に提出して其の認可を受けしむることとなし、國庫歲入出總決算報告書は各廳長官より送付する每會計年度歲入出決算報告書に基き大藏省に於て調製の上各廳長官の決算報告書と共に之を太政官に進達せしめ、太政官は之を會計檢査院に下して檢査證明せしめたる上、大藏省及各廳長官に認可を與ふるものとなしたり。其の他會計檢査院の管掌に屬し官有財產管理方法の監査・地方稅收支豫算決算報告の審査等の事務は其の管掌より除かれ、又從來會計法規に違反せる會計官吏に對しては、懲戒の斷案を草して之を內閣又は所屬長官に通報するものとなせしを改めて、單に法規違反の事實を所屬長官に對し告知するに止むることとなしたり。卽ち之を從前の制度に比すれば會計檢査の範圍は大に縮小せられしことを見るべし。

明治二十二年二月帝國憲法發布あり、立憲の新政を布かれんとするに及び、會計制度にも一大革新を加ふることとなし、卽ち憲法の發布と同時に會計法を公布し、尋いで會計規則・會計檢査院法・物品會計規則等會計に關する各種重要法令を公布したり。茲に於てか會計の制度は漸く整備の域に達したり。之に伴ひ會計の檢査・監督に關する制度も亦其の面目を一新したり。卽ち先づ其の機關に就ては會計檢査院をして從來の如く會計の檢査に當らしむるの外、新に帝國議會の開設に伴ひ、之に對しても政府財務の一部に就て監督を行ふの權限を與へられたり。而して此等兩種の機關の中、帝國議會は固より政府の外に在る獨立不覇の機關なるが、會計檢査院も亦會計檢査院法の規定に依り天皇に直隷し、國務大臣に對し特立の地位を有するものとせられたり。茲に於てか從前太政官又は內閣の所管に屬せし會計檢査院は、始めて行政機關の外に立ちて會計檢査を執行することとなり、帝國議會なる獨立の機關に依る會計監督の作用と相俟ちて、會計の檢査・監督に關する制度は茲に確立するに至

れり。次に此等の機關に依る會計の檢査監督に就ては、憲法は先づ帝國議會の財務監督に關する條項を定めて(一)國家の歳入歳出豫算は毎年帝國議會に提出して其の協贊を經べきこと(二)國家の歳入歳出決算は會計檢査院の檢査報告と共に帝國議會に提出して其の審議を受くべきこと(三)租稅の賦課及稅率の變更は法律に依るべきこと(四)國債を起すは帝國議會の協贊を經べきこと(五)豫算外國庫の負擔となるべき契約の締結には帝國議會の協贊を經べきこと(六)豫算超過又は豫算外支出は後日帝國議會の承諾を得べきこと(七)財政上緊急處分を爲したるときは次の會期に於て帝國議會の承諾を求むべきこと等と爲し、而して會計檢査院に就ては法律を以て其の組織及權限を定むることとせり。茲に於て同年五月法律第十五號を以て會計檢査院法を制定し、更に同年九月勅令第百六號を以て其の事務章程を定めたり。會計檢査院の組織及職制等に就ては第二編財政機關中に之を詳說せしを以て茲には之を省略し、左に其の檢査事務の大要を說述すべし。

會計檢査院に於て會計の檢査を執行するは大體に於て從來と同樣にして、國家の歳入歳出に關する決算の檢査確定を最も重要なる職務と爲すものなりと雖も、而も其の決算檢査の範圍は從來よりも之を擴大し、曾に政府の歳計のみに止らずして、之を政府より補助又は保證を與ふる公共團體又は特殊會社等の收支決算にも及ぼすと共に、必要の場合は法律勅令を以て更に其の範圍を擴大するを得ることとしたり。卽ち會計檢査院法は同院の檢査を受くるを要する事項を規定して(一)總決算(二)各官廳及官立諸營造の收支及官有物に關する決算(三)政府より補助金又は特約保證を與ふる團體及公私立諸營造の收支に關する決算(四)法律勅令に依り特に會計檢査院の檢査に屬せられたる決算とせり(第一三條)。但し政府の機密費は其の性質上公表し能はざる用途に使用するものなるを以て、之に對しては檢査を行ふ限に在らざるものと爲したり(第二三條)。而して官有財産に關しては前記會計檢査院法の規定に基き、檢査院は之が收支計算の檢査を行ふべきものなりと雖も、其の檢査に關する手續上の規定は何等之を設くることなかりしを以て、事實上官有財産全體としての收支會計は會計檢査院の檢査の範圍外に屬し、唯官有財産管理規則の規定に基き各省大臣は毎年度其の所管官有財産の增減異動報告書及毎十年所管官有財産目錄を、帝國議會に提出するに過ぎざりしものとす。

以上の如き會計檢査院の檢査を受くべき各種決算の中、最も重要なるものは固より總決算及各特別會計決算にして、之が檢査確定は卽ち憲法第七十二條の命ずる所なり。今之が手續を見るに、先づ各省大臣は其の省所管に屬する經費の決算報告書を調製して之を大藏大臣に送付し、大藏大臣は之に基き歳入歳出總決算書を調製して、各省の決算報告書と共に之を會計檢査院に送付するものにして(會計規則第五一條及第五二條)、檢査院は右の總決算・各省決算報告書及其の證憑書等に據りて之を檢査確定すると同時に、總會の決議を以て左の諸項に關する報告書を作成し、之を添附して決算書類を政府に返付するものとす(會計檢査院法第一〇條及第一四條)。

一、總決算及各省決算報告書の金額と各出納官吏の提出したる計算書の金額と符合するや否や

二、歳入の賦課徵收・歳出の使用・官有物の得喪・沽賣・讓與及利用は、各其の豫算の規程又は法律勅令に違ふことなきや否や

三、豫算超過又は豫算外の支出にして、議會の承諾を受けざるものなきや否や

次に會計檢査院は各種出納官吏に對し其の責任の審査を行ふの權限を與へられたり。卽ち政府

に屬する現金又は物品の出納を掌る官吏は之に就き一切の責任を負ひ、會計檢査院の檢査判決を受くべきものにして（會計法第二六條）、右出納官吏其の保管する現金又は物品を紛失毀損したる場合は、保管上避け得べからざりし事實を會計檢査院に證明し、其の責任解除の判決を受くるに非ざれば、其の負擔の責を免ることを得ざるものとせられたり（同第二七條）。　是を以て右の規定に基き各種出納官吏は、會計檢査院の檢査判決を受くるが爲め、夫々計算書を調製して之を檢査院に提出せざるべからざるものにして、卽ち會計主務官及收入官吏は毎年度會計事務の計算書を調製し、證憑書類を添へ之を所屬省或は歳入事務管理廳に送付し、各省又は歳入事務管理廳の部局長は右計算書の下檢査を執行の上、其の下檢査書を添へ之を會計檢査院に送付すべく（會計規則第九五條及第九六條）、又現金前渡を受けたる官吏は毎月一回若くは數回經費支拂の計算書を調製し、證憑書類を添へ仕拂命令官に送付し仕拂命令官は其の下檢査を執行の上、下檢査書を添へ之を會計檢査院に送付すべく（同第九八條）、更に又金庫出納役は毎年度出納の計算書を調製し、證憑書類を添へ大藏大臣を經由して之を會計檢査院に送付すべく（同第一一一條）、又物品會計官吏は毎年度の物品出納の計算書を調製し、證憑書類を添へ之を本屬大臣に差出し、各省部局長之を下檢査の上、其の下檢査書を添へ會計檢査院に送付すべきものとせり（物品會計規則第一五條及第一七條）。　會計檢査院は此等各出納官吏の提出したる計算書及證憑書を檢査し、之を正當なりと判決したるときは、該官吏に對して認可狀を付して其の責任を解除し、若し正當ならずと判決したるときは、該官吏に對して判決書を發すると同時に、速に本屬長官に移牒して其の處分を要求すべきものとす（會計檢査院法第二〇條、會計檢査院事務章程第三九條第二項及第四一條）。　尙出納官吏にして此等の計算書及證憑書の提出を怠り、又は會計檢査院の定めたる樣式を守らざるときは、檢査院は本屬長官に移牒して懲戒處分を要求することを得るものとせり（會計檢査院法第二二條）。

會計檢査院は以上の如くにして得たる各年度の會計檢査の成績を上奏し、又其の成績に就て法律又は行政上の改正を必要とすべき事項ありと認むるときは、併せて上奏するを得るものとす（會計檢査院法第一五條）。　而して會計檢査院が會計の檢査を執行するに當りては、檢査院は各官廳をして檢査上必要なる簿書及報告書を提出せしめ、且主任官吏の辯明書を求むることを得るものにして（同第一九條第一項）、檢査の結果摘發したる事項に就ては、當該官吏に對し審理書を發し、又は國務大臣に對し質問書又は注意書を發することに依り、或は不合理の件に對し非難を加へ、或は將來の措置に就て注意を促し、或は又不明瞭の件に關し推問を試み、以て當該官吏の辯明又は正誤を求め（會計檢査院事務章程第三六・三七・三八條）、此の辯明又は正誤を以て尙不十分なりと認むるときは再三審理書を發し（同第三九條一項）、尙必要あるときは主任官吏を派遣して實地檢査を爲すを得しむる等（會計檢査院法第一九條第二項）、檢査執行上の手續に遺憾なきを期すると共に、他方出納官吏にして檢査院の判決に依り辨償の責を負ふときは天皇の恩赦に由るの外本屬長官之を減免するを得ざるものとし（同第二一條）、又檢査院が出納官吏に對する本屬長官の處分を以て適當ならずと認むるときは、其の由を行務成績書に載せ上奏すべきものとする等（會計檢査院事務章程第四二條）、檢査判決の效果をして確實ならしめんことを圖れり。　尙以上述べたる所の外、會計規則の規定に依り各省大臣は仕拂豫算の調製及其の更定の場合は大藏大臣の檢視を受け、大藏大臣は之を會計檢査院に通知し（會計規則第一一・一二・一三條）、又大藏大臣第一豫備金の支出又は豫算定額の繰越若くは過年度支出を承認し、或は各省大臣の要求に依り定額戻入を檢視し、或は又第二豫備金支出の勅裁を經たるときは、之を會計檢査院に通知するを要する

ものなるを以て（同第二〇・二三・五九・六〇・六六條）、檢査院は此等の通知に依り豫算の執行中に於ても、絶えず政府の會計を監視することを得るものとす。

更に又會計檢査院は上述の如き會計の檢査監督に關する本來の職權の外、尙之に關連して重要なる權限を付與せられたり。卽ち檢査院は各省省令以下の會計法規に關し、其の發令前通知を受け之に對して意見を陳ぶることを得（會計檢査院法第一七條）、計算書及計算證明の樣式竝に其の提出及推問に對する答辯の期限を定め（同第一八條及會計規則第一二〇條）、又大藏省主計簿の締切に會計檢査官を立會はしむる等（會計規則第一一九條）之なりとす。

會計檢査院の組織は之を會議制とし、檢査成績の上奏又は天皇の下問に對する奉答、決算檢査に對する報告書の確定、計算檢査の判決、其の他重要なる事項は總て會議を以て決定するものにして（會計檢査院法第九・一〇・一一條）、會議の組織及方法等に就ては會計檢査院事務章程中に於て之を定めたり。

以上述べたる所は卽ち明治二十二年以後實施せられたる會計檢査制度の大要なるが、右は爾後會計制度の改正に伴ひて屢〻其の一部に改正を施されたり。卽ち明治二十六年十月會計規則の改正行はるるに及びて、同規則中に規定せられたる會計檢査に關する諸手續にも改正を加へられしが、今其の主なる點を擧ぐれば（一）各省大臣仕拂豫算の調製及其の更定の場合には、直接之を大藏大臣及會計檢査院に送付することと改め、以て從來の如く大藏大臣の檢視を受くるの手續を省略し、又過年度支出及定額戻入の場合に會計檢査院に通知するの制度を廢止する等、會計檢査に關する手續の簡略を圖りしこと（二）歲入を調定する官吏及仕拂命令官は、會計檢査院に證明の爲め夫々每年度歲入調定額計算書又は每月支出計算書を調製し、證憑書類を添へ歲入事務管理廳又は主管大臣に送付し、事務管理廳又は主管大臣は之を會計檢査院に送付すべき規定を設け（第五二條第二及三項）、以て會計監督の周到を期せしこと（三）金庫出納役をして每年度出納計算書の外に、每月各金庫出納內譯書をも調製せしむることとと爲し、且此等の計算書及內譯書は先づ大藏大臣に提出せしめ、大藏大臣の調査を經たる後之を會計檢査院に送付せしむることと爲し、以て出納檢査の嚴密を期せしこと（四）其の他會計主務官の制度の廢止に伴ひ、會計事務計算書を檢査院へ提出せしむるの規定を廢止せしこと等なりとす。

尋いで明治三十三年三月に至り會計規則の一部を改正し『現金ヲ領收スル官吏』を『收入官吏』と改むると共に、收入官吏の會計事務計算書の提出及之に對する所屬省又は歲入事務管理廳の下檢査の制度を廢止し、更に同三十五年八月に至り同規則の一部を改正し、會計檢査院に對する各種計算書及報告書の提出期限を短縮又は撤廢したり。又明治三十三年七月物品會計規則に改正を加へ、物品會計官吏の會計檢査院に提出すべき物品出納計算書の提出期限は、檢査院の定むる所に依ることと爲し、且右の計算書は會計檢査院法第十六條に依り委託檢査に付したる物品に對しては、之を省略し得ることと爲したり。尙此の間に在りて會計檢査院事務章程は、明治三十二年十二月に於て其の全文を改正せられしが、右は主として檢査院の組織及職制等の改正に關し若くは法文の整理に基くものにして、檢査院の行務及會議に關しては特に著しき變更を加へらるることなかりき。爾後會計檢査院法・同事務章程・會計規則等に對しては、屢〻其の一部に改正を加へられしと雖も、會計檢査の制度に關しては何等の變化もなくして、大正十一年會計制度改正の時に至れり。今前述の諸法令の中會計法・會計規則・物品會計規則等は旣に本編中他の諸章に於て之を揭載せるを以て玆には之を省略し、左に會計檢査院法及改正會計檢査院事務章程中、會計檢査院の權限・會議・行務等、會計檢査の制度に直接關係あ

る條項を抄錄すべし。

會計檢査院法（明治二十二年五月十日法律第十五號）（抄錄）

第一章　組織

第九條　會計檢査院ノ議事ハ總會議又ハ部會議ヲ以テ決ス總會議ハ院長ヲ以テ議長トシ部會議ハ部長ヲ以テ議長トス

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十條　左ノ場合ニ於テハ總會議ヲ以テ議決スルヲ要ス

一　第十五條ニ依リ上奏ヲ爲シ又ハ天皇ノ下問ニ奉答スルトキ

二　第十四條ニ依リ報告書ヲ確定スルトキ

三　第十七條ニ依リ意見ヲ陳述スルトキ

四　檢査事務ノ規程計算證明ノ樣式及提出ノ期限ヲ定メ又ハ之ヲ改正スルトキ

五　其ノ他院長ニ於テ總會議ニ付スルノ必要アリト認メタルトキ

第十一條　計算檢査ノ判決ハ凡テ會議ニ於テス其ノ總會議ニ於テスルト部會議ニ於テスルトハ會計檢査院長ノ定ムル所ニ依ル

第二章　職權

第十二條　會計檢査院ハ官金ノ收支官有物及國債ニ關ル計算ヲ檢査確定シテ會計ヲ監督ス

第十三條　會計檢査院ノ檢査ヲ要スルモノ左ノ如シ

一　總決算

二　各官廳及官立諸營造ノ收支及官有物ニ關ル決算

三　政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ與フル團體及公立私立諸營造ノ收支ニ關ル決算

四　法律勅令ニ依リ特ニ會計檢査院ノ檢査ニ屬セラレタル決算

第十四條　會計檢査院ハ憲法第七十二條ニ依リ決算ヲ檢査確定スルト同時ニ左ノ諸項ニ付報告書ヲ作ルヘシ

一　總決算及各省決算報告書ノ金額ト各出納官吏ノ提出シタル計算書ノ金額ト符合スルヤ否ヤ

二　歲入ノ賦課徵收歲出ノ使用官有物ノ得有沽賣讓與及利用ハ各其ノ豫算ノ規程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ

三　豫算超過又ハ豫算外ノ支出ニシテ議會ノ承諾ヲ受ケサルモノナキヤ否ヤ

第十五條　會計檢査院ハ各年度ノ會計檢査ノ成績ヲ上奏シ其ノ成績ニ就テ法律又ハ行政上ノ改正ヲ必要トスヘキ事項アリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得

第十六條　會計檢査院ハ各官廳中一部ニ屬スル計算ノ檢査及責任解除ヲ其ノ廳ニ委託スルコトヲ得但シ其ノ檢査ノ成績ハ該廳ヲシテ之ヲ會計檢査院ニ報告セシムヘシ

前項ノ委託ニ拘ラス會計檢査院ハ時宜ニ依リ其ノ所管ノ官廳ヲシテ計算書ヲ送付セシメ之カ檢査ヲ行フコトアルヘシ

第十三條第三項團體及公立私立諸營造ノ決算ニ就テモ亦本條ヲ適用スルコトヲ得

第十七條　金庫ノ出納及簿記上ニ關ル各省ノ命令ニ付會計檢査院ハ其ノ發布ノ前通知ヲ受ケ

意見アルトキハ之ヲ陳述スルコトヲ得

會計檢査院ハ收入及支出ニ關ル規則ヲ定メ及既定ノ規則ヲ改正スル各省ノ命令ニ付其ノ發布ノ前通知ヲ受ク

第十八條　會計檢査院ハ計算書及計算證明ノ樣式竝ニ其ノ提出及推問ニ對スル答辯ノ期限ヲ定ム

第十九條　會計檢査院ハ各官廳ヲシテ檢査上必要ナル簿書及報告ヲ提出セシメ及主任官吏ノ辯明書ヲ求ムルコトヲ得

會計檢査院長ハ檢査上必要ト認ムルトキハ主任官吏ヲ派遣シ實地檢査ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ豫メ本屬長官ニ通知シ該長官ハ主任官吏ヲシテ檢査ニ立會ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十條　會計檢査院ハ出納官吏ノ計算書及證憑書類ヲ檢査シ正當ナリト判決シタルトキハ該官ニ對シ認可狀ヲ付シ其ノ責任ヲ解除ス若必要ナル場合ニ於テハ之ヲ推問シ辯明又ハ正誤ヲ爲サシメ仍正當ナラスト判決シタルトキハ本屬長官ニ移牒シテ處分ヲ爲サシム

第二十一條　會計檢査院ノ判決ニ據リ辨償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本屬長官之ヲ減免スルコトヲ得ス

第二十二條　出納官吏計算書及證憑書ノ提出ヲ怠リ又ハ樣式ヲ守ラサルトキハ會計檢査院ハ本屬長官ニ移牒シテ懲戒處分ヲ要求スルコトヲ得

第二十三條　政府ノ機密費ニ關ル計算ハ會計檢査院ニ於テ檢査ヲ行フ限ニ在ラス

第二十四條　會計檢査院ハ認可狀ヲ付スルノ後ト雖其ノ付シタル日ヨリ五箇年以內ニ於テハ出納官吏ヨリ之ヲ請求スルカ又ハ計算書ノ誤謬脫漏二重記載アルコトヲ發見シタルトキハ再審ヲ爲スコトヲ得但シ詐僞ノ證憑ヲ發見シタルトキハ五箇年後ト雖再審ヲ爲スコトヲ得」

出納官吏ハ會計檢査院再審ノ判決ニ對シテ再ヒ審判ヲ請求スルコトヲ得ス

第三章　附則

第二十五條　會計檢査院ノ事務章程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

會計檢査院事務章程（明治三十二年十二月二十五日勅令第四百五十七號）（抄錄）

第三條　會計檢査院ノ會議ハ會計檢査官ヲ以テ組織ス

總會議ハ院長之ヲ開キ部會議ハ部長之ヲ開ク

第四條　總會議ハ會計檢査官現員ノ三分ノ二以上部會議ハ其ノ部ノ會計檢査官現員ノ半數以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

出席會計檢査官前項ノ數ニ滿タサルトキハ總會議ニ於テハ三名部會議ニ於テハ一名ヲ限リ副檢査官ヲ以テ補充スルコトヲ得（大正二年三改メ、大正十年更ニ名ヲ二名ニ之ヲ三名ニ改ム）

第五條　總會議及部會議ハ會計檢査官、委員又ハ副檢査官ノ提出シタル文書ヲ以テ議案トス

第六條　會計檢査官總會議又ハ部會議ノ議決ヲ要スル事件ニ付議案ヲ提出セムトスルトキハ其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ附シ總會議ノ議決ヲ要スルモノハ院長ニ之ヲ提出スヘシ

委員ヲ設ケタル場合ニ於テ其ノ委員ヨリ提出スル議案ニ付テ亦同シ

第七條　會計檢査官ハ父子兄弟ノ提出シタル計算書ヲ檢査シ又ハ其ノ檢定若ハ判決ニ與ルコトヲ得ス

第二十六條　會計檢査院ハ行務年度ヲ定メ檢査ノ事務ヲ執行ス

第二十七條　會計檢査院ハ檢査ノ事項ニ付當該官吏ニ對シテハ質問書又ハ注意書ヲ發スルコトヲ得

第二十八條　會計檢査院ハ出納官吏ノ計算正當ナリト判決シタルトキハ本屬長官ヲ經由シテ認可狀ヲ交付シ正當ナラスト判決シタルトキハ本屬長官ニ對シ處分要求書ヲ發スヘシ

會計檢査院ハ出納官吏其ノ負擔スヘキ缺損金ノ辨償ヲ終ヘタルトキハ本屬長官ヲ經由シテ認可狀ヲ交付スヘシ

第二十九條　會計檢査院ハ國ノ代表者ニ於テ出納官吏ニ對スル公訴附帶ノ私訴ヲ提起シタル事項ニ關シテハ之ニ對スル通常又ハ特別裁判所ノ判決執行ノ結果ニ依リ其ノ檢査判決ヲ行フヘシ

第三十條　會計檢査院ハ第二十八條ノ處分要求書ニ對スル本屬長官ノ處分ヲ以テ適當ナラスト認ムルトキハ其ノ事由ヲ檢査成績書ニ載セテ上奏スヘシ

第三十一條　會計檢査院ハ出納官吏ニ對シ再審ヲ行フ場合ニ於テハ前ニ該件ノ檢査ヲ擔當セサリシ他ノ部ニ移シテ審査セシムヘシ

第三十二條　會計檢査院ハ出納官吏ノ請求ニ因リ再審ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ本屬長官ニ通知スヘシ

會計檢査院ハ職權ヲ以テ再審ヲ行フ場合ニ於テハ本屬長官ヲ經由シテ其ノ旨ヲ當該出納官吏ニ通知スヘシ

第三十三條　會計檢査院ハ左ノ場合ニ於テ本屬長官ヲシテ直ニ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

一　出納官吏其ノ保管スル現金ヲ亡失シタルトキ

二　各省大臣出納官吏ニ對シ辨償ヲ命シタルトキ

三　出納官吏ニ對スル公訴ニ附帶シテ國ノ代表者私訴ヲ提起シタルトキ

第三十四條　會計檢査院ハ各地方官廳ヲシテ其ノ地ノ物價ヲ定期又ハ臨時ニ報告セシムルコトヲ得

第三十五條　會計檢査院ハ必要アルトキハ檢査事項ニ關スル資料ノ調査ヲ關係官廳ニ囑託スルコトヲ得

會計の檢査監督に關する制度は、以上の如くにして明治二十二年以後同三十五年に至る間に於て主として檢査手續に關して數度の部分的改正を行はれしのみにて、爾後何等の改正もなくして永く實施せられしが、大正十年に至り會計法の改正、國有財産法の制定竝に會計檢査院法の改正等あり、翌十一年には會計規則及物品會計規則等の改正あり、何れも大正十一年四月一日より實施せらるるに及びて、茲に我國の會計制度は一大革新を施され、之に伴ひて會計檢査の制度も種々の方面に亙りて大改正を行はれたり。今其の主なる點を說明すれば左の如し。

（一）金庫制度廢止・預金制度採用の結果、從來の金庫に代りて日本銀行が國庫金の出納に關する事務

を取扱ふこととなりしを以て、新に日本銀行に對する出納檢査の制度を設け、日本銀行は其の取扱に係る國庫金の出納・國債元利拂資金及隔地者拂資金の收支・政府有價證券の受拂に關して、會計檢査院の檢査を受くべきものと定めたり（會計法第四一條）。卽ち日本銀行は檢査院の檢査を受くる爲め、國庫金出納計算書（國債の發行に依る收入金・國債元利拂資金・隔地者拂資金の收支をも揭記す）及政府有價證券受拂計算書を調製し、證憑書類を添へて之を大藏大臣に送付すべく大藏大臣は此等の計算書を調査の上會計檢査院に送付するものとし（會計規則第一四九及一五〇條）、檢査院は右の計算を檢査し、正當なりと決定したるときは其の旨を大藏大臣に通知し、正當ならずと決定したるときは大藏大臣に移牒して相當の處分を要求するものとす（會計檢査院法第二〇條ノ二）。尙改正國庫制度の下に於ては、國庫金の出納は日本銀行に對する政府預金の收支として取扱はれ、政府及日本銀行間に於ける財産上の關係は總て私法的性質に屬するものなるを以て、日本銀行に對しては會計檢査院は出納の檢査は之を行ふも、從來の金庫出納役に對する如く判決は之を爲さざることとし、以て日本銀行と出納官吏との責任を區別したり。

(二)從來出納官吏が其の保管に係る現金又は物品を紛失毀損せし場合には、保管上避け得べからざりし事由に由りしことを會計檢査院に證明するに非ざれば、責任解除の判決を受くることを得ざりしが、新制度に於ては責任解除の判決を受くるには、善良なる管理者の注意を怠らざりしことを檢査院に證明するを以て足るものと爲し（會計法第三六條）、以て出納官吏の責任を緩和すると共に他方出納官吏にして、其の保管の現金を亡失し又は其の行爲に因り政府に損失を生せしめしときは、所管大臣は直に大藏大臣及會計檢査院に通知するを要することとせり（會計規則第一三〇條）。

(三)改正會計法に於て災害事變其他避くべからざる事由ある場合には、翌年度に亙る豫算外契約を締結することを得るの規定を新設せられしに伴ひ、之に對する監視の方法を設け、大藏大臣翌年度に亙る豫算外契約の締結を承認したるときは、其の金額・理由及計算の基く所を明にしたる書類を添へ會計檢査院に通知すべきものと定めたり（會計規則第二七條）。

(四)勅令を以て指定したる費途に對しては、大藏大臣の承認を經るに非ざれば他の費途の金額を流用することを得ざることと爲し、而して大藏大臣此の流用を承認したるときは、之を會計檢査院に通知すべきものとせり（會計規則第三九條）。

(五)決算の報告に就ては、從來と雖も大藏大臣は總決算・各省決算報告書及國債計算書を會計檢査院に送付して、其の檢査に供せしものなるが、之に關する規定の明文を缺きしを以て、新制度に於ては之に關する規定を設け、大藏大臣は總決算に歲入決算明細書・各省決算報告書及國債計算書を添へ、之を會計檢査院に送付すべきものと定めたり（會計規則第六九條）。

(六)新制度に於ては契約に關する制限に緩和を加へ、各省大臣の主觀的認定に依り自由に指名競爭契約又は隨意契約に依るを得ることと爲すと共に、他方に於て此の制度の濫用に流るるの弊を防がんが爲め、各省大臣右の規定に基き指名競爭に付し又は隨意契約に依りたる場合には、事由を詳具し直に之を會計檢査院に通知することを要するものとせり（會計規則第一一二及一一九條）。

(七)從來の制度に於ては收入官吏・現金前渡を受けたる官吏及物品會計官吏が、會計檢査院の檢査判決を受くる爲め調製する各種計算書は、之を檢査院に提出する以前に於て、夫々歲入事務管理廳仕拂命令官又は各省部局長の下檢査を受くるを要せしが、新制度に於ては斯かる下檢査の制度

を全廢し、各種計算書は夫々歳入徴收官吏支出官又は所管大臣を經由して會計檢査院に提出すべきものと爲し、以て檢査手續を簡略にしたり（會計規則第一四〇・一四一條及物品會計規則第一五條第一項）。

（八）新に歳入歳出外現金出納官吏及現金繰替使用を爲す官吏に對しても、會計檢査院の檢査判決を受けしむることと爲し、卽ち此等の官吏をして出納計算書を調製し、證憑書類を添へて之を所管大臣又は其の指定したる官吏を經由して、會計檢査院に提出せしむることとせり（會計規則第一四二及一四三條）。

（九）國有財産の會計に關しては、從來は會計檢査院の檢査を受くるの方法缺如し、唯其の賣買・讓渡又は利用の結果が歳入歳出の決算に現はるる場合に限り、決算の檢査に關連して之が當否を審査するの途を存するのみなりしを以て、國有財産の無償讓渡又は交換等の如く、其の處分の結果が決算の上に現はれざる場合には、檢査院に於て全く之が當否を審査するの途なかりしなり。是を以て旣に明治三十四年會計檢査院は、其の檢査成績書中に於て國有財産管理に關する法規の不備を指摘し、大藏大臣をして管理の統一を圖らしめ、官有財産目錄及同異動報告書は之を會計檢査院の檢査を經て、帝國議會に報告するを至當と認むる旨を上奏し、更に又大正三年三月第三十一回帝國議會に於て、衆議院議員高木益太郎等は、會計檢査院法に改正を加へ、政府より帝國議會に報告する官有財産目錄及其の增減異動報告書は、總決算等と同じく之を會計檢査院の檢査を受けしめんとするの法律案を提出せしも、審議未了にて成立するに至らざりき。新制度に於ては此の多年の問題に解決を與へ、政府は每會計年度間に於ける國有財産增減計算書竝に每五年三月末日現在の國有財産現在額總計算書を調製し、會計檢査院の檢査を經て之を帝國議會に報告するを要するものとし（國有財産法第二六條）、更に其の檢査の手續に就ては、各省大臣は會計檢査院に證明の爲め其の所管國有財産の增減計算書を調製し、證憑書類を添へ之を會計檢査院に送付すると共に（國有財産法施行令第三五條）、每會計年度間に於ける國有財産增減報告書、及每五年三月末日現在の國有財産現在額報告書を調製して、之を大藏大臣に送付し、大藏大臣は此等の報告書に基き國有財産增減總計算書及同現在額總計算書を調製し、各省提出の報告書と共に之を會計檢査院に送付すべきものと定めたり（同第三六及三七條）。

上述の如き會計檢査制度の改正に關する諸法令の中、會計法・同規則・物品會計規則・國有財産法・同施行令等は、何れも其の全文を本編中他の諸章に揭載せしを以て玆には之を省略し、左に會計檢査院法の改正中會計檢査院の權限に關する部分を抄錄すべし。

法律第五十三號（大正十年四月九日）（抄錄）

會計檢査院法中左ノ通改正ス

第十三條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ以下順次繰下ク

三　日本銀行ノ政府ノ爲取扱フ現金及有價證券ノ出納ニ關ル決算

第十四條中「諸項」ヲ「事項」ニ、「各出納官吏」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第十六條中「第十三條第三項」ヲ「第十三條第四項ノ」ニ改ム

第十七條中「金庫ノ出納」ヲ「現金物品ノ出納」ニ改ム

第十九條ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ハ會計檢査院ノ檢査ヲ受クル各官廳以外ノモノニ付之ヲ準用ス

第二十條ノ二　會計檢査院ハ日本銀行ノ計算ヲ檢査シ正當ナリト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ通知スヘシ正當ナラスト決定シタルトキハ大藏大臣ニ移牒シテ相當ノ處置ヲ要求スルコトヲ得

會計の檢査監督に關する制度に就ては、爾後何等の變更もなくして大正年間を經過したり。尙大正十五年三月第五十一回帝國議會に於て、衆議院議員武藤山治等は、特殊銀行又は特殊會社近來の營業狀態に鑑み、此等の銀行會社に就ても政府より補助金又は特約保證を受くる會社及團體と同じく其の會計を檢査するの必要ありと爲し、卽ち會計檢査院法に改正を加へて、政府に於て出資の義務を有する團體又は政府に於て重役を任命する銀行會社の收支決算は、之を會計檢査院に提出せしめて其の檢査に付し、檢査院は檢査の結果、右決算が正當なるや否やに就き報告書を作成することと爲すの案を提出せしが、此の案は委員會に付託の儘未決に終り、翌昭和二年三月第五十二回帝國議會に於ても同一法案提出せられしも、同じく委員會に於て未決の儘葬られて成立するに至らざりき。

第二節　會計の事前監督

前節に於て述べたる所の如く我國の會計檢査の制度は、原則として歲出の事後檢査に限らるるものにして、卽ち歲出豫算は其の執行後會計檢査院に於て之が決算を檢査するも、其の執行前之が當否を審査するの機關及方法なく、全く之を所管大臣の責任に委ぬるの制度なり。之が爲め一旦豫算の成立を見たる後は、其の執行中往々にして濫費に流れ、又は其の支出當を得ざるの弊なきに非ず、延いては豫算超過又は豫算外支出の增加を生ずるの原因となるの虞あり。故に此等の弊を防止して會計の適正を期するが爲には、支出の事前に於て之が當否を審査するの方法を設くるの必要あり。之れ歲出事前監督制度設置の說ある所以なり。我國に於ても明治十七年七月經費金支出條規の制定せらるるや、同規則中に於て各廳の經費金は總て大藏省に於て之を管理して、其の支拂を執行せしむるの制度を採用したり。卽ち經費豫算額の裁定あるときは、各廳長官は支出額の明細書を大藏卿に送付して其の調査を受くべく、調査を受くるに非ざれば經費の支出を請求するを得ず、且經費の支出を要する每に、各廳長官は仕拂請求書を大藏卿に提出して其の承認を得るに非ざれば、仕拂切符を發行せしむるを得ざることと定めたり。茲に於てか各廳の經費の支出は、其の支拂前に大藏省に於て監督することとなり、始めて會計の事前監督制度の設置を見たり。然れども右の如き事前監督の方法は其の手續頗る繁雜に失し、之が施行上困難を生ずべきことは、旣に右規則制定の當時に於て危惧せられし所なりしが、果然其の實施に先ち明治十九年三月歲入歲出出納規則の制定せらるるに及び、前記經費金支出條規は廢止せられ、從つて會計事前監督の制度も遂に其の實施を見るに至らずして止みたり。然るに明治二十二年會計法及會計規則の制定せらるるに及びて、再び歲出事前監督の制度を設くることと爲し、卽ち各省に會計主務官なるものを設置し、之をして各省に於ける經費の支出を事前に檢査せしむることとしたり。今其の制度の大要を見るに、各省に於て經費の支出の爲めに仕拂命令官が仕拂命令を發したるときは、先づ之を會計主務官に交付し（會計規則第三五條）、會計主務官は其の當否を審査したる上、正當と認めたるときは之を受取人に交付し（同第三六條）、正當ならずと認めたるときは其の發行を拒み、其の事由を本屬大臣に申立つるものとせり（同第三七條）。斯くて會計主務官は支出の審査の結果に就き每月支出報告書を調製し、參照書類を添へて之を各省中央會計

主務官に送付し(同第四九條)、中央會計主務官之に依り總報告書を調製し、參照書類を添へて之を大藏大臣に送付すべく(同第五〇條)、他方又會計主務官は毎年度會計事務計算書を調製し、證憑書類を添へて、所屬省の下檢査を經て、會計檢査院に提出して其の檢査判決を受くべきものとせり(同第九五及九六條)。而して右の如き事前監督の實行上の效果を確實ならしめんが爲め、右會計主務官は陸海軍武官を除くの外、其の任免に就ては豫め大藏大臣の同意を要するものと爲したり(同第八七條)。右の如くにして明治二十三年より實施の會計制度に於ては、會計檢査院に依る會計の事後監督と相竝びて、大藏大臣の統率の下に各省會計主務官に依る會計の事前監督の制度を設け、以て會計監督の效果の完全を期せしものなるが、此の事前監督の制度たる、當然經費支出の手續に煩雜を加ふるのみならず、各省大臣に隷屬する會計主務官をして、其の長官の仕拂命令の發行を拒否せしむることは、事實上到底行はるべきことに非ざりしを以て、會計主務官の制度は其の施行後久しからずして有名無實となり明治二十六年十月會計規則改正の時に至りて遂に廢止せられたり。爾後會計の事前監督に關する制度は復た設置せらるることなく、會計の檢査及監督は專ら事後の檢査に限らるることとなりて、現在に至れるものとす。

以上の如くにして明治二十六年十月會計主務官制度廢止の後は、會計の事前督督若くは之に類似の制度は全く之を存せざるに至りしが、之れ唯主として實行上の困難に基けるものにして、固より事前檢査制度を必要とするの理由は毫も消滅せしものに非ざるを以て、此の間に於て之が設置を唱ふるもの無きに非ざりしが、大正末年の頃に至りて此の議論は漸次有力となり、就中會計檢査院は最も熱心に之を主張し、政府に對して之が建策を爲す所ありたり。茲に於て政府も特に機關を設けて之が調査を行はしむることと爲し、卽ち大正十三年十二月十二日の閣議決定の趣旨に基き、大藏省內に歲出事前監督機關調査會を設置し、大藏次官を委員長とし、大藏省會計檢査院法制局の各關係官中より十名の委員を任命し、同會をして(一)歲出事前監督は可能なりや(二)歲出事前監督は豫算の執行に支障なきや(三)歲出事前監督の爲め特に機關を設くべきや(四)特設機關は國庫側行政機關(大藏省主計局)に屬せしむべきや、決算檢査機關(會計檢査院)に屬せしむべきや、或は又全く獨立したる機關(內閣內)を特設すべきや(五)右機關の組織の具體案如何等の諸點に就き、調査研究せしむることと爲したり。斯くて調査會に於ては之に制度部及實施部の二部を設け、前者をして事前檢査制度と憲法との關係等、主として理論的方面の調査に當らしめ、後者をして事前檢査の方法·效力及機關等、主として實行上必要なる事項の調査に當らしむることと爲したり。而して調査會は調査の結果に依りては、大正十四年中に具體案を得て之を第五十一回帝國議會に提出し、大正十五年度より之を實施せんとするの方針を以て調査研究を進めしめしが、此等兩部會とも共の調査事項に就き議論續出して容易に成案を得るに至らず、遂に大正十四年十二月八日に至り調査會は左記の如き答申案を大藏大臣に提出し、結局事前檢査制度に關する調査は、之を大正十四年五月新に內閣內に設置せられたる行政調査會に移すこととして、本調査會を閉鎖することに決したり。

『　歲出事前監督機關調査會答申書

歲出豫算ノ執行ニ對シ、之ヲ事前ニ監督スルコトノ有益ニシテ、之ニ關スル完全ナル制度機關ヲ一日モ速ニ確立スベシトノ說ハ、年來有力ナル議論ナルモ、如何ナル機關ヲシテ其ノ執行ニ當ラシムベキカ、如何ナル範圍事項ニ付之ヲ實施シ得ベキカ等、之ガ利害得失ニ就テハ大ニ論議ヲ竭

スベキ餘地アリ。本調査會曩ニ命ヲ奉ジ、先ヅ之ガ機關ヲ如何ニスベキカニ就キ攻究ヲ重ネタルモ、甲論乙駁、窮極ニ最モ適切ナル機關ト認ムベキモノヲ定ムルニ苦シムモノナリ。而シテ當面ノ問題タル會計檢査院ヲシテ之ニ當ラシムベシト爲スノ說ハ、大ニ傾聽ニ値スルモノアリト雖、亦一面本案ノ實行ハ事務簡捷ノ要求ニ副ハザルノ結果ヲ生ズル虞ナキニアラズ。其ノ他新機關特設案竝ニ大藏省主計局案アリト雖、何レモ一長一短ヲ免レズ。又實施ノ範圍事項ニ關シテハ、大體豫算ノ執行ニ著シキ支障ヲ來スコトナク、而モ歲出事前監督ノ實效ヲ收メ得ベキ程度ニ付之ヲ考査スルニ、自ラ之亦機關ノ如何ニ依リテ變動ヲ來スベク、且ツ之ガ實施ニ當リテハ、十分執行官廳トノ連絡ヲ考慮スルニアラズンバ、折角ノ良制モ實益ヲ擧グルニ至ラザルノ惧アリ。要スルニ本調査會ニ於テハ不幸ニシテ未ダ結論ニ達スルニ至ラズ。斯クノ如ク本制度ノ實施ニ當リテハ攻究ヲ盡スベキ幾多ノ事情存シ、從ツテ本會ガ差當リ第五十一議會開會ニ至ル迄ニ此等ノ得失ヲ具ニ審了スルコト容易ナラザルモノアリ。然リ而シテ近來各省ニ於ケル會計事務ノ簡捷及豫算執行監督ノ緩和ニ對スル要望切ニシテ、既ニ此ノ意味ニ於ケル會計規則改正案ノ行政調査會ニ提議セラレタルモノ勘カラズト聞ク。此ノ趨勢ハ曾ニ本會ノ看過スベカラザル所ナルノミナラズ、歲出事前監督制度ノ採否竝ニ機關及實施ノ範圍等ニ關シテ、之ガ實現ノ曉直接其ノ影響ヲ受クベキ各省ノ意見ヲ豫メ了知スルコト又極メテ大ナルベシ。抑々本調査會ガ大正十四年一月八日初メテ成立シタル當時ニアリテハ、行政調査會ノ設ナカリシガ大正十四年五月十四日同調査會ノ設立セラレタル以上此ノ種ノ調査ハ亦同調査會ノ議ニ付スルコト適當ナルベシ。仍テ本件ハ一應目下開設中ニ屬スル行政調査會ヲシテ、之ガ審議ヲ重ネシムルコト最モ時宜ヲ得タルモノト認ム。依テ玆ニ本調査會ニ於テ調査シタル參考資料別冊ノ通リ添附シ答申候也。

（附屬別冊）

（甲）會計檢査院ニ事前監督事務ヲ執行セシムルヲ不可トスル理由

會計檢査院ノ權限ハ憲法ニ於テ規定スル所ナルモ、同院ノ權限ハ必ズシモ憲法所定ノ事項ニ限ルベキモノニ非ズ。當該事務ガ同院ノ職務執行ヲ不能不便ナラシムル如キコトナキ限リ法律ヲ以テ憲法第七十二條所定ノ權限以外ノ職權ヲ認ムルモ憲法違反ナリト謂フコト能ハザルベキ點ニ就テハ、固ヨリ部會報告書ノ趣旨ニ左袒スルモノナリト雖モ、歲出事前監督ノ權限ヲ檢査院ニ附與スル事ノ可否ニ就テハ論議ノ餘地鮮シトセズ。卽チ

（一）本件ガ憲法ノ精神ニ鑑ミ不穩當ナラザルヤ否ヤノ點ニ就テハ、部會報告書ニ於テモ積極消極ノ兩論ニ別レ意見ノ一致ヲ得ル能ハザルガ如キモ、理論上ノ可否ハ暫ク之ヲ措キ、其ノ實際上ノ結果ニ就キテ審按スレバ、同一官廳ガ事前事後兩種ノ會計監督ヲ爲サムカ、事前檢査ニ於テ決定シタル所ヲ事後檢査ニ於テ覆スコトノ事實上頗ル困難ニシテ、從ツテ絕對ニ獨立不羈ナルベキ事後檢査ノ判定ニ對シ多大ナル拘束ヲ加フルノ結果ヲ招來スベク、之ヲ殊更ニ普通行政官廳ノ系統ヨリ特立セシメラレタル檢査院ノ本質竝ニ憲法ノ精神ニ照シテ、驟カニ是認スベカラズト爲ス消極論ハ最モ傾聽ニ値スルモノアリ。

（二）而シテ假リニ本件ノ實行ガ我國ノ法制上何等ノ支障ナシトスルモ、本件ヲ實現シ所期ノ效果ヲ擧ゲシメムガ爲ニハ、一面ニ於テ檢査院ノ組織ニ幾多ノ改變ヲ加フルノ要アルノミナ

ラズ、他面ニ於テ普通行政各官廳ノ會計事務ヲシテ從來ニ比シ一層複雜繁多ナラシメ、各廳ハ一事ノ決行ニ際シテ或ハ大藏當局ニ交涉シ、或ハ檢査院ト折衝ヲ重ヌルノ必要ニ會スベク、若シ夫レ彼我見解ノ相違スルガ如キコトアランカ、所謂左支右吾殆ンド收拾スル能ハザルニ至ルベク、此ノ如クニシテ時日ヲ遷延シ機宜ノ處置ヲ誤ルニ至ラムカ、既ニ緩漫ノ聲低カラザル官廳會計事務ノ進捗ヲ愈々阻碍スルニ至ルベシ。

(三)更ニ進ンデ諸外國ノ會計制度ヲ見ルニ、諸大國中歲出事前監督ヲ完全ニ會計檢査院ノ權限ニ委スルハ唯伊國アルノミ、佛國ハ明瞭ニ之ヲ大藏省ノ權限タラシメ、獨逸ハ我國現行制度ノ母法國タリ。而シテ白國ハ英國ノ範ニ倣ヘリ。然ルニ事前監督ガ比較的完全ニ行ハレツツアリト稱セラルル英國ニ於テモ、會計檢査院ハ國庫金支出ニ對シ單ニ豫メ credit ヲ與フルノミニシテ、其他ノ實際上ノ事前檢査ハ寧ロ大藏省ニ於テ之ヲ爲シツツアルモノノ如シ。加之佛白兩國ガ檢査院ヲシテ事前監督ヲ爲サシメザル所以ノモノハ、三權分立ノ根本義ニ顧念スル所アルガ爲ニシテ、英國ニ於テモ實際上ノ事前監督ガ檢査院ニヨリテ行ハルルガ如キコトアラバ、或ハ恐ル國家制度ノ不統一ヲ惹起セムコトヲト論ズルモノアルノ事實ハ、又以テ本件ニ對スル好個ノ研究資料タルベク、從ツテ又吾人ガ本件ニ對シ輕々ニ贊意ヲ表スル能ハザル所以タラズンバアラズ。

以上列記セル各種事由ニ依リ、吾人ハ會計檢査院ヲシテ歲出事前監督ノ任ニ當ラシメムトスルノ說ニ贊スル能ハザルモノナリ。

(乙)　歲出事前監督機關ノ新設ヲ不可トスル理由

次ニ檢査院ニシテ本件事務ニ當ラシムルニハ幾多ノ支障アリトセバ、宜シク普通行政系統ニ屬スル一新機關ヲ新設スルヲ以テ適當ト爲スベキガ如シト雖モ、

(一)此ノ如キハ單純ナル理論的滿足ヲ得ルノ手段タルニ止リ、實際上ノ運用トシテハ機關新設ニ依ル手續ノ複雜化ニ伴ヒ事務簡捷ノ要求ニ悖ル嫌アリ。

(二)且又歲出豫算ノ編成者ニモ非ズ事後檢査ノ機關ニモ非ザル中間機關ハ、一面ニ於テ判斷ノ公正ヲ期シ得ルガ如キモ、他面問題ノ眞相ヲ正解シテ妥當適正ナル處置ヲ望ムコト到底困難ニシテ、畢竟其ノ失フ所得ル所ヲ償フ能ハザルコト明瞭ナルベシ。

從ツテ本案モ亦適當ナル解決策ト稱スル能ハザルベシ。

(丙)　大藏省ニ事前監督事務ヲ執行セシムルヲ不可トスル理由

大藏省ハ普通行政官廳ナルガ故ニ、之ニ事前監督ノ權限ヲ賦與スルモ會計檢査院ノ場合ニ於ケルガ如キ憲法上竝ニ法制上ノ支障ニ關スル疑點ナク、且歲出豫算編成ノ當事者ガ同時ニ該豫算實行ノ監督ニ當ルコトハ最モ宜ク其所期ノ目的ヲ達スル所以ナリトスベク、此意味ニ於テ適當ナルガ如シト雖モ、

(一)今若シ歲出事前監督機關新設ノ問題ヲ現行會計制度以外ニ新タナル一組織トシテ創設セムトスルモノナリトセバ、果シテ此ノ如キ必要アリヤ否ヤニツキ疑問ナキ能ハズ。何トナレバ現行會計制度中ニハ實際上ノ事前監督トミルベキ制度ノ一部ハ既ニ存在セリ。現行會計法規ニ於テ契約ノ締結・經費ノ支出及流用・給與ノ支給等ニ關シ、其實行前ニ大藏大臣ニ協議スベキコトヲ規定セルハ、之レ卽チ事前監督制度ノ一部ニシテ、現行制度ハ實質上大藏

省ニ於テ事前監督ノ一部ヲ執行セルモノト見ルベシ。事情果シテ此ノ如クンバ、問題ノ究竟スル所ハ現行事前監督制度ヲ如何ナル程度範圍ニ於テ改正補修スベキヤノ點ニ歸着セザルヲ得ザルベシ。

(二)次ニ現行制度ノ改修ヲ以テ事前監督制度新設ノ問題ハ解決スベシトスルモ、制度執行機關ヲ現狀ノ如ク主計局內ニ置クベキヤ否ヤノ問題ヲ生スベシ。今若シ主計局以外ニ置カンカ、結局乙ノ新機關設置案ト同巧異曲ノ域ヲ脫セザルベク、又若シ主計局內ニ置カンカ、同局ノ性質上年度間事務ノ繁閑常ナラズ、從ツテ常時間斷ナク發生スベキ事案ノ決裁ガ果シテ流暢圓滑ニ行ハルベキヤ否ヤニツキ疑問ナキヲ得ズ。從ツテ兩案共ニ今驟カニ採用シ得ル限リニ非ザルベシ。

之ヲ要スルニ本問題ハ歸スル所現行會計制度ニ若干ノ修正ヲ加ヘ、從前ノ如ク大藏省ニ於テ之ヲ執行スルノ外ナカルベク、而シテ其如何ナル方法ヲ以テ之ヲ執行スベキヤニ就テハ、到底一朝一夕ニ卽決スベキモノニ非ズシテ、寧ロ愼重審議ノ上必要ニ應ジ改正スルヲ可トスベシ。且又現行會計法ハ改正以來日尙淺ク、數年實行ノ後將來或ハ改正ノ必要ヲ生ズルモノアルベク、本問題モ亦將來ニ於ケル會計法全般ノ改正問題ト併行シテ其調查ヲ進ムルコト最モ妥當ノ策ナルベシ。』

尙參考ノ爲メ制度部及實行部兩部會ガ調查會ニ對シテ提出シタル報告書ヲ揭ゲレバ左ノ如シ。

『　制度部會議經過報告書

〔審議事項〕歲出事前檢查ヲ會計檢查院ノ權限ニ屬セシムルハ憲法上支障ナキカ

(甲)會計檢查院ノ權限ハ國家ノ歲出歲入ノ決算ノ確定ノミニ限ラルベキモノナルヤ

會計檢查院ノ權限ハ憲法第七十二條第一項ニ於テ國家ノ歲出歲入ノ決算ヲ檢查確定スルニ在ルコトヲ規定スルモ、現ニ現行會計檢查院法ニ依レバ、同院ノ職權ハ憲法第七十二條所定ノ事項ニ限ラズ

(イ)出納官吏ノ責任審查(院法第二十條及會計法第三十五條)

(ロ)政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ與フル團體及公私立諸營造ノ收支ニ關スル決算(院法第十三條)

ニ就テ之ヲ認ムルノミナラズ、更ニ進ンデ廣ク法律勅令ノ規定ヲ以テ同院ノ權限ヲ追加シ得ベキ旨ヲ規定シ(院法第十三條第五號)現ニ之ニ基キテ

(ハ)國有財產增減計算書
(ニ)同　明細書　ノ審查(國有財產法第二十六條)

ヲ爲シツツアリ。從テ會計檢查院ニ對シ憲法第七十二條第一項ノ規定スル制度以外ニ、法律勅令ヲ以テ他ノ事項ニ付權限ヲ與フルモ、之ヲ以テ必ズシモ直ニ憲法違反ナリト解スベキニアラズ。

(乙)憲法所定ノ事項以外ニ於テ會計檢查院ノ權限ニ屬セシムルコトヲ得ル事項ノ範圍如何

憲法所定以外ノ事項ニ付法律勅令ヲ以テ會計檢查院ノ權限ニ屬セシメ得ルコト前述ノ如シト雖モ、法律勅令ヲ以テ之ニ屬セシメ得ル事項タル以上、其ノ憲法トノ關係上會計檢查院ノ憲法上ノ權限ヲ除斥シ又ハ之ガ事務執行ヲ不能若ハ不便ナラシムルガ如キモノタル可カラザ

ルコト素ヨリ明ナルベシ。而モ其ノ事務ガ會計檢査院本來ノ職權遂行ノ上ニ何等ノ支障ヲ來サシメザルモノナル限リ、會計監督ニ屬スル事項ノ如キハ之ヲ同院ノ權限ニ屬セシムルモ必ズシモ憲法ニ牴觸スト爲ス能ハザル事務、調停事務ヲ取扱ヘルノ事例モ亦以テ參考ト爲シ得ベシ。此ノ點ニ付テハ現ニ司法裁判所ガ各種ノ登記

(丙)　會計檢査院ニ事前檢査ノ權限ヲ與フルモ憲法ノ精神ニ鑑ミ不穩當ナラザルカ

普通行政官廳ニ屬セシムベキ事項ヲモ會計檢査院ノ權限ニ屬セシメ得ルコト前述ノ如ク、從ヲテ歲出事前檢査ガ假令普通行政事務ナリトスルモ、之ヲ同院ノ權限ニ屬セシムルモ、憲法上支障ナキガ如クナルモ、事前檢査ノ性質ヲ仔細ニ研究スルトキハ、之ヲ同院ノ職權ニ屬セシムルコトガ果シテ同院ノ性質及憲法ニ定ムル權限ニ鑑ミ不穩當ナリヤ否ヤノ問題ヲ生ズベシ。茲ニ於テ種々ノ議論アルモ、大體左記ノ如キ互ニ相對立セル二說ヲ生ゼリ。

第一　不穩當ナリトノ說

歲出事前檢査ノ權限ヲ檢査院ニ屬セシムルコトガ憲法上支障ナキヤ否ヤヲ判斷スルニ當リテハ、先ヅ事前檢査ノ權限ヲ同院ニ屬セシムル爲同院ノ本來ノ職權遂行ニ支障ヲ來サシムルコトナキヤ否ニ付檢討スルノ要アルベシ。然ルニ事前檢査ヲ同院ヲシテ爲サシムルトセバ事前檢査ノ決定者ト事後檢査ノ決定者トハ同一人ナルヲ以テ、事前檢査ニ於テ決定シタル所ヲ事後檢査ニ於テ覆スコトハ事實上頗ル困難ナリ。固ヨリ觀念上事前檢査ト事後檢査トヲ截然區別シ、或ハ事前檢査者ト事後檢査者トハ一ハ行政官廳トシテ他ハ本來ノ檢査官廳トシテ其ノ資格ヲ異ラシムルコトトセバ、前ノ決定ヲ後ニ至リテ覆スコトハ不可能ニ非ザル理ナルモ、事實上其ノ實現ノ困難ナルコト到底相異レル二官廳ニ依リテ行ハルル場合ニ比スベクモアラザルベシ。果シテ然ラバ、事後檢査機關ガ事前ニ於テ當該事項ニ付何等カノ意見ノ表示ヲ爲スコトハ、絕對ニ獨立不羈ナルベキ事後檢査ノ判定ニ對シテ多大ナル拘束ヲ加フルノ結果ヲ來スベク、從ツテ之ヲ以テ假令直チニ憲法違反ナリト謂フベカラズトスルモ、憲法ノ精神ニ鑑ミ且檢査院ノ性質ニ照シテ穩當ナリト謂フコト能ハザルベシ。

第二　不穩當ニ非ズトノ說

會計檢査院ガ事前檢査ト事後檢査トヲ兼行スルトキハ、第一說主張者ノ擧示スルガ如キ事實ヲ生ズルノ虞アリトスルモ、此ノ事實ハ檢査制度ノ組織如何ニ依リ之ヲ避クルコトヲ得ベク又假ニ完全ニ之ヲ避ケ得ザルガ如キコトアリトスルモ、此ノ事ヲ以テ直チニ事前檢査ノ權限ヲ檢査院ニ屬セシムルノ可否ヲ決スベキニ非ズ。國家ノ制度トシテ事前檢査ヲ如何ナル官廳ニ屬セシムルヲ以テ適當トスベキヤヲ論ズルニ當リテハ、廣ク各般ノ事情ヲ參酌考慮セザルベカラズ。而シテ事前檢査者ノ適格性、事前檢査ノ有效性、權限分布上ノ便宜性等ヲ勘案スルトキハ、會計檢査院ヲシテ事前檢査ニ當ラシムルモ不穩當ニアラズト謂フベシ。』

「

實行部會議經過報告書

歲出事前檢査實行案(大綱)

第一　歲出事前檢査ノ範圍

(一)豫算ノ目的ニ副ハザルコトナキヤ否ヤ

(二)法律勅令ニ反スルコトナキヤ否

(三)經濟上不利ヲ來スコトナキヤ否ニ付審査スルコト。

第二　歳出事前檢査事項

(一)契約ノ締結

(イ)製造工事請負ニ關スル契約ニシテ契約價格三萬圓以上ノモノ

(ロ)物件ノ貸借ニ關スル契約ニシテ其ノ賃貸借料年額又ハ總額五千圓以上ノモノ

(ハ)其ノ他ノ契約ニシテ契約價格一萬圓以上ノモノ

ニ付テハ總テ豫メ檢査機關ノ審査ヲ受クルヲ要ス。

(二)直營工事ノ施行ニシテ事業費一件三萬圓以上ノモノニ付テハ總テ豫メ檢査機關ノ審査ヲ受クルヲ要ス。

(三)補助金奬勵金等ノ支出

補助金、助成金、奬勵金、補給金、交付金、分擔金、支出金、補償金、慰藉金及見舞金等ノ類ニシテ一件一萬圓以上ノモノニ付テハ總テ豫メ檢査機關ノ審査ヲ受クルヲ要ス。但シ左ニ揭グル經費ノ如キモノニ付テハ事前檢査ヲ省略スルコトヲ得ルモノトスルコト。

(イ)市町村交付金

(ロ)繊物組合交付金

(ハ)恩給法第十八條ニヨル交付金

(ニ)日本無線電信株式會社法第八條ニヨル交付金

(ホ)小學校教員俸給分擔金

(ヘ)公立學校職員年功加俸分擔金

(ト)條約又ハ國際協定ニ基キ支出スベキ分擔金

(四)前金拂、概算拂ニ依ル經費ノ支出

一件五萬圓以上ノ前金拂又ハ概算拂ヲ爲サムトスルトキハ總テ豫メ檢査機關ノ審査ヲ受クルヲ要ス。

第三　歳出事前檢査ノ方法及時期

(一)檢査事項(一)及(二)ニ就テハ各省大臣又ハ支出官ヲシテ其ノ契約前豫メ檢査機關ノ審査ヲ受ケシムルコト。

契約ニ重大ナル變更ヲ加ヘムトスル場合ニ於テハ其都度審査ヲ受ケシムルコト。

(二)檢査事項(三)ニ付テハ各省大臣又ハ支出官ヲシテ其ノ指令前檢査機關ノ審査ヲ受ケシムルコト。

指令ニ重大ナル變更ヲ加ヘムトスル場合ニ於テハ其ノ都度審査ヲ受ケシムルコト。

(三)事前檢査機關前二項ニヨリ審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ、所定ノ審査手續ニヨリ一定期間內(原則トシテ正味一週間以內ニ)ニ意見書ヲ作成シ該請求官廳ニ之ヲ交付スルコト。但シ特殊ノ事由アル場合ニ於テハ當該廳ニ豫告シ審査期間ノ延長ヲ爲シ得ルコト。

(四)急迫(急迫ノ意義ニ付テハ別ニ之ヲ定ム)ノ場合ニ於テハ前項意見書交付前實行ニ着手スルコトヲ得セシムルコト。

第四　歳出事前檢査ノ效力

（一）各省大臣又ハ支出官ハ事前檢査機關ノ意見書ノ交付ヲ受クル迄其ノ實行ニ着手スルヲ得ザルコト。

（二）各省大臣又ハ支出官前項ノ意見書ニ反シタル實行ヲ爲シタルトキ又ハ意見書交付前着手シタル場合ニ於テハ、其ノ旨遲滯ナク事前檢査機關ニ通知セシムルコト。

第五　歳出事前檢査ノ施行地域

當分ノ內遠隔ノ地ニシテ事前檢査ノ實行困難ナル地域ニ於テハ本制度ヲ適用セザルコトトスルコト。』

以上の如くにして會計事前監督に關する問題は、歳出事前監督機關調査會に引續き行政調査會に於て其の審議を繼續することとなり、即ち同會は其の幹事會をして更めて之が調査に着手せしめしが、大正末年に至る迄には未だ何等之に關する具體的成案を得るに至らざるものとす。

附表第一表

別途會計廢置一覽表

年度	別途會計
（設立等）	富岡製絲所（五年十月設立）、下總牧羊種畜所（八年九月設立）、嶺岡種畜場（幕府より官收）、堺製絨場（五年五月官有）、造幣局（二年二月設立）、紙幣局（四年八月設立）、橫須賀造船所（元年四月幕府より官收）、長崎海軍出張所（七年十月設立）、唐津石炭用所（八年五月設立）、鹿兒島造船所（鹿兒島藩より官收）、佐渡鑛山分局（二年二月官行）、生野鑛山分局（元年十二月官行）、小坂鑛山分局（二年十一月官行）、釜石鑛山分局（七年二月官行）、三池鑛山分局（六年六月官行）、阿仁鑛山分局（八年八月官行）、院内鑛山分局（八年八月官行）、赤羽工作分局（六年十二月設立）、深川工作分局（七年二月設立）、兵庫工作分局（四年十二月設立）、長崎工作分局（元年六月幕府より官收）、品川工作分局（九年四月設立）、電信局（四年八月設立）、郵便爲替資本（八年一月設置）、鐵道（五年五月開業）
明治九年度	富岡製絲所、下總牧羊種畜所、嶺岡種畜場、堺製絨場、（十年十月設立）、造幣局、紙幣局、橫須賀造船所、長崎海軍出張所、唐津石炭用所、鹿兒島造船所、佐渡鑛山分局、生野鑛山分局、小坂鑛山分局、釜石鑛山分局、三池鑛山分局、阿仁鑛山分局、院内鑛山分局、赤羽工作分局、深川工作分局、兵庫工作分局、長崎工作分局、品川工作分局、電信局、（十年度より設置）同右、郵便爲替資本、鐵道
同十年度	富岡製絲所、下總牧羊種畜場、嶺岡種畜場、堺製絨所、新町紡績所、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、長崎海軍出張所、唐津石炭用所、鹿兒島造船所、佐渡鑛山分局、生野鑛山分局（十年六月貸下）、釜石鑛山分局、三池鑛山分局、阿仁鑛山分局、（十年四月阿仁分局所轄となり、十二年五月分局となる）（十一年六月官收）、赤羽工作分局、深川工作分局、兵庫工作分局、長崎工作分局、品川工作分局、電信局、電信局營業資本、燈台局倉庫資本、（十一年五月設立）（十一年度より設置）、郵便爲替資本、鐵道、（十一年度より設置）
同十一年度	富岡製絲所、下總牧羊種畜場、（十一年五月拂下）、（十一年三月拂下）、新町紡績所、（十二年九月設立）、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、長崎海軍出張所、唐津石炭用所、鹿兒島造船所、（十二年十月設立）、佐渡鑛山分局、生野鑛山分局、釜石鑛山分局、三池鑛山分局、阿仁鑛山分局、院内鑛山分局、中小坂鑛山分局（八年より官行、十二年度より別途會計とす）、赤羽工作分局、深川工作分局、兵庫工作分局、長崎工作分局、品川工作分局（十八年二月設立、十二年度より別途會計とす）、同右、電信局、電信局營業資本、燈台局倉庫資本、（十二年開坑）、（十二年度以後別途會計とす）、內務省製藥所、阿片購收資本、郵便爲替資本、鐵道、起業基金
同十二年度	富岡製絲所、下總牧羊種畜場、（十四年二月設立）、新町紡績所、千住製絨所、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、長崎海軍出張所、唐津石炭用所、（十二年五月廢止）、海軍火藥製造所、佐渡鑛山分局、生野鑛山分局、（十三年六月再官行）、釜石鑛山分局、三池鑛山分局、阿仁鑛山分局、院内鑛山分局、中小坂鑛山分局、廣島縣鑛山、赤羽工作分局、深川工作分局、兵庫工作分局、長崎工作分局、品川工作分局、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、電信局、電信局營業資本、燈台局倉庫資本、（十三年設置）、（十四年三月開業）、幌內鑛山、（十三年十一月開業）、開拓使諸工場、內務省製藥所、阿片購收資本、郵便爲替資本、鐵道、起業基金
同十三年度	富岡製絲所（十三年一月通常經費に移屬）、新町紡績所、愛知紡績所、（十四年七月設立）、千住製絨所、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、長崎海軍出張所、唐津石炭用所、海軍火藥製造所、佐渡鑛山分局、生野鑛山分局、小坂鑛山分局、釜石鑛山分局、三池鑛山分局、阿仁鑛山分局、院内鑛山分局、中小坂鑛山分局、廣島縣鑛山、赤羽工作分局、深川工作分局、兵庫工作分局、長崎工作分局、品川工作分局、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、電信局、電信局營業資本、燈台局倉庫資本、石油鑿井場、紋鼈製糖所、幌內鑛山、北海道鐵道、開拓使諸工場、內務省製藥所、阿片購收資本、郵便爲替資本、鐵道、起業基金
同十四年度	富岡製絲所（十三年一月改稱、十五年度より再び別途會計とす）、新町紡績所、愛知紡績所、廣島紡績所、千住製絨所、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、長崎海軍出張所、唐津石炭用所、海軍火藥製造所、佐渡鑛山分局、生野鑛山分局、小坂鑛山分局、釜石鑛山分局、三池鑛山分局、阿仁鑛山分局、院内鑛山分局、中小坂鑛山分局、廣島縣鑛山、赤羽工作分局、深川工作分局、兵庫工作分局、長崎工作分局、品川工作分局、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、電信局、電信局營業資本、燈台局倉庫資本、石油鑿井場、紋鼈製糖所、幌內鑛山、北海道鐵道、開拓使諸工場、內務省製藥所、阿片購收資本、郵便爲替資本、鐵道、起業基金、（十五年度より設置）同右、（十六年四月設置）、（十五年度より設置）
同十五年度	富岡製絲所、下總種畜場、新町紡績所、愛知紡績所、（十五年五月廣島縣へ下渡）、千住製絨所、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、長崎海軍出張所、唐津石炭用所、海軍火藥製造所、佐渡鑛山分局、生野鑛山分局、小坂鑛山分局、釜石鑛山分局、三池鑛山分局、阿仁鑛山分局、院内鑛山分局、（十五年一月廢業）、廣島縣鑛山、赤羽工作分局、深川工作分局、兵庫工作分局、長崎工作分局、品川工作分局、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、電信局、電信局營業資本、燈台局倉庫資本、石油鑿井場、紋鼈製糖所、幌內鑛山、北海道鐵道、（十四年度限り別途會計廢止）、內務省製藥所、阿片購收資本、郵便爲替資本、鐵道、起業基金、勸業資本金、勸業委託金、下關償金返還部、（十七年二月設置）、皇城建築費獻金
同十六年度	富岡製絲所、下總種畜場、新町紡績所、愛知紡績所、千住製絨所、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、長崎海軍出張所、唐津石炭用所、海軍火藥製造所、（十七年七月設立）、佐渡鑛山分局、生野鑛山分局、小坂鑛山分局、（十六年六月廢業）、三池鑛山分局、阿仁鑛山分局、院内鑛山分局、廣島縣鑛山、（十六年二月海軍省へ移管）、（十六年四月貸下）、兵庫造船局、長崎造船局、品川硝子製造所、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、電信局、電信局營業資本、燈台局倉庫資本、（十五年度限廢業）、紋鼈製糖所、幌內鑛山、北海道鐵道資本、（十八年四月着工）、（十六年度以後通常經費に移屬）、阿片購收資本、（十七年度より設置）、郵便爲替資本、鐵道、（十七年度より設置）、起業基金、勸業資本金、勸業委託金、下關償金返還部、朝鮮政府補塡金、皇城建築費獻金
同十七年度	富岡製絲所、下總種畜場、新町紡績所、愛知紡績所、千住製絨所、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、長崎海軍出張所、唐津石炭用所、海軍火藥製造所、小野濱造船所、佐渡鑛山分局、生野鑛山分局、（十七年九月拂下）、三池鑛山分局、阿仁鑛山分局、院内鑛山分局、廣島縣鑛山、兵庫造船局、（十七年七月貸下）、（十七年二月貸下）、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、電信局、電信局營業資本、燈台局倉庫資本、紋鼈製糖所、幌內鑛山、北海道鐵道資本、橫濱水道工費、阿片購收資本、（十八年度より設置）、文部省所管回收編書費、郵便爲替資本、鐵道、鐵道基金、起業基金、勸業資本金、勸業委託金、下關償金返還部、朝鮮政府補塡金、皇城建築費獻金
同十八年度	富岡製絲所（十八年六月宮內省へ移管）、新町紡績所、愛知紡績所、千住製絨所、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、長崎海軍出張所、唐津石炭用所、海軍火藥製造所、小野濱造船所、佐渡鑛山分局、生野鑛山分局、三池鑛山分局、（十八年三月拂下）、（十八年一月拂下）、廣島縣鑛山、兵庫造船局、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、電信局、電信局營業資本、燈台局倉庫資本、紋鼈製糖所、幌內鑛山、北海道鐵道資本、橫濱水道工費、阿片購收資本、司法省所管回收編書費、文部省所管回收編書費、郵便爲替資本、鐵道、鐵道基金、（十九年度より設置）、起業基金、勸業資本金、勸業委託金、下關償金返還部、朝鮮政府補塡金、皇城建築費獻金、（十九年度より設置）同右
同十九年度	富岡製絲所、新町紡績所、愛知紡績所、千住製絨所、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、（十九年二月廢止）、唐津石炭用所、海軍火藥製造所、小野濱造船所、佐渡鑛山分局、生野鑛山分局、三池鑛山局、廣島縣鑛山、（十九年五月貸下）、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、（十九年度より通常經費に移屬）、電信局貯藏物品資本、燈台局貯藏物品資本、紋鼈製糖所、幌內鑛山、北海道鐵道資本、橫濱水道工費、阿片購收資本、司法省編書資本、文部省編書資本、郵便爲替資本、鐵道、鐵道基金、整理公債、起業基金、勸業資本金、勸業委託金、下關償金返還部、朝鮮政府補塡金、皇城建築費獻金、（二十年度より設置）同右、陸軍省所管馬匹拂下代及飼食料、陸軍省所管火藥類拂下代（二十年度より設置）、（二十年度より設置）
同二十年度	富岡製絲所、（二十年六月拂下）、（十九年十一月拂下）、千住製絨所、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、唐津石炭用所、海軍火藥製造所、小野濱造船所、佐渡鑛山分局、生野鑛山局、三池鑛山局、廣島縣鑛山、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、電信局貯藏物品資本、燈台局貯藏物品資本（二十一年度より合併）、（二十年四月拂下）、幌內鑛山、北海道鐵道資本、橫濱水道工費、阿片購收資本、司法省編書資本、文部省編書資本、郵便爲替資本、鐵道、鐵道基金、整理公債、起業基金、勸業資本金、勸業委託金、下關償金返還部、朝鮮政府補塡金、皇城建築費獻金、神社補壤金、森林資金、（二十一年度より設置）、陸軍省所管馬匹拂下代及飼食料、陸軍省所管火藥類拂下代、陸軍省所管地圖拂下代、文部省所管高等中學校創立費（二十一年度より設置）
同二十一年度	富岡製絲所、千住製絨所、造幣局、印刷局、橫須賀造船所、唐津石炭用所、海軍火藥製造所、小野濱造船所、佐渡鑛山局、生野鑛山局、三池鑛山局、廣島縣鑛山、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、（十九年度より改稱、二十一年度より合併）、電信燈台貯藏物品資本、（二十年九月竣工）、幌內鑛山、北海道鐵道資本、橫濱水道工費、阿片購收資本、司法省編書資本、文部省編書資本、郵便爲替資本、鐵道、鐵道基金、整理公債、起業基金、勸業資本金、勸業委託金、下關償金返還部、朝鮮政府補塡金、皇城建築費獻金、神社補壤金、森林資金、生野鑛山特別興業費、陸軍省所管馬匹拂下代及飼食料、陸軍省所管火藥類拂下代、陸軍省所管地圖拂下代、（二十二年度より設置）同右、文部省所管高等中學校創立費、文部省所管高等中學校經費

〔備考〕一、本表は明治九年度別途會計の制度設置以後、明治二十三年度特別會計の制度の設置以前に於ける各種別途會計の名稱一覽に便する爲に作成せるものなり。

二、會計年度に關しては、明治八年度以降同十七年度以前に在りては該年七月一日より翌年六月三十日迄、同十八年度は十八年七月一日より十九年三月三十一日迄、十九年度以後は該年四月一日より翌年三月三十一日迄を、夫々一會計年度とす。

三、造幣局は明治十年一月從來の造幣寮を改稱せるものにして、印刷局は明治十年一月從來の紙幣寮を紙幣局と改稱し、翌十一年十二月更に之を印刷局と改稱せしものなり。

四、橫須賀造船所は最初橫須賀製鐵所と稱せしを明治四年四月現稱に改め、唐津石炭用所は明治八年五月從來の唐津海軍出張所を改稱し、鹿兒島造船所は最初鹿兒島器械所と稱せしを、七年一月鹿兒島製造所と改稱し、九年八月更に現稱に改めしものなり。

五、工部省鑛山中には明治九年度以後に於て、本表所揭の外尙は大葛金山、油戸炭山等を存せしも、前者は明治十年一月小坂鑛山分局の所轄となり、同年六月民間に貸下げられ、後者は十二年六月官行と同時に佐渡鑛山分局に屬し、十四年六月更に院內鑛山分局に移屬し、翌十七年拂下となりしものに付、共に本表に揭載せず。

六、赤羽工作分局及深川工作分局は十年一月以前は夫々赤羽製作所及深川製作寮出張所と稱せられ、兵庫工作分局は十年一月以前は兵庫製作所と稱し、十六年九月更に兵庫造船局と改められ、長崎工作分局は最初長崎製鐵所と稱し、四年四月之を長崎製作所と改め、十年一月長崎工作分局と改め、十六年九月更に長崎造船局と改稱し、品川硝子製造所は最初品川硝子製造所と稱し、十六年九月更に現稱に復せしものなり。

七、東京及大阪砲兵工廠は最初は砲兵本廠及砲兵支廠と稱せられ、十二年十月改稱と共に別途會計に移されしものなり。

八、北海道鐵道は明治十六年度に於て幌內鑛山に合併經營せられしを以て、同年度以降は其の資本のみが別途會計として存續せしものとす。

九、鐵道は東京橫濱間鐵道、神戸京都間鐵道等の如く、各線路每に收支會計を別にし、又開拓使諸工場は札幌水車器械製作所、札幌木工所、札幌煉鐵所等を始め多數の作業場を包含し、各作業場每に別途の收支會計を存するものなりと雖も、其の一々を列擧するは煩雜に過ぐるを以て、本表に於ては之を總稱して鐵道又は開拓使諸工場の名稱を用ゐたり。

別途會計廢置一覽表

附表 第二表 特別會計廢置一覽

	明治二十三年度	同二十四年度	同二十五年度	同二十六年度	同二十七年度	同二十八年度	同二十九年度
(二十三年三月、法一七)	造幣局	造幣局	造幣局	造幣局	造幣局	造幣局	造幣局
(同右)	印刷局	印刷局	印刷局	印刷局	印刷局	印刷局	印刷局
(同右)	富岡製絲所	富岡製絲所	富岡製絲所	富岡製絲所	廢止(二十六年十一月三十日限)		
(同右)	電信燈台用品製造所	電信燈台用品製造所	電信燈台用品製造所	電信燈台用品製造所	電信燈台用品製造所	電信燈台用品製造所	電信燈台用品製造所
(同右)	廣島鑛山	廣島鑛山	廣島鑛山	廣島鑛山	廣島鑛山	廣島鑛山	廣島鑛山
(二十三年三月、法一八)	東京砲兵工廠	東京砲兵工廠	東京砲兵工廠	東京砲兵工廠	東京砲兵工廠	東京砲兵工廠	東京砲兵工廠
(同右)	大阪砲兵工廠	大阪砲兵工廠	大阪砲兵工廠	大阪砲兵工廠	大阪砲兵工廠	大阪砲兵工廠	大阪砲兵工廠
(同右)	千住製絨所	千住製絨所	千住製絨所	千住製絨所	千住製絨所	千住製絨所	千住製絨所
(二十三年三月、法二〇)	官設鐵道	官設鐵道	官設鐵道	官設鐵道	官設鐵道	官設鐵道	官設鐵道
				(二十六年一月、法二)	官設鐵道用品資金	官設鐵道用品資金	官設鐵道用品資金
(二十三年三月、法二一)	預金局預金	預金局預金	預金局預金	預金局預金	預金局預金	預金局預金	預金局預金
(同右)	郵便貯金、郵便爲替金	郵便貯金、郵便爲替金	郵便貯金、郵便爲替金	郵便貯金、郵便爲替金	郵便貯金、郵便爲替金	郵便貯金、郵便爲替金	郵便貯金、郵便爲替金
(二十三年三月、法一九)	鎭守府造船材料資金	横須賀鎭守府造船材料資金	横須賀鎭守府造船材料資金	横須賀鎭守府造船材料資金	横須賀鎭守府造船材料資金	横須賀鎭守府造船材料資金	横須賀鎭守府造船材料資金
		呉鎭守府造船材料資金	呉鎭守府造船材料資金	呉鎭守府造船材料資金	呉鎭守府造船材料資金	呉鎭守府造船材料資金	呉鎭守府造船材料資金
					佐世保鎭守府造船材料資金	佐世保鎭守府造船材料資金	佐世保鎭守府造船材料資金
(二十三年二月、法一四)	整理公債金	整理公債金	整理公債金	整理公債金	整理公債金	整理公債金	整理公債金
(二十三年三月、法二四)	紙幣交換基金	紙幣交換基金	紙幣交換基金	紙幣交換基金	紙幣交換基金	紙幣交換基金	紙幣交換基金
(二十三年三月、法二五)	鎖店銀行紙幣交換基金	鎖店銀行紙幣交換基金	鎖店銀行紙幣交換基金	鎖店銀行紙幣交換基金	鎖店銀行紙幣交換基金	鎖店銀行紙幣交換基金	鎖店銀行紙幣交換基金
					(二十八年三月、法一六)	營業滿期國立銀行紙幣交換基金	營業滿期國立銀行紙幣交換基金
(二十三年三月、法二一)	中央備荒儲蓄金	中央備荒儲蓄金	中央備荒儲蓄金	中央備荒儲蓄金	中央備荒儲蓄金	中央備荒儲蓄金	中央備荒儲蓄金
			(二十六年一月、法一)	鐵道公債金	鐵道公債金	鐵道公債金	鐵道公債金
					(二十九年三月、法六)	償金	償金 (二十九年四月、法七九)(三十一年一月一日より)(三十年三月、法一七)
(二十三年三月、法二六)	帝國大學	帝國大學	帝國大學	帝國大學	帝國大學	帝國大學	帝國大學
	高等師範學校	高等師範學校	高等師範學校	高等師範學校	高等師範學校	高等師範學校	高等師範學校
	女子高等師範學校	女子高等師範學校	女子高等師範學校	女子高等師範學校	女子高等師範學校	女子高等師範學校	女子高等師範學校
						札幌農學校	札幌農學校
	高等商業學校	高等商業學校	高等商業學校	高等商業學校	高等商業學校	高等商業學校	高等商業學校
	第一高等中學校	第一高等中學校	第一高等中學校	第一高等中學校	第一高等中學校	第一高等學校	第一高等學校
	第二高等中學校	第二高等中學校	第二高等中學校	第二高等中學校	第二高等中學校	第二高等學校	第二高等學校
	第三高等中學校	第三高等中學校	第三高等中學校	第三高等中學校	第三高等中學校	第三高等學校	第三高等學校
	第四高等中學校	第四高等中學校	第四高等中學校	第四高等中學校	第四高等中學校	第四高等學校	第四高等學校
	第五高等中學校	第五高等中學校	第五高等中學校	第五高等中學校	第五高等中學校	第五高等學校	第五高等學校
	鹿兒島高等中學造士館	鹿兒島高等中學造士館	鹿兒島高等中學造士館	鹿兒島高等中學造士館	鹿兒島高等中學造士館	鹿兒島高等中學造士館	鹿兒島高等中學造士館
	山口高等中學校	山口高等中學校	山口高等中學校	山口高等中學校	山口高等中學校	山口高等學校	山口高等學校
	東京工業學校	東京工業學校	東京工業學校	東京工業學校	東京工業學校	東京工業學校	東京工業學校
							大阪工業學校
	東京美術學校	東京美術學校	東京美術學校	東京美術學校	東京美術學校	東京美術學校	東京美術學校
	東京音樂學校	東京音樂學校	東京音樂學校	高等師範學校附屬音樂學校	高等師範學校附屬音樂學校		
	東京盲啞學校	東京盲啞學校	東京盲啞學校	東京盲啞學校	東京盲啞學校	東京盲啞學校	東京盲啞學校
	東京圖書館	東京圖書館	東京圖書館	東京圖書館	東京圖書館	東京圖書館	東京圖書館
	東京農林學校						
				(二十七年十月、法二四)(二十七年六月一日より)	臨時軍事費	臨時軍事費	終結(二十九年三月、法一〇)(二十九年三月三十一日限)
							(三十年二月、法二)

(備考)
一、括弧太字は當該特別會計の設置又は廢止に關する根據法令及其の施行年月を示すものにして、其の特に施行年月を記さざるものは、何れも年度首の設置又は年度末の廢止を示すものとす。而し
二、富岡製絲所及廣島鑛山各特別會計の廢止に關する法律の公布は、夫々明治三十二年二月法律第十二號及同三十九年三月法律第十一號なりと雖も、本表に於ては其の實際廢止の年度を掲げたり。
三、中央備荒儲蓄金特別會計の廢止は大正十四年三月法律第十三號にして、又紙幣交換基金、鎖店銀行紙幣交換基金及營業滿期國立銀行紙幣交換基金各特別會計に關しては、現在に至るまで尚之が
四、郵便貯金郵便爲替金特別會計は明治三十三年三月法律第五十七號を以て同年十月以降其の名稱中に郵便取立金を追加せられたり。其の他尚官立學校及圖書館に關する特別會計の名稱中に改稱せ

置一覽表（其一）明治之部

年度	特別會計
十八年度	造幣局、印刷局、燈台用品製造所、島鑛山、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、官設鐵道、鐵道用品資金、局預金 郵便貯金、郵便爲替金、横須賀鎮守府造船材料資金、吳鎮守府造船材料資金、佐世保鎮守府造船材料資金、公債金、交換基金、紙幣交換基金、備荒儲蓄金、公債金、金、大學、師範學校、高等師範學校、農學校、商業學校、高等學校、高等學校、高等學校、高等學校、高等學校、高等中學造士館、高等學校、工業學校、美術學校、盲啞學校、圖書館、軍事費
同二十九年度	造幣局、印刷局、電信燈台用品製造所、廣島鑛山、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、官設鐵道、官設鐵道用品資金、預金局預金 郵便貯金、郵便爲替金、横須賀鎮守府造船材料資金、吳鎮守府造船材料資金、佐世保鎮守府造船材料資金、整理公債金、紙幣交換基金、營業滿期國立銀行紙幣交換基金、中央備荒儲蓄金、鐵道公債金、債金（二十九年四月、法七九）（三十年三月一日より、法一七）、帝國大學、高等師範學校、女子高等師範學校、札幌農學校、高等商業學校、第一高等學校、第二高等學校、第三高等學校、第四高等學校、第五高等學校、鹿兒島高等中學造士館、山口高等學校、東京工業學校、大阪工業學校、東京美術學校、東京盲啞學校、東京圖書館、（三十年二月、法二）、軍事費 終期（二十九年三月、法一〇）（二十九年三月三十一日限）
同三十年度	造幣局、印刷局、電信燈台用品製造所、廣島鑛山、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、官設鐵道、官設鐵道用品資金、預金局預金 郵便貯金、郵便爲替金、横須賀鎮守府造船材料資金、吳鎮守府造船材料資金、佐世保鎮守府造船材料資金、整理公債金、紙幣交換基金、營業滿期國立銀行紙幣交換基金、中央備荒儲蓄金、鐵道公債金、債金、葉煙草專賣資金、貨幣整理資金、東京帝國大學、京都帝國大學、高等師範學校、女子高等師範學校、札幌農學校、高等商業學校、第一高等學校、第二高等學校、第三高等學校、第四高等學校、第五高等學校、山口高等學校、東京工業學校、大阪工業學校、東京美術學校、東京盲啞學校、帝國圖書館、台灣總督府
同三十一年度	造幣局、印刷局、電信燈台用品製造所（三十二年二月、法一二）、廣島鑛山、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、官設鐵道、官設鐵道用品資金（三十二年二月、法一〇）、預金局預金 郵便貯金、郵便爲替金、横須賀鎮守府造船材料資金、吳鎮守府造船材料資金、佐世保鎮守府造船材料資金、整理公債金、紙幣交換基金、營業滿期國立銀行紙幣交換基金、中央備荒儲蓄金、鐵道公債金（三十二年二月、法一三）、債金、葉煙草專賣資金、貨幣整理資金（三十二年三月、法八一）（三十二年三月、法七九）（三十二年三月、法八〇）（三十二年三月、法八六）、東京帝國大學、京都帝國大學、高等師範學校、女子高等師範學校、札幌農學校、高等商業學校、第一高等學校、第二高等學校、第三高等學校、第四高等學校、第五高等學校、山口高等學校、東京工業學校、大阪工業學校、東京美術學校、東京盲啞學校、帝國圖書館、台灣總督府
同三十二年度	造幣局、印刷局、製鐵所、電信燈台用品製造所、廣島鑛山、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠（三十二年三月、法三〇）、千住製絨所、官設鐵道、官設鐵道用品資金、北海道官設鐵道用品資金、預金局預金 郵便貯金、郵便爲替金（三十二年三月、法二二）、横須賀鎮守府造船材料資金、吳鎮守府造船材料資金、佐世保鎮守府造船材料資金（三十三年一月、法九）、整理公債金 廢止（三十二年二月、法一四）、紙幣交換基金、營業滿期國立銀行紙幣交換基金、中央備荒儲蓄金 廢止（三十二年二月、法一三）、事業公債及鐵道公債金、債金、葉煙草專賣資金、貨幣整理資金、災害準備基金、軍艦水雷艇補充基金、教育基金、森林資金、東京帝國大學、京都帝國大學、高等師範學校、女子高等師範學校、札幌農學校、高等商業學校、第一高等學校、第二高等學校、第三高等學校、第四高等學校、第五高等學校、山口高等學校、東京工業學校、大阪工業學校、東京美術學校、東京盲啞學校、帝國圖書館、台灣總督府
同三十三年度	造幣局、印刷局、製鐵所、電信燈台用品製造所、廣島鑛山、專賣局、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、官設鐵道、官設鐵道用品資金、北海道官設鐵道用品資金、預金局預金 郵便貯金、郵便爲替金、郵便取立金、在外國帝國專管居留地、横須賀鎮守府造船材料資金、吳鎮守府造船材料資金、佐世保鎮守府造船材料資金、海軍造兵材料資金、紙幣交換基金 廢止（三十二年度限）、營業滿期國立銀行紙幣交換基金 廢止（三十二年六月三十日限）、事業公債及鐵道公債金、債金 廢止（三十二年三月、法三〇）、貨幣整理資金、災害準備基金、軍艦水雷艇補充基金、教育基金、森林資金、東京帝國大學、京都帝國大學、高等師範學校、女子高等師範學校、札幌農學校、高等商業學校、第一高等學校、第二高等學校、第三高等學校、第四高等學校、第五高等學校、第六高等學校、山口高等學校、東京工業學校、大阪工業學校、東京外國語學校、東京美術學校、東京音樂學校、東京盲啞學校、帝國圖書館、台灣總督府
同三十四年度	造幣局、印刷局、製鐵所、電信燈台用品製造所、廣島鑛山、專賣局、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、官設鐵道、官設鐵道用品資金、北海道官設鐵道用品資金（三十五年三月、法一三）、預金局預金 郵便貯金、郵便爲替金、郵便取立金、在外國帝國專管居留地、鎮守府造船材料資金、海軍造兵材料資金（三十五年三月、法三四）、紙幣交換基金、營業滿期國立銀行紙幣交換基金、事業公債及鐵道公債金、債金、貨幣整理資金、災害準備基金、軍艦水雷艇補充基金、教育基金、森林資金、東京帝國大學、京都帝國大學、高等師範學校、女子高等師範學校、札幌農學校、高等商業學校、第一高等學校、第二高等學校、第三高等學校、第四高等學校、第五高等學校、第六高等學校、第七高等學校造士館、山口高等學校、千葉醫學專門學校、仙台醫學專門學校、岡山醫學專門學校、金澤醫學專門學校、長崎醫學專門學校、東京高等工業學校、大阪高等工業學校、東京外國語學校、東京美術學校、東京音樂學校、東京盲啞學校、帝國圖書館、台灣總督府
同三十五年度	造幣局、印刷局、製鐵所、電信燈台用品製造所、廣島鑛山、專賣局、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、官設鐵道、官設鐵道用品資金、北海道官設鐵道用品資金、台灣官設鐵道用品資金、預金局預金 郵便貯金、郵便爲替金、郵便取立金、在外國帝國專管居留地、廢止（三十五年三月、法三四）、海軍造船材料資金、海軍造兵材料資金、紙幣交換基金、營業滿期國立銀行紙幣交換基金、事業公債及鐵道公債金、債金、貨幣整理資金、災害準備基金、軍艦水雷艇補充基金、教育基金、森林資金、東京帝國大學、京都帝國大學、東京高等師範學校、廣島高等師範學校、女子高等師範學校、札幌農學校、盛岡高等農林學校、東京高等商業學校、神戸高等商業學校、第一高等學校、第二高等學校、第三高等學校、第四高等學校、第五高等學校、第六高等學校、第七高等學校造士館、山口高等學校、千葉醫學專門學校、仙台醫學專門學校、岡山醫學專門學校、金澤醫學專門學校、長崎醫學專門學校、東京高等工業學校、大阪高等工業學校、京都高等工藝學校、東京外國語學校、東京美術學校、東京音樂學校、東京盲啞學校、帝國圖書館、台灣總督府（三十七年四月、法二）（三十六年十月より）
同三十六年度	造幣局、印刷局、製鐵所、電信燈台用品製造所、廣島鑛山、專賣局、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、官設鐵道、官設鐵道用品資金、北海道官設鐵道用品資金、台灣官設鐵道用品資金、預金局預金 郵便貯金、郵便爲替金、郵便取立金、在外國帝國專管居留地、海軍造船材料資金、海軍造兵材料資金、紙幣交換基金、營業滿期國立銀行紙幣交換基金、事業公債及鐵道公債金、債金、貨幣整理資金、災害準備基金、軍艦水雷艇補充基金、教育基金、森林資金、東京帝國大學、京都帝國大學、東京高等師範學校、廣島高等師範學校、女子高等師範學校、札幌農學校、盛岡高等農林學校、東京高等商業學校、神戸高等商業學校、第一高等學校、第二高等學校、第三高等學校、第四高等學校、第五高等學校、第六高等學校、第七高等學校造士館、山口高等學校、千葉醫學專門學校、仙台醫學專門學校、岡山醫學專門學校、金澤醫學專門學校、長崎醫學專門學校、東京高等工業學校、大阪高等工業學校、京都高等工藝學校、東京外國語學校、東京美術學校、東京音樂學校、東京盲啞學校、帝國圖書館、台灣總督府、臨時軍事費
同三十七年度	造幣局、印刷局、製鐵所、電信燈台用品製造所 廢止（三十六年度限）、廣島鑛山、專賣局、東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、千住製絨所、官設鐵道、官設鐵道用品資金、北海道官設鐵道用品資金、台灣官設鐵道用品資金、預金局預金 郵便貯金、郵便爲替金、郵便取立金、在外國帝國專管居留地、海軍造船材料資金、海軍造兵材料資金（三十八年二月、法一五）、紙幣交換基金、營業滿期國立銀行紙幣交換基金、事業公債及鐵道公債金、債金、貨幣整理資金、災害準備基金、軍艦水雷艇補充基金、教育基金、森林資金、東京帝國大學、京都帝國大學、東京高等師範學校、廣島高等師範學校、女子高等師範學校、札幌農學校、盛岡高等農林學校、東京高等商業學校、神戸高等商業學校、第一高等學校、第二高等學校、第三高等學校、第四高等學校、第五高等學校、第六高等學校、第七高等學校造士館、山口高等學校、千葉醫學專門學校、仙台醫學專門學校、岡山醫學專門學校、金澤醫學專門學校、長崎醫學專門學校、東京高等工業學校、大阪高等工業學校、京都高等工藝學校、東京外國語學校、東京美術學校、東京音樂學校、東京盲啞學校、帝國圖書館、台灣總督府、臨時軍事費

…度首の設置又は年度末の廢止を示すものとす。而して括弧太字中法何又は勅何とあるは夫々法律又は勅令及其の番號なりとす。
…も、本表に於ては其の實際廢止の年度を掲げたり。
…基金特別會計に關しては、現在に至るまで尚之が廢止に關する法律公布せられずと雖も、本表に於ては其の實際廢止の年度を掲げたり。
…立學校及圖書館に關する特別會計の名稱中に改稱せられたるもの多數あり。